



* 0036144000 *

0036144-000

366-H884k

勤勞と生活

藤林敬三・著

慶応出版社

1944

AGF

| | | |
|----|---------|---------------|
| 書號 | 4582 | 日立製作所 急有工場 |
| 類別 | V-0209 | |
| 種別 | 管理 | |
| 購入 | 1942-20 | |
| 價格 | 5.50 | |

藤林敬三著

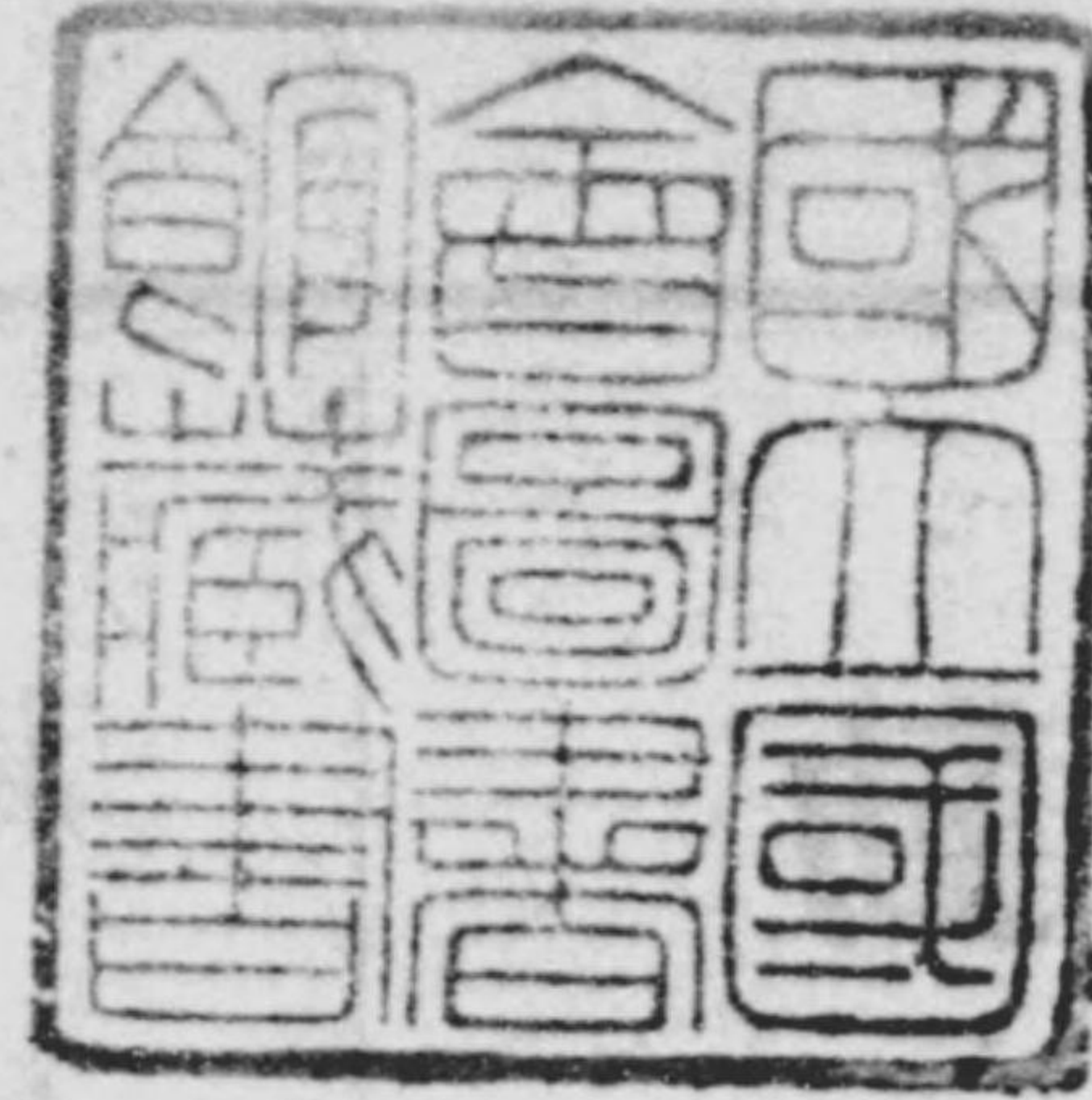
勤勞



生活

慶應出版社刊

366.
H884 々



403456

寄贈 日立製作所
亀有工場

序

・今日の勤勞問題は、これを一言にしていへば、男女老若を問はず、銃後國民中多少ともに勤勞能力を保持するものが、從來にも増してより直接的に、またより力強く戦力の増強に参加するといふ點にかかつてゐる。このことは昨秋以來、特に今年に入つてからのわが政府の勤勞對策の裡にも、明確に示されてゐるところである。かくて吾々は今や、謂はば文字通り、國を擧げて戦力の増強に邁進しなければならぬ。そしてこれを個々の國民に就いて觀れば、誰もがその全生活を擧げて、本當に力強く勤勞力の逞ましい發揮に努めねばならぬことを意味してゐる。

過去に於いては、勤勞と生活の問題はとかく分離して考へられ勝ちであつた。そしてこれが問題の個人主義的な理解と多かれ少なかれ關聯してゐたことはここに問はないとしても、かかる理解の上で、問題の正しく決定的な解決が意圖され難いのは寧ろ當然であつて、今日吾々にはもはやこれでは事を濟まし得なくなりつつある。蓋し國を擧げての國民の勤勞力の逞ましい發揮が要請されることが強ければ、それだけ吾々は勤勞問題に關するこの基本的な面に觸れざるを得ないか

序

一

らである。しかも従来からの施策が、この點でなほ幾分曖昧な見解に支へられて來てゐることを思へば、吾々はここで勤勞と生活の基本的な關聯を特に取りあげねばならない。本書の一つの大きな狙ひは正にこの點にある。そして敢へて繰り返していへば、吾々が問題をこのやうに取りあげねばならぬものであるとするのは、一方では舉國勤勞態勢の確立、文字通り、一億戰鬪配置の推進のためであるが、また同時に他方では國民の一人一人をしてその各々の勤勞部署に於いて逞ましく勤勞力を發揮せしめるためでもある。

問題がこのやうに捉へられようとしつつあることは、單に最近の政府の施策に於いて窺へる許りではなく、また凡そ勤勞問題をめぐる公私の種々の努力の裡にも、既に確かにこれあることを否定し得ない。しかしその反面に於いて、未だこの問題は正しく明確な見解と充分の自信とを以つて一般に取りあげられつつあるとはいへない。この意味で、本書がなほ幾分かでも問題の正しい解決のために役立ち得れば、それは私にとつては甚だ幸ひなことである。しかし元來、本書はかかる目的のために系統的に問題を取りあげたものではない。従つてそれだけに論じて足りない部分も甚だ多い譯であるし、特に極く最近の諸問題を取りあげ、これをここに考慮し得なかつたことは遺憾である。それでも問題の發展の方向とそれの基本的な考察とは既に本書中の諸論稿に

も指摘して置いたところであつて、今のところ止むなくこれで満足しなければならぬ。また本書に收めた諸論稿は、今から觀れば、多くは支那事變勃發以來のわが勤勞問題の歴史的な回顧といふ意義を寧ろ強く持つてゐる。従つて本書はこの點で或は一般讀者の期待によりよく沿ひ得ないものやうにも考へられるかも知れない。しかし今日の勤勞問題が従來にも増してより基本的な解決を吾々に迫りつつあることが、事變以來の勤勞問題の歴史的展開の裡で、初めてよく理解され得ることであつてみれば、私がここに本書を取り纏めた意義も全然ない譯ではない。

本書は先きに公刊した拙著「勤勞者政策の基本問題」と同時に公刊されるべく準備して置いたのであるが、色々な事情のために今漸くこの序文を書き得る時期に達した。先きの拙著を讀んで戴いた讀者に對して、この點をここで一言お詫びして置きたいと思ふ。

昭和十九年七月二日

勤勞出動學徒の指導に當りつつ
川崎市某工場の一室に於いて

著者誌す

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 第一編 吾が戦時労働者政策の展開 | 三 |
| 第一章 戦時工・鑛業勞務統制の發展 | 三 |
| 一 戦時下に於ける労働者問題の意義 | 三 |
| 二 一國の労働生産性の増大—労働力の質と量の問題 | 二 |
| 三 勞務統制方策の發展 | 八 |
| 第二章 戦時労働者政策の方向轉換 | 二五 |
| 一 支那事變勃發以後の労働生産性の劣悪化 | 二五 |
| 二 労働生産性に關する基本問題、労働と休養 | 三三 |
| 三 労働者政策の方向轉換 | 四〇 |
| 第三章 戦時労働者政策に對する若干の反省 | 五〇 |

一 労働に関する「社会問題観」の消滅…………… 西

二 労働能率の増進と労働力の持久的保持…………… 英

三 産報運動とその現実的基礎…………… 六

四 皆勤運動と工員月給制…………… 查

五 労働移動防止方策と経営労働者政策の意義…………… 七

第二編 国民皆勤体制の發展…………… 大

第一章 国民皆勤体制の展開…………… 大

一 労働力配分政策の性格の變化…………… 大

二 国民皆勤体制への進展…………… 八

三 半轉業者の問題…………… 八

四 女子労働力の利用…………… 九

附論—徵用労働の本質に就いて…………… 九

第二章 半轉業者問題…………… 九

一 国民皆勤体制の展開…………… 九

二 半轉業者問題の是非…………… 一〇

三 商業過剰人口と商業再編成…………… 一〇

第三章 商業再編成問題の本質…………… 一〇

一 轉廢業者問題の現状…………… 一三

二 商業からの轉業者への期待…………… 一三

三 従前の商業人口の性格…………… 一六

四 商業再編成…………… 一三

五 商業再編成問題の本質…………… 一五

第四章 轉廢業対策の新動向…………… 一五

一 労働移動としての轉廢業問題…………… 一五

二 轉失業問題から轉廢業問題へ…………… 一七

三 労働力給源としての商業部門…………… 一七

四 轉業者の生活問題…………… 一八

五 轉廢業問題進展の段階と方向……………

第五章 半島並に支那労働力の移入……………

- 一 新しい労働力の給源……………
- 二 半島労働力の移入……………
- 三 支那労働力の移入……………
- 四 支那労働力移入の可能……………

第三編 労働移動防止方策の進展……………

第一章 労働移動問題の展開……………

- 一 本編の目的……………
- 二 支那事變勃發當初の労働移動問題の意義……………
- 三 労働移動防止方策強化の意義……………
- 四 今日の労働移動問題……………

第二章 勞務手帳制度の意義……………

- 一 勞務手帳制度の意義とその適用範圍……………
- 二 労働移動防止方策としての勞務手帳制度……………
- 三 従業者移動防止令の効果と勞務手帳制度實施の意義……………
- 四 前節の所論に對する補足……………
- 五 勞務手帳制度に關する若干の問題……………

第三章 労働移動防止方策の効果とその轉換……………

- 一 大東亞戰爭の開始を轉機とする労働者政策の躍進……………
- 二 労働者引抜き防止方策の發展……………
- 三 従業者雇入制限令以來の移動防止方策の効果……………
- 四 労働移動防止方策の前進と問題の所在……………

第四編 労働者 生活と労働者政策……………

第一章 生活最低限の基準……………

- 一 最低生活の必然性……………

二 最低生活の問題に對する二つの立場……………二二六

三 労働生産性の状態を規定するもの……………二二九

四 勤勞者の現實生活の持つ意義……………二三二

五 生活最低限に關する若干の考慮、賃銀と厚生政策……………二三四

第二章 賃銀問題と生産増強……………二三六

一 今日の賃銀問題……………二三六

二 賃銀能率觀の個人主義的性格……………二四〇

三 生活習慣正常化のための賃銀……………二四三

四 定額賃銀制度の必然性……………二四四

五 定額賃銀と生活指導……………二四四

第三章 生活賃銀政策の必然性……………二四六

一 生活賃銀の是非……………二五一

二 生活賃銀の必然性(一)……………二五一

三 生活賃銀の必然性(二)……………二五二

四 新物給賃銀への傾向……………二六四

第四章 工員月給制度の是非……………二六六

- 一 工員月給制度の是非……………二六六
- 二 請負給と月給に關する労働科學理論……………二六八
- 三 賃銀と生活……………二七三
- 四 工員月給制採用に關する若干の問題……………二七六
- 五 補論の一、賃銀に關する労働科學理論の性格……………二八〇
- 六 補論の二、賃銀制度と經營労働者政策の進歩性……………二八九

第五章 工場就業時間制限令の行方……………二九〇

- 一 労働時間制限方策の生産的意義……………二九〇
- 二 生産増強の要請と労働時間制限方策の後退……………三〇八
- 三 労働時間制限方策の推移の客觀的事情……………三二三
- 四 最適労働時間の問題……………三三九

第六章 勞務者住宅に關する若干の考察……………三三九

一 住宅難の進展……………三九

二 労務者の不適居住と遠距離通勤……………三三

三 大都市労務者の近距離通勤……………三九

四 不適居住の諸形態……………四六

五 住居と労務者の主體性……………三五

六 結 語……………四四

第七章 經營労働者政策の基本的方向……………五六

一 基本的な問題の輕視……………五六

二 基本的な問題の一般的な指示……………五七

三 生活指導諸方策の具體的な展開……………五七

四 労働者家庭生活の生産的な反映……………六一

附 記……………五六

以上

勤勞と生活

第一編 吾が戦時労働者政策の展開

第一章 戦時工・鑛業勞務統制の發展

労働者問題は、資本主義發展の諸段階に於いて、種々具體的に内容を多少とも變じつゝ、しかも色々な角度から問題として取り擧げられて來た。このやうな過去の労働者問題、特にこれに對する問題解決の態度を此處に顧慮することは、今のところ、吾々にとつては左程重要なことではない。しかし唯だ戦時下に於ける労働者問題が、過去の經驗からいつても、専ら戦時經濟の生産的要請に應じて、解決されねばならぬことを、先づ明確に認めて置くことが必要である。

しかし戦時下の労働者問題といつても、それは戦争形態の如何に應じて、自づからその重要性を異にする。戦争が未だ單なる武力戦である限り、戦争を終結に至らしめる敵軍主力の壊滅のためには、必ずしも左程多くの歳月を必要とせず、従つて勝利のために必要な國內軍需品工業の比較的短期的な生産増大を以つて、これに應ずることが出来た譯である。そしてこの軍需品工業の生産増大に關する限り、其處に於ける労働者の問題のみが、戦争經濟的要請に従つて多少調整されれば宜かつた譯である。しかも他方に於いては、第三國からの戦争必要物資の輸入が、この場合何等の妨げをも受けまいとすれば、この戦争目的のための労働者問題の解決は、左程困難でもないし、またそれは特に労働者問題の一般的な解決を基本的に要請するものでもなく、従つてこのやうな武力戦形態に於ける、戦争經濟に纏る労働者問題は、殊に非常的な重要性を未だ充分に示顯するものではない。そしてこのやうな場合は、資本主義發展の初期の植民地戦争に於いて、その例を求めることが出来る。

しかし戦争は單にこのやうな形態だけに止まらなかつた。先きの歐洲大戰は、少くとも歐洲に於ける交戦諸國にとつては、もはや單なる武力戦ではなかつた。戦争が相當の期間に亘つた許りではなく、戦争はまた單に一局面に限られたものでもない。かくて戦争は國內に於ける人的並に

物的資源を總動員するといふ形態に發展した。そしてこの總動員體制の下に於ける労働者問題が、その全部面に亘つて、戦争經濟の生産的要請の下に置かれたことはいふまでもない。この歐洲に於ける交戦諸國の經驗の教へるところに従へば、労働力の適當なる配分、特に軍事動員に依る生産労働力の缺を補ひ、且つ要請せられた時局産業の擴大に依る大なる労働力需要を、同時に充たして行くための新しい労働力の供出と配分、國內労働力を短期的に消耗することなくして、同時にその生産能力を高度に發揮せしむべき必要からする労働者保護の諸方策施設の多少の考慮、更らに國內産業の不安を一掃すべき産業的平和、勞資の協力、凡そこれ等の諸問題が如何に重要であつたかは、今此處に詳説するまでもなく、既に一般に周知のことであらう。このやうにして先きの歐洲大戰は、戦時労働者問題の重要性を全面的に示現した。そしてそれは各交戦國に於いては、共に正に非常時の問題として現はれてゐる。しかしこの非常の問題としての労働者問題は、唯だ戦争の規模が大きき、また戦争の期間が稍々長かつただけに、より重要な問題であることを示し得たに止まるのであつて、それが戦時非常時の要請に基づく問題の一時性を示してゐたことは、否定され得ないであらう。

このやうに觀て來れば、戦争下に於ける労働者問題は、先づ戦争の形態の如何に應じて、その

重要性を異にするものであるといつていい、即ち、戦争が單なる武力戦形態に止まる限り、交戦國に於ける國內の労働者問題は、戦争との關聯に於いて、いひ換へれば、戦争目的の遂行のために必要な國內生産の確保といふ觀點に於いて、未だ一般的な重要性を持つまでに至らず、それが國內生産との關聯に於いて、全面的により重要な問題として現はれるのは、戦争が總動員形態をとる場合である。ところで、今日吾々が當面する總力戦體制の下に於いては、然らば労働者問題は如何に理解されねばならぬだらうか。

今日吾々の當面する戦争状態は、支那事變の勃發以來既に相當の年數を經過し、既に支那事變の過程に於いて、敵性國家群の存在のために、事變の長期的性格が漸次明確に自覺せられつゝあつたのであるが、遂にそれは大東亞戦争にまで發展した。そしてあの緒戦以來の輝かしい戦果の裡で、吾々は今や戦争の究極の目標である大東亞共榮圈の確立のために、正に文字通り長期戦を勝ち抜かねばならない。しかもこの長期戦に於いては、彼の大なる生産力を頼みとするアメリカを敵として、吾々は戦争と建設、建設と戦争の途を行かねばならない。そして既に廣大な地域に及ぶこの戦争と建設のために、吾が國の經濟は今や人も物も一切を擧げてこれに捧げねばならない。かくして吾が戦時經濟の國內態勢の整備はそれだけにより重要なものとなり、必然的なもの

となつてゐる。先づこの意味では、今日の労働者問題は、先きの歐洲大戰に於ける歐洲の交戦諸國の場合と同様に、戦時經濟の生産的要請の下に置かれてゐることは事實である。しかし吾々が問題をば、單にこのやうな、謂はゞ單なる戦時非常時の態度の自覺に於いてのみ、取り擧げることは未だ問題の本質に觸れ得る途ではない。それは寧ろ皮相な見解であるといはねばならないであらう。そしてこのやうな觀方の生れて來るのは、確かに今日の戦争を、その長期戦とその規模の大きさといふ單なる外觀的形態からのみ、理解しようとするこの誤まれる結果である。ひろん事變當初の事變不擴大方針から、蔣政權の徹底的打倒、日支共存共榮を経て、今日具體化されるに至つた大東亞共榮圈の確立に至るまでの、吾が戦争目的の段階的な發展が、一部にこのやうな觀方を生ぜしめたことは否定され得ない。しかし今日の吾々にとつては、大東亞共榮圈の確立と高度國防國家の建設といふ同時一體的な目的から戦争を意義づけねばならない。しかも大東亞共榮圈の確立は同時に世界新秩序の建設の努力でもあつて、この世界史的意義を充分自覺してかゝることが、何よりも重要なことである。

過去に於いては、戦時労働者問題は單に戦時經濟の非常時の要請の下に取り擧げられた。今日吾々の場合には、支那事變から大東亞戦争への發展と共に、一面確かにこの非常時の要請が強

意識せられることに依つて、労働者問題の生産政策的解決が試みられたし、また現に試みられつつある。しかし今日の問題は——勿論、それは單に労働者問題に限られるのではなく、一般に経済問題に就いても亦同様であり、更らに重要なことは、労働問題がこの全體としての経済問題の一重要分枝として考へられねばならぬといふことである——この謂はゞ戦争が要請する非常時的解決を必然的なものとすると同時に、これを超えて、大東亞共榮圏の確立と高度國防國家體制の樹立とを指さす新秩序の建設が要請するところのものとして、取り擧げられねばならない。

世界新秩序の建設、大東亞共榮圏の確立は、自づから國內新體制の確立を必要とする。労働者問題はこの新體制、具體的にいへば、経済新體制の一面の問題として、取り擧げられねばならない。そしてそれは單に戦時下の單なる非常時的问题としてではなく、この新しい秩序とまた其處に於ける生活新體制の問題としての意義に於いて、根本的に解決されなければならぬ。これを單に経済的にいへば、労働者問題は國民經濟に於ける生産政策的問題として全般的に取り擧げられることを意味してゐる。そしてこのやうに労働者問題を生産政策的問題として取り擧げることの必要は、確かにある程度まで、過去の戦時労働者問題の経験が吾々に教へるところではあるが吾々の今日の問題としては、それは生産政策的問題であると同時に、國內新體制の樹立に連なる

革新的な問題として、確かに世界史的な意義を充たすものでなければならぬ。いひ換へれば、今日の吾々の労働者問題は單純に生産政策的な問題として取り擧げられるのではなく、それは右の革新的な意義の下に於ける生産の問題として解決されて行かねばならぬ。

このやうな意味に於ける労働者問題の解決の革新性は、勤勞新體制の意圖するところに最もよく現はれてゐる。昭和十五年十一月八日、閣議で決定を見た「勤勞新體制要綱」には、「勤勞は全國民の奉仕活動として、その國家性、人格性、生産性を一體的に高度に具現すべきもの」であつて、「従つて勤勞は皇國に對する皇國民の責任たると共に榮譽たるべきこと」が認められ居りまた別に企業經營體が「資本、經營、勞務の有機的一體」たることが認められてゐる。既に勤勞新體制のこのやうな意圖からすれば、吾々の今日の労働者問題は單純に過去の戦時労働者問題の経験だけでは充分に理解することが出來ず、更らにまた今日米英兩國に於けるが如き戦時労働者問題の解決を以つてしても、同様に理解され得ないものである。即ち、過去及び現在に於けるこれ等諸國に於いては、問題は先づ高々勞資抗争の一時的休戦、或は和平的協調の上に解決せられたに過ぎず、またさうならざるを得ないのである。しかもこのやうな外形的な産業平和と吾々にとつて革新的な原理である勞資一體、事業一家の理想とは、到底本質的に相容れ得るものではな

尙ほ戦時労働者問題の生産的重要性から観て、一般にそれがより望ましい形態に於いて、しかもより急速に解決せられ得るやうな状態に置かれてゐることが、戦時経済の要請する生産確保のために、最も重要な一条件であることはひろんであるが、この點では少くとも、今日尙ほ多くのものを吾々はドイツに學ばねばならない。世界新秩序の建設を目指す世界的舞臺への登場に就いては、吾々は獨伊に一步を先んじてゐたのであるが、このために必然的な國內整備の革新的な準備に於いては、寧ろ多くをドイツに學ばねばならなかつたし、現にまたさうである。ドイツでは世界新秩序建設のための戦争に入るに先き立つて、既に充分の國內整備を持つてゐたのに對して吾々の場合は寧ろ反對に、國內の革新的整備が戦争の勃發以後に一步一歩現實の問題となつて現はれて來てゐる。ドイツをして第二次歐洲大戰の開始以來今日に至るまでの三ヶ年餘の間に、あの素晴らしい戦果を齎らさしめた理由の一つが、確かにこの點にあつたことを思へば、吾々の當面の國內問題が、もつと急速に解決されねばならぬのはいふまでもない。そしてこれらの國內問題の内では、労働者問題は少くとも現在に至るまでの内外諸情勢の重壓下に、それでも解決の方向だけは既に充分與へられてゐると見ることが出来る。しかしその方向の與へられたことは、直

ちに問題の全面的な解決の状態を意味するのではなく、個々に取り擧ぐべき問題は尙ほ多く存在するし、また次ぎ〜に到來するに至るであらう。

二

戦時下、特に今日の總力戦體制の下に於ける労働者問題が、生産的意義に於いて解決されねばならぬことは、右に述べた通りであるが、一般的に觀て、吾々は此處に先づ二つの問題を便宜上區別することが出来る。即ち、戦時経済の生産的要請に應ずるものとして、一國の労働生産性の増大は、一方では労働力の數量的な問題であり、他方では労働力の質の問題である。——しかし労働力に關するこの量及び質の問題が別個の問題ではなくして、實際的には同時的な問題として考へられねばならぬことはいふまでもない。

労働力の數量的問題は、軍需品生産の増強と多數兵員の軍隊への動員の事情と相俟つて、特にその重要さを示現する。そして軍需品生産を中心とする、これに對する必要労働力量の確保は、戦争が長期に亘り、且つ大規模に行はれれば、それだけ益々困難な事情を伴つて來ることを覺悟しなければならぬ。蓋しそれは單に軍需品の生産を益々増大しなければならぬため許りでは

なく、戦争それ自體はまた兵力の消耗を補給して行かねばならないからであり、しかも國內の人的資源はこの生産と戦闘に必要な數量を短日月中に容易に増大し得るものではないからである。況んや長期戦が同時に共榮圏の建設的努力を必要とする吾々の場合には、このためにも相當の人的資源を確保して行かねばならない。其處で吾が戦争經濟の下に於いては、一國の人的資源は、戦闘と國內生産と大東亞共榮圏の建設的努力のために、適當に配分せられることが必要となる。但し當面の問題としては、戦闘のために必要とせられる人的資源が先づ動員せられ、絶えずこれが補給せられねばならず、従つて吾々の問題としては、此處に残された労働力を生産的に、先づ國內諸産業部門に、更らに共榮圏各地の政治、經濟、文化の諸方面に適當に配分するといふ問題とならざるを得ない。

更らに、労働力の數量的問題は同時にその質の問題としても取り擧げられねば、未だ充分に一國労働生産性の増大を期し難い。特に質の問題としては、

- (1) 現存の熟練労働者が戦争に動員せられること、
- (2) 軍需品生産の急速なる擴大は同時にそれに應ずるだけの熟練労働者を必要とすること、
- (3) 更らに共榮圏各地の産業開發のために、また特に敵國に對しては素より、他の諸國に比

しても劣らないだけの、共榮圏全體の技術的水準の高度化のために、多數の指導的技術家や熟練労働者を養育して行かねばならないこと、

- (4) しかも熟練労働者の供給はさう短日月中には確保し得られないこと、

このやうな諸事情を想ひ合せて見るだけでも、生産上の資格労働者の問題、いひ換へれば、労働力の質的向上の問題は一つの大きな重要性を持つことは明かであるが、更らにこれに加へて、労働者の肉體的、精神的方面の問題も亦同時に此處に考慮されなければならぬであらう。即ち

- (5) 軍事動員のために、先づ比較的強壯な、しかも年齢にして二十歳乃至四十歳の最も生産能力の大なるものが多く動員せられる結果、國內生産労働力として残されるものに就いては、特にその體力が問題とせられるし、また増大さるべき労働力の補給に對して、今後益々青少年と婦人とが成年男子に代替せしめられねばならぬとすれば、この問題はより重要となるし、更らに一般的にいつて、非常時の生産増大の要請は既にそれ自體に於いて、生産過程に於ける労働の激化を伴ふ可能性が大であつて、従つて一般に労働力の維持、再生産のためには、特別の配慮を必要とすることがそれだけ大きいといはねばならぬ。

- (6) 更らに、前節にも述べたやうに、吾々の戦争目的が國內の新體制を整備することの必要

を提示するのは、單に目前の戦争それ自體のためではなく、新秩序建設の革新的な意圖に據るものであることを忘れてはならない。其處で吾々はこれに適應する新しい労働者、いひ換へれば、從來の資本主義の下に於けるとは違つた労働の課題を擔つてゐる労働者、勤勞新體制要綱に従つていへば、國家性、人格性、生産性を一體的なものとして、その日常の労働に於いてこれを積極的に發揮する労働者を創り出して行かねばならない。謂はゞ過去の資本主義の下に於ける労働者とは、精神的、主體的には全く異なる労働者を産み出さねばならない。

さて、このやうに労働力の量及び質の問題が一般的な問題として浮び出て來ることは、既に今までの戦時經濟の推移の裡に廣く知られてゐるところである。しかしそれが具體的にはどのやうに現はれて來たか、また今後此處にどのやうな問題が豫定せられるかに就いては、多少の考慮を拂つて置くことが必要であらう。

第一に、吾が國の經濟は、支那事變の勃發に先き立ち、既に昭和六年秋の滿洲事變の發生以來當時尙ほ一九二九年以來の不況に悩みつゝあつた世界諸國の現状とは多少異なり、生産増大に向つて強力に發足しつゝ、同時にその生産の構造を漸次變革しつゝあつた。簡單にいへば、それに先き立つ吾が國の工業發展に特徴的であつた輕工業、就中、紡織工業に於ける重點が漸次移され、

重工業及び化學工業、いひ換へれば、國防産業の急速な發展へ向つて重心が移動しつゝあつた。

そしてこの重化學工業への傾向は支那事變の勃發と共に更らに著しく促進せしめられた。しかも

第二に、重要なことは、支那事變の開始以後、對外的關係の緊迫化の下に、この重化學工業化は、國內工業生産構造を比較的短日月中に強力に變化せしめつゝ、行はれざるを得なかつたのであつて、従つて此處に時局に伴ふ所謂股賑産業と犠牲産業との著しい對照を生み出したことが、注意されねばならない。

そしてこのやうな事實を基礎にして、吾が國の産業労働事情に就いては、凡そ次ぎのやうな諸點が先づ指摘せられる必要があるであらう。

(一) 既に昭和七、八年以來の吾が國の産業界の活況恢復は、年と共に多數の労働力を工、鑛業に吸収して行き、嘗つて世界恐慌の勃發後、吾が國の失業者が時に二百數十萬と考へられた昭和五、六年頃に比して、既に支那事變の勃發當時までには、この多數の失業者中の多くのものが工、鑛業生産過程に吸収されてゐたと考へられること。従つて昭和十二年の半頃には、人的資源に就いて必ずしも多くの餘力が存したとは考へられなう。

(二) 滿洲事變以後の吾が國の重工業化の進展は、既に吾が國工業労働力の構成に一つの變化

を齎らしつゝあつた。即ち、従前の紡織工業の優位は全體としての工業労働者中に、女子労働者の男子労働者に對する數量的優位を必然的に示してゐたのであるが、その後の重工業化の發展と共に、全體としての工業労働者中の男女工の割合は漸次變化し、男子労働者數が益々増大しつゝあつた。しかもこの傾向は支那事變勃發以後今日に至るまで、依然として持續され、且つ強化せられつゝあると考へられる。

(三) 右の傾向と共に、更らにいひ換へれば、重工業化の發展と共に、それだけ男子熟練労働者の必要が益々増大したと見なければならぬ。

(四) しかも必要労働力の確保は、右の(一)に述べたやうに既に事變開始當初に於いて幾分か樂觀を許さなくなりつゝあつたのであるが、一方戦時經濟の必然的要請としての國內生産構造の變化は、一部平和産業に於ける所謂犠牲産業の生産過程から、轉業者としての一部の労働力を時局産業に吸収せしめて行つた。そしてこのことは軍需品生産に於ける必要労働力の確保に幾分役立つことは事實であつて、現に今日尙ほこの方面に問題は存してゐる。

(五) 事變以來男子労働力の數量的増加に比較すれば、女子労働力の年々の増加は著しく小さい。しかしそれは一方では平和産業、特に紡織工業に於ける女工の減少を内容として考へても容

易に推測せられるやうに、重工業及び化學工業への女工の進出を相當に實現してゐることは否定され得ない。

(六) 女工の重工業、化學工業への進出と共に、青少年労働者がまた相當にこの方面に、更らに一般の生産過程に吸収されつゝあることも、一つの看過し得ない事實であらう。

(七) かくて労働力の單なる數量的な問題としてこれを觀れば、支那事變の進展と共に、時局重要諸産業へ向つて、従來に等しく農村を大きな労働力給源として、青少年、女子の労働力が多量に吸収せられ、また轉廢業者が此處に些少の意義を持つて來た。そしてこのやうな状態に於いて、事變經濟の生産は維持せられて來たのであるが、しかし大東亞戰爭の勃發はこの間の事情を一層深刻なものとし、労働力不足の克服と労働力の質的向上の問題とは、何れの部面に於いても今や擧げて最緊要の問題となりつゝある。

凡そ右に觀たやうな労働事情の變化から、全體としての吾が國の労働生産性の昂揚のために、わけても吾々の問題である工、鑛業労働者の労働生産性の増大のために、現にその數量並に質に關して、多様の問題が提起されつゝある理由が略々明かであらうと思ふ。

吾々は此處で、以上述べたやうな労働事情の諸變化を前提として、これに對して戦時工、鑛業労働者の労働生産性の増大のために、事變開始以來今日に至るまでに、實現せられて來た勞務統制に關する主たる諸方策の展開に就いて、一瞥を與へて置くことが必要である。

- (1) 厚生省の新設(昭和十三年一月)
- (2) 職業紹介所制度の改正(同十三年七月、改正十五年七月、十六年十二月)
- (3) 勞務動員計畫の實施(同十四年)
- (4) 國民登録制の實施
 - 一 國民職業能力申告令(同十四年一月、改正十五年十月)
 - 二 國民徵用令(同十四年七月、改正十五年十月、十六年十二月)
- (5) 技能者對策
 - 一 工場專業場技能者養成令(同十四年三月)
 - 二 學校技能者養成令(右に同じ)

(6) 賃金統制方策

- 三 機械技術者檢定制度(同十五年三月、十六年五月)
- 一 賃金統制令(同十四年三月)
- 二 賃金臨時措置令(同十四年十月)
- 三 改正賃金統制令(同十五年十月)
- 四 家族手當(同十五年二月)

(7) 労働移動防止方策

- 一 學校卒業者使用制限令(同十三年八月)
- 二 從業者雇入制限令(同十四年三月)
- 三 青少年雇入制限令(同十五年二月)
- 四 從業者移動防止令(同十五年十一月)
- 五 勞務手帳制度(同十六年十月)

(8) 工場就業時間制限令(同十四年三月)

(9) 住宅對策(住宅供給所、住宅營團の設立)(同十四年八月以後)

- (10) 國民勤勞報國協力令(同十六年十二月)
- (11) 勞務調整令(同十七年一月)
- (12) 重要事業場勞務管理令(同十七年四月)

このやうな主要諸方策は素より相互に關聯するものではあるが、先づその内最も重要な方策と見做されるものは、(2)(3)(4)(7)(10)及び(11)の一連の勞務統制方策であつて、これ等の諸方策が等しく目指してゐるところは、軍需品工業並に基礎産業に於ける必要勞働力の確保であり、一般的にいへば、戦時下の生産要請に應じて、勞働力を適正に配分し、且つこれを確保することである。そしてこの勞働力の配分方策は謂はゞ數量的に先づ必要勞働力を確保しようとする方策であるといへるのであつて、從來からの吾が戦時勞務統制方策の正に根幹をなして來たものであるといつてよい。そしてこれ等の方策に特徴的な事實は、時局の進展に伴ひ軍需品並に基礎産業に於ける勞働力需要が益々増大し、また他方に於いては益々多くの軍事動員を必要としたといふ事情と共に、一步一步強化せられて來たことである。しかも現に周知のやうに、この勞働力の數量的な配分と確保の政策は、大東亞戦争の開始と共に、徵用制度の擴大實施、勤勞報國隊の出勤に依る國民皆勞體制の確立、勞務調整令の實施に依つて、一應その形態を整備し終つた觀がある。尙

ほこれに對して勞働力給源の確保乃至開發のために、一方では長期體制としての人口國策の確立(昭和十六年一月)他方では中小産業の積極的な整備と半島勞働力の内地移入とが、益々重要な問題となりつゝあることが記憶されて置いていゝ。即ち、支那事變勃發以後に於ける、特に物動計畫の實施に伴ふ平和産業に於ける轉失業者に對しては、既に昭和十三年八月以後、これ等轉失業者の一部分——といふよりはその大部分が——重要諸産業に於ける勞働者に轉換せしめられつゝあつた。しかも今や中小産業の積極的な整理統合策の實施に依つて、其處からの轉廢業者に勞務給源の意義がより強く認められようとしてゐる。そしてそれは一般の遊休、遊閑勞働力に對する勤勞報國隊制度の樹立と共に、國民皆勞の問題として浮び出されてゐる。

かくて勞働力の配分政策は略々全般的な整備状態に置かれ、しかも今日尙ほ女子徵用の實施が差し控へられてゐる點からも明かなやうに、勞務資源には未だ幾分の弾力性が残されてゐる。そしてこの點ではドイツや英國の今日の状態に比較すれば、今後の情勢變化に即應し得るだけの餘力が、吾々の場合には幾分残されてゐるとも考へられる。

第二に、勞務統制方策のもう一つの大きな方向は、勞働力の維持培養策の發展であるといつていゝ。支那事變發生後間もなく昭和十二年十月には、當時の内務省社會局は軍需品工場に於ける

労働激化の傾向の多少とも高まらうとする傾向のあるのに對して、これ等の工場に對して勞務管理上の諸方策を指示した。それは過長労働時間を抑制し、産業災害を防止し、労働者の健康を持久的に保持せしめんとする諸方策であつたのであるが、纏てこれが、就業時間の十二時間制限方策として現はれ——右の(8)——また右には特に指摘して置かなかつたけれども、労働者に對する災害防止、保健衛生方策に關しても亦、諸種の考慮がめぐらされて來たのである。更らに右の(9)に示して置いた勞務者住宅對策の如きは、労働者に對する適當な休養を確保しようとする政策でもあつて、これまた明かに労働力の持久的保持に關する一つの重要方策であると見なければならぬ。

同様にして賃銀に關する統制も亦明かに労働力の保持に重要な關聯を持つてゐることは否定し得ない。しかしその内僅かに家族手當に關する配慮を除けば、この賃銀統制は基本的には低物價政策の一翼をなすものであり、併せて高賃銀を追ふ労働移動の防止方策の意義を持つてゐる。従つて此處では寧ろ物價高に對する労働者の生活問題自體は更らに考慮せらるべき問題として残されてゐるといはねばならない。即ち、生活必需物資の生産と配給、物價、これに對して労働者の最低生活の確保——むろんこれが労働力の質的向上とその持久的保持の基本的な問題を提供する

のであるが——が問題であり、これに關する賃銀問題は寧ろ今後に於いてより好都合に解決さるべく残された問題であるとして置く。

第三に、右の(5)に於ける技能者の養成促進に關する方策が、先きにも指摘して置いたやうに、時局の必然的な要請に應じて、近き將來に於ける熟練工を補充し、同時に中堅職工を創造しようとするものであることはいふまでもなく。

尙ほ此處に注目すべき事實は、昭和十三年六月に至つて、政府は産業報國運動に積極的に乗り出したことである。そしてこの前後の期間を通じて、一方では産報運動が燎原の火の如く發展し來り、他方では從來の労働組合は漸次その姿を變じ、また消滅して行つた。そして一本建の勤勞新體制が徐々に確立せられ、遂に昭和十五年秋、大日本産業報國會の創立に依つて、その全國的な體制を整備し得た譯である。この勤勞新體制の確立が戦時下勞務統制諸方策の實施と表裏し、且つ一般に戦時下に於ける労働生産性の増大のために資するところがなければならぬのはむろんであるが、このやうな時局性の外に勤勞新體制こそ皇國産業の革新原理を體現したものととして、それが國內新秩序の一礎石であり、延いては東亞並に世界新秩序建設への重要な一礎石であることを見逃してはならないであらう。

今まで展開せられて来た勞務統制方策は、このやうに色々な問題を含んでゐるが、歸するとこ
ろそれは勞働力の量と質の問題である。しかも戦時經濟の下に於いては、勞働力の質的低下は一
面避けることの出来ない問題であるが、概していへば、從來の吾が國の労働者政策はその重點を
寧ろ勞働力量の問題、即ち、勞働力の供出とその重點主義的配分に置かれて来たし、また最近の
勞務需給狀況の逼迫はこの點をより重大問題化した感がある。しかし今後は、勞働力の持久的保
持のために、更らに重大な關心が向けらるべきことは、いふまでもないことであり、既に重要事
業場勞務管理令の施行は、この方向を指示するものであると期待していい。しかも尙ほ一步を進
めて、吾々は勞働力の質的向上のために労働者の生活を巡つて廣く問題を取り擧げ、且つ決定的
な問題解決の途を求めて行かねばならない。そして右にも指摘したやうに、勞働力の數量的配分
の問題が一應整へられた今日、問題の重點が移さるべきは正に此處にあるといつていい。況んや
從來この問題が幾分か輕視されて来た傾きがないではないことを思へば、この問題の重要性は現
にそれだけ大きいことを、何人も充分に自覺してかゝることが、是非必要であるであらう。〔工
業評論〕昭和十七年一月號所載、昭和十七年十二月十八日 加筆

第二章 戦時労働者政策の方向轉換

一

戦時經濟の下にあつては、軍需品關係産業を中心とする生産増強のために、益々多數の労働者
を必要とする。そして他方に於いては、戦争それ自體の目的のために、多數同胞の軍事動員を必
要とする。しかもこの二つの必要は、年齢の上から觀て、互に協合しあつてゐる。従つて戦争の
規模が大きくなり、人口に素より制限の存する以上、當然此處に色々な問題が生じて来る。しか
しこれを銃後の生産の問題として觀れば、何よりも先づ勞働力の持久的保持とその増強とが問題
とされねばならない。この點に於いて、昭和十二年七月の事變勃發後數ヶ月にして、當時の内務
省社會局が軍需品工場に對して、「勞働力ヲ維持シ、生産能率ヲ増進シ、以テ生産力ノ増加及持
久ヲ圖ル」ための勞務者諸對策を考慮するに至つたことは、^(註一)誠に當然であつたといはねばならず、
またこれがその後に於ける吾が戦時労働者政策の發展の端緒をなしてゐたといふ點に於いて、其

處には確かに吾々の記憶に償ひするものがあつたといつていゝであらう。

しかし戦時經濟の進展に伴ふ軍需品關係産業の急激な膨脹發展は、其處に於ける労働生産性の多少の低下を寧ろ必然的なものとした。そしてこの労働生産性の低下は、色々な點に現はれて來てゐる。——この點に就いては、既に私は別の機會にこれを問題としたし、また多少とも吾々の問題に對して、從來から興味と關心を持つて來られた一部の讀者諸氏の場合には、その具體的な諸例に於いて、一般に周知のことゝも考へられるので、此處では先づ簡單に問題を指摘するに止めたい。——これに關聯して、先づ問題とせられたのは労働移動の増大である。嘗つて吾が國では、先きの歐洲大戰の好況時代に、當時の花形時局産業であつたところの重化學工業の部面に於いて、職工の引き抜き、爭奪、賃銀の多少の相違を追ふ労働者の經營間移動が、年移動率にして七、八〇%にまで達したのであつたが、支那事變開始當初に於いては、同様の労働移動が業主間に問題とせられた割には、少くとも工業労働者の場合だけに就いていへば、移動率がこのために相當に高まつたとはいへない。即ち、それは大體年五〇%位であつて、——昭和十二年は四九・一三%同十三年は四七・三七%であるに過ぎない——そしてこのやうな移動率は、唯だ昭和六年だけを例外として、昭和二年以來の謂はゞ定安的な移動率でしかなかつた。^(註二)勿論、事變當初に於

いて、このやうに工場労働者の移動率が、事變前に比較して特別に高まらなかつた理由の一つは、確かに職工引き抜きに對する雇主間の自重、協調的な態度にも據るであらうが、既にそれが問題とせられたこと自體は、工場間に於ける經驗工、熟練工の移動が相當に目立ち、それが生産上の支障を多少とも招來するといふ點にあつたことは否定され得ない。しかし經驗工、熟練工の移動が不完全移動であつて、或る生産過程から脱落して、再び何れの生産過程にも立ち現はれないといふのであれば、確かにそれは問題であるが、事實、その多くは經營間移動であり、従つて全體的にこれを考慮すれば、生産の設備は急激に膨脹するが、これに應じて必要とせられる熟練工の養成と補給がさう短日月の内に行はれ得ない以上、この經營間移動は必ずしも不生産的であつたと許りはいへない。蓋しこれなくしては、全體としての急激な生産設備の膨脹が運営され難いからである。しかしこの反面に於いて、吾々は次ぎのやうな事情の出現を看過する譯には行かない。即ち、この點に關聯して、その後の事情に就いていへば、生産の増大に伴つて新たに附け加へられた労働者の多くのものはその經驗と熟練とに於いて、既に充分の修練を経て來てゐるのではなく、従つて労働の熟練度に關して、全體の労働者の構成が質的に幾分かづつ低下して來たことは、容易に推測され得るところである。^(註三)厚生省の國鹽氏のいはれるところに従へば、「昭

和十四年と昭和十五年の同一時期に於ける、或る職種の全國勞務者の技能別割合を比較して見ると、昭和十四年に於て役付級熟練者一六%、中堅級熟練者二五%、未熟練者五九%だったのが、昭和十五年に於て、一三%、二一%、六六%といふ割合になつてゐる」しかも「斯様な傾向は他の職種にも同様に看取されるのである。即ち、従業員が飛躍的に増加したといつても、その實、足手まといになるやうな素人ばかりが増加してゐる。」確かにこのやうな状態は生産的には見逃し得ない問題を提示してゐる。しかしこれとても、熟練工の養成が短日月中に行はれ難いことかからすれば、各工場に於ける技能者養成制度の擴充にも拘らず、それは生産の飛躍的増大に伴ふ、一部必然的な結果であると考へられる。

再び労働移動の問題に歸つて、もう少し問題を指摘して置きたい。全體的に見て熟練工が不足してゐるといふ状態の下に於いて、彼等が適當に工場間に分散することは、右に一言したやうに必ずしも不生産的だと許りはいへない。しかしかういつても、移動の持つ生産障害的意義は到底否定され得ないのであつて、時局の生産増強の要請は、周知の如く、昭和十四年春の「従業員雇入制限令」以來、時局重要産業に於ける労働移動を、強権的に一步一步強く防止しようと努めて來てゐる。そしてこのために工場労働者の移動は、既に漸次相當程度にまで防止され得たけれど

も、問題は鑛山労働者、特に男子炭礦労働者に就いては、依然として満足に解決されずに殘された。即ち、昭和十五年、六年に就いて見ても、この炭礦労働者の移動は、月移動率にして七、八%にも及んでゐた^(註四)。昭和十五年十一月の「移動防止令」にも拘らず、翌十六年初頭以來、却つて月移動率は増加の傾向さへ看取せられる^(註五)。そして一般的にいへば、鑛山労働者の移動には事變後稍々増加の傾向があり、且つそれは工場労働者の場合とは違つて、昭和七年の四九・九%を最低として、既にその後漸増に轉じた傾向の延長であると看做される。かくて移動防止方策の強化にも拘らず、今日尙ほ依然として、鑛山労働者の中心問題は労働移動の防止にかゝつてゐるといつていゝであらう。

更らに今日労働に關して、生産上看過され得ない問題は、労働者の災害疾病率の増加と缺勤率特に事故缺勤率の増加とである。そして前者が直接主體的に労働能力を多少の程度に於いて損耗するといふ點に於いて、後者がそれだけ労働者數を減ずると同様の意義に於いて、また缺勤現象が生産の計画的實施に多少の支障を生ぜしめることもひろんであつて、これ等の意味に於いて、兩者が共に生産上看過され得ないことは、今更ら詳しく説くまでもない。ところで、労働者の災害疾病並に缺勤の状況は、凡そどのやうであるのか。この點に就いては屢々引用せられるところ

| 職工数 | 昭和十二年 | | 同十三年 | | 同十四年 | | 同十五年 | | 指 | 同十二年 | 同十三年 | 同十四年 | 同十五年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|------|---|------|---|---|------|------|------|------|
| | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | | | | | |
| 職工数 | 五四、二六二 | 三八、二〇六 | 三九、三六〇 | 二五、五五〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 移動率 | 三、八六% | 六、五七% | 六、五八% | 五、五五% | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 残業率 | 四、〇〇% | 七、四九% | 一〇、九三% | 一〇、八一% | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 公傷病缺勤率 | 一七、二二% | 三〇、八二% | 一四、六八% | 三三、七五% | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 私傷病缺勤率 | 二二、五五% | 一〇、〇三% | 六、四一% | 三三、〇〇% | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 事故缺勤率 | 三、六六% | 四、一三% | 六、一四% | 七、三二% | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

ではあるが、右に示す厚生省の行つた軍需品工場に於ける従業員の缺勤率調査を借用することが便宜であらう。そしてこれに依れば、事變開始の昭和十二年以來、男女工を通じて一般に、傷病缺勤率は増大の傾向にある。唯だ昭和十五年に於いて公傷病缺勤率だけが明かに低下してゐる。

しかし全體としては、これは必ずしも労働者の傷病缺勤率を低下せしめたとはいへない。唯だ此處でその増加傾向が停滞してゐるだけに過ぎない。従つて未だこれを以つて樂觀すべきか否かは疑問である。

凡そ労働者の災害並に疾病は、事業の繁閑に應じて増減する傾向がある。但し災害にしても、また特に疾病の如きは、事業の繁忙期に増加すると共に、これを過ぎてこれに續く稍々閑散の時期に至つて、却つて増大するといふ一時的な現象を呈することもあり得る。そしてこのやうな現象が、先きの事業繁忙期に於ける労働激化の残された影響として、理解されるのではなからうかと考へられる。それは兎も角として、右の一般的な傾向だけは既に事變の開始後に於いてこれを認めることが出来るであらう。そして例へば、先きの歐洲大戦時に於ける好況期の、負傷及び罹病率は次ぎの如くであり、この内災害率だけに就いて見れば——唯だ調査工場の範圍が多少異なるけれども——昭和年代に入つてからのものが相當に低位にあることが認められるであらう。しかも此處で同時に注目すべきことは、災害率が昭和七年を最低として、再び増加の傾向を示すに至つてゐることであつて、いふまでもなく、この傾向は滿洲事變以後の事業活動の旺盛化と相應じてゐる。

職工の負傷及び罹病率（千人当率）

| 年 | 負傷率 | | | 罹病率 | | | 負傷疾病通算罹患率 | | |
|----------------|------------------------|-------|-------|-------|------|------|-----------|------|------|
| | 男工 | 女工 | 合計 | 男工 | 女工 | 合計 | 男工 | 女工 | 合計 |
| 大正 六年 | 八一・九 | 一三・五三 | 四四・三〇 | 二五・七〇 | 二七・五 | 二四・五 | 三〇・七 | 二七・〇 | 三六・七 |
| 〃 七年 | 一六・五三 | 九・九五 | 五八・五 | 二〇・六 | 四三・三 | 三四・七 | 三六・八一 | 四三・五 | 四〇・七 |
| 〃 八年 | 一七・三 | 二・五九 | 五三・六 | 一七・三 | 二八・七 | 三九・三 | 二九・七 | 三〇・三 | 二九・六 |
| 〃 九年 | 一四・七六 | 二・三 | 五〇・九 | 一七・〇五 | 三三・三 | 二九・八 | 二九・八一 | 三三・七 | 三六・〇 |
| 備考 | 當時五〇人以上使用工場に就いての調査である。 | | | | | | | | |
| 各年の「工場監督年報」より。 | | | | | | | | | |

| 年 | 千人当災害率 |
|-------|---------------------------------------|
| 昭和 二年 | 31.31 |
| 〃 三年 | 29.15 |
| 〃 四年 | 29.91 |
| 〃 五年 | 28.59 |
| 〃 六年 | 23.74 |
| 〃 七年 | 23.13 |
| 〃 八年 | 25.67 |
| 〃 九年 | 23.91 |
| 〃 十年 | 31.30 |
| 備考 | 工場法適用工場全部に就いての調査 昭和12年版.労働統計要覽 136頁より |

このやうに見て来れば、昭和十二年七月の事變勃發以來、労働者の災害及び疾病の状況が、決して樂觀すべき状態にあるのでないことも、容易に推測され得るであらう。そして事實、先に示した缺勤率の調査は確かにこれを裏書きするものであるといつていゝであらう。然らば、何故にこのやうに災害疾病が増加したのであらうか。先づ此處で若干の理由を指摘して置けば、

それは凡そ次ぎの如くである。事變後急激に増加した労働者の大部分が、先きにも述べたやうに、その労働の修練に於いて充分でないもの、謂はゞ「足手まとひ」になるやうなものであつたことが、第一に指摘されねばならない。更らに第二には、一部分はこれと同様のことではあるが、重化学工業方面に於ける青少年並に婦人労働者の進出が目覺ましいことがこれである。これ等の事情を一般的にいへば、それは労働の主體的要因の劣弱化である。そしてこれが災害及び疾病率の増大に對して、一つの大きな理由をなしてゐることは、私が特に此處に指摘するまでもなからう。従つてこの意味に於いては、最近種々積極化されて来た中小産業の整理に基づく、所謂轉廢業者の軍需工業方面への流入は確かに充分警戒すべきものであるであらう。しかしひろん災害及び疾病の問題は單に右の如き労働の主體的條件の變化に依つてのみ説明し盡されるものではなく、更らにこのためには、労働の客觀的な諸事情も亦問題とされねばならないのであるが、それは便宜上次節の問題として残して置きたいと思ふ。

労働者の災害と疾病の問題に次いで、此處で彼等の事故缺勤率に就いて、多少のことを述べて置きたい。先きに示した政府の缺勤率調査に従へば、傷病缺勤率の増加傾向に較べて、事故缺勤率のそれが著しく大である。そしてこれはまた確かに吾々の注目に價ひする。然らばこれは如何

なる理由に基づくものであらうか。昭和十四年に各種の缺勤率が増加することを以つて、調査當局のいふところに従へば、それは一つには「事變發生當初よりの過長労働に因る蓄積せる肉體的悪影響であり」、また「或は職工の精神的弛緩等が考慮されるべきであらう」といはれてゐる。^(註六)これを以つて觀れば、此處に問題の事故缺勤率の増加は、一面労働者の精神的弛緩の結果であると考へられてゐるやうである。勿論、何人もさうでないとはいへない。しかし事故缺勤率の増加はこのやうにのみ理解して済まされるかどうか、に就いては多少の疑問がある。蓋し時局の進展と共に、労働者が好んで缺勤しようとし、またこのやうなものが漸次増加しつつあるとは、簡單には考へられないからである。果してさうだとすれば、他にどのやうな理由が存するか。むろん第三者がこれを單純に判断することは差し控へねばならない。しかし私には其處に次ぎのやうな一つの隠れた、しかも重大な理由が存するのではなからうかと考へられる。それは外でもないが、労働の激化が肉體的状态を常に健全に保持して行くだけの休養を伴はない場合、従つていふまでもなく、災害や疾病を増加せしめると同じ理由が、労働激化に依つて齎らされるのが普通であるが、このやうな場合には、労働者が明確にこれを意識すると否とを問はず、彼等は寧ろ必然的に缺勤回数の増加に依つて休養の不足を補ひ、健康の保持を圖るより他に途はない。若しこのやうな理

由が多少とも考へられるとすれば、事故缺勤率の増加は、その全體がさうでないとしても、傷病缺勤率の増加と同一の理由の下に理解されねばならない。そして事故缺勤率の増加は、この意味に於いては、確かに一部分災害疾病に對する豫防的意義を認めらるべきものであり——私はこのやうな意義を持つものを自己保全的現象であると考へたい——従つて事故缺勤率の増加はある程度までは、傷病缺勤率の増加を押へてゐるとも見る事が出来る。若しこのやうな理解が多少とも容れられ得る餘地があるとすれば、事故缺勤率の増加は労働者の肉體的健康保持に對する赤信號であつて、唯だ單にそれが精神的な弛緩の表現であると許りはいへないこととなる。

以上私は若干の事情を具體的に指摘することに依つて、現に労働の生産性の状態が樂觀すべからざるものであることを些か明かにしたつもりである。然らばこれに對して、吾々はどのやうなやうな対策を考慮すべきであるか。むろんいふまでもなく、吾々は労働力の保持増強のために努力しなければならぬ。そしてまたこのやうな努力が、事變の當初以來相當に發展せしめられて來てゐることも事實である。しかしこの努力にも拘らず、尙ほ依然として、生産的には望ましからざる諸現象が、今日の労働に就いて認められるとすれば、從來からの労働者政策に對して、此處で些か反省を加へて見る必要がなくはない。

註一 労働時報 昭和十二年一月號 参照

註二 吾が國に於ける過去の労働移動事情に就いては、私は既にこれを取り擧げたことがあるので、それを参照せらんとを乞ふ。

(a) 拙稿、吾國に於ける労働移動の研究、三田學會雜誌、第三十五卷、第三號

(b) 拙稿、吾國工、農業労働者の労働移動の研究、三田學會雜誌、第三十五卷、第八號

註三 日刊工業新聞 昭和十七年一月二六日記事「月曜論策」参照

註四 本書 第三編第二章 参照

註五 労働統計月報に従つて、昭和十五年十月以後昭和十六年九月に至る一年間の炭礦労働者(男子)の移動率を計算して見ると、九八・六%といふ好ましからざる結果が出て来る。そして昭和十六年初頭の石炭増産運動の行はれた三ヶ月は、大體月移動率七%—八%であつたが、その後これが急に増加し、八月には八・八%、九月には一〇・四%にさへ達してゐることは、正に留意すべき事實である。

註六 労働時報 昭和十四年一二月號 六頁

二

以上に指摘した若干の事實を前提として、今日に至るまでの戦時労働者政策の發展を顧慮して見るためには、此處で、これ等の生産的に望ましからざる諸現象が如何にして生じたか、また勞

働生産性の大小は何處に由来するか、に就いて先づ一般的な理解を得て置くことが必要である。そしてこの意味では、先きに指摘した労働生産性の低下現象が如何にして生じたかに就いては、既にその理由の一部分はこれを明かにして置いた。即ち、吾々に與へられた基本的な状態は、労働の主體的要因の幾分の劣弱化、労働力の質的低下、熟練度に於ける労働者構成の質的低下に因るものであり、しかもこのやうな状態は今後に於いて幾分緩和され、阻止せられるといふよりは寧ろ國民皆勞體制の必要からいつても、尙ほ當然の事態として今後に現はれて來ると見なければならぬ。そしてこれは急激な生産の増大、これに應ずる多數の勞務要員の産業動員が齎らした、また今後に齎らすであらうところの當然の結果であるといはねばならない。この與へられた基本的な状態に對處するためには、いふまでもなく、一方に於いては労働力の質的な向上發展、労働の熟練度の向上のために、更らに廣汎の努力が傾注されねばならず、また他方に於いては労働力の持久的な保持のために、更らに基本的な諸方策の展開を益々多く必要とするであらう。そして前者の問題に就いても、現に種々なる問題の存することはひろんであるが、それは暫らく考慮外に置いて、本論では主として後者を問題として見たいと思ふ

既に労働の主體的要因が色々な點に於いて多少劣弱化することを餘儀なくせられてゐるといふ

状態、更らにまた一般的には、労働力の需給関係が逼迫化しつつあるといふ状態が——これがまた先きの状態に拍車を加へるのであるが——それだけより強く労働力の持久的な保持を必要とするといつていい、そして今や、何よりも先づ、この問題がもつと前面に取り出されなければならぬ時機に到達してゐる。其處で先づ一般に、労働の生産性が何處に由來するかを考へて見る必要がある。

今日、労働に就いて要請せられるところは、通常、労働能率の最高發揮であると見られてゐる。しかしこれは決して、労働者各人が今日最大の能率を發揮し、明日は精魂盡きて、もはやそれが不可能であるといふやうな状態を期待するものではないし、またこのやうな状態が單純に期待されてはならないことも亦明かである。蓋しこのやうな状態は、單に短期間の超非常時の場合に於いてのみ、是認し得るからであつて、現在の吾々の長期戦的要請としては、これを是認し得ないことはいふまでもないからである。そして吾々の理想とすべきところは、労働者各人が日々その労働能率を高度に發揮しつつ、且つ出来るだけ長期間に亘つて、現實に労働に従事し続け得るといふ状態でなければならぬ。いひ換へれば、常に心身共に健全な労働者として、何人もがその與へられた労働に長く従事するといふ状態でなければならぬ。そして私はこのやうな状態

を、労働生産性の最適基本状態と呼ぶことにしてゐる。ところで、この最適基本状態の理想的な形態に對照して見れば、先きに指摘したやうな諸状態は、色々な點に於いて、これから相當にかけ離れてゐることが明かであらう。即ち、労働者の災害疾病率の増加は、その傷害の程度に應じて、或は労働力の完全な喪失、或は身體の部分的な傷害に因る労働力の質的低下の増大を意味し、また一般的にはそれは事故缺勤の場合と同様に労働の中断を意味する。更らにまた労働移動の大なることが、色々な意味に於いて、生産障害的であることは、此處に更めて説くまでもない。然らばこのやうな労働生産性低下の諸現象が如何にして生じて來るのであらうか。

凡そ労働の生産性(註一)を最適状態に保持して行くためには、即ち、労働者の心身の状態を健全に維持して行くためには、日々の労働の激度に應じて、これに相應するだけの充分の休養——睡眠と栄養の攝取——が與へられて居らねばならない。いひ換へれば、労働と休養の間に最適な均衡関係が保持されてゐることが必要である。そして若しこの均衡関係が多少とも不満足であり、しかもこのやうな状態が稍々長期間に亘つて持續せしめられるとすれば、それは懸て災害疾病を惹起するに至るか、さもなければ、先きにも述べたやうに、労働が屢々中断せられることに依つて、休養の不足が償はれねばならぬかするであらう。更らにこのやうな二つの必然的な結

果の外に、第三の形態として、吾々は此處に労働能率の低下が現はれて来ることを見逃してはならない。蓋し相対的にいつて、休養の不足は持続的にはそれとの均衡關係に於いて、労働力の支出をそれだけ抑制せしめるに至るからである。かくて労働生産性の増大のためには、吾々は何時でも労働と休養の最適均衡状態の保持に努力しなければならぬ。

しかし現實の労働者の状態は、必ずしもこのやうな最適状態の保持に適合してゐるとはいへない。時局の要請する生産増強の必要は、労働激度の増大を要求する。しかもこれに對して、労働者の休養生活は、また色々な點に於いて、例へば、休眠時間に於いても、栄養の攝取に於いてもまたその休眠を充分ならしめる住宅の問題に於いても、望ましからざる影響を受けつゝある。近頃、労働者の生活時間調査が若干行はれ、漸く一般の注意を惹かうとしつゝあるが、昭和十六年に労働科學研究所が行つた調査結果に従へば、それは次ぎの如くである(註二)。この結果に従つて見れば、大體労働者の自由に利用し得る時間は一時間乃至五時間である。これに對して、調査者のいふところに従へば、「文化生活上眞に利用し得る時間は果して何程か甚だ心細いことに成る。特に勤務が十二時間にも及ぶ場合には、殆んど利用し得べき時間はないといふことに成る。故に自由時間を欲する場合には、勢ひ睡眠時間、身仕度時間、家の用事等の時間、或は又勤務時間等

業種別生活時間調査

| 業種 | 睡眠 | 食事 | 身仕度 | 通勤 | 業務 | 其他 |
|------|-----|----|-----|-----|------|-----|
| | 時 | 時 | 時 | 時 | 時 | 時 |
| 精密工業 | 7.5 | 1 | 1 | 1 | 10 | 3.5 |
| 機械工業 | 8 | 1 | 1 | 1 | 10 | 3 |
| 化学工業 | 7.5 | 1 | 1 | 0.5 | 8 | 6 |
| 重工業 | 8 | 1 | 1 | 1 | 8 | 5 |
| 炭山 | 8 | 1 | 1 | 1 | 8-12 | 5-1 |
| 平均 | 8 | 1 | 1 | 1 | 8-12 | 5-1 |

性別生活時間調査

| | 基本生活時間 | | | | 勤務所要時間 | | | 餘暇 |
|---|--------|----|-----|----|--------|----|------|-----|
| | 睡眠 | 食事 | 身仕度 | 合計 | 勤務 | 通勤 | 合計 | |
| 男 | 8 | 1 | 1 | 10 | 8-12 | 1 | 9-13 | 5-1 |
| 女 | 7.5 | 1 | 1.5 | 10 | 8-11 | 1 | 9-12 | 5-2 |

も適宜利用又悪用される。此處に種々の無理が生ずる禍因が蒔かれるのである」と。誠にこの通りであるといはねばならない。同じく昭和十六年大阪市の重工業労働者に就いて行はれた調査結果に従つて見ても(註三)、大體労働者の多くは午前六時半に家を出、午後六時、或は七時に帰宅する。そして在宅時間は十一—十三時間である。これから食事、身仕度、睡眠の時間を差し引けば、自由時間として残されるものは、僅かに一—二時間となる。このやうに時間的に切りつめられた日々の生活が文化生活の観点からいへば、正に危機的な状態であることは素より、それが先きの引用文にも指摘されてゐるやうに、往々にして休眠

時間を、更らにまた勤務の時間さへも削り取ることがあつても、それは半ば當然であるとも考へられ、従つてまたこれを労働者の精神的弛緩であると許り考へることも出来ないことになる。

労働者の生活時間調査は單にその一例に過ぎない。吾々は更らに休養生活の内容にまで入つて其處から問題を取り出して來れば、尙ほ色々な點を此處に指摘することが出来る筈であるが、しかしそれは姑らく讀者自身の問題に残すこととして、此處で再び吾々の問題の眞の在り場所を指摘して置けば、それは凡そ次ぎの如くである。即ち、労働生産性の大小は労働と休養の關係に依存して居り、吾々はこの關係を最適化する *Optimalisierung* といふ方向に於いて、問題を取り擧げて行かねばならない。そしてこのやうな問題の取り擧げ方は、労働と休養の二面の生活を全體的に考究することであり、更らにいひ換へれば、労働者各人の一日中の現實の生活そのものを一つの全體として、個々の問題は常にこの全體的な觀點から理解されて行くといふことが重要となる。しかるに従來からの問題の取り擧げ方を見ると、その多くはこの生活を全體として觀るといふ立場ではなく、例へば、労働の問題に就いては、單に労働の生活だけが考慮され、休養生活はまたそれ自體の問題とされて來た許りではなく、特に此處に於ける問題は、従來からの所謂社會政策、勿論、生産的な觀點から離れた社會政策的理念に導かれて、生産の、従つてまた労働生産

性の問題からは引き離されてゐた。そしてこのやうな考へ方が尙ほ依然として存することは、私

が特に此處に指摘するまでもなく、讀者諸氏の一般に熟知せられるところであらう。

かくて最近特に一般の問題となりつゝあるものに就いていへば、例へば、最低生活費の問題の如き、それは労働と休養の均衡關係を最適化するといふ問題でなければならず、また生活の科学化、消費規正の問題にしても同様であり、國民厚生の問題に就いても、吾々は先づその生産的な意義から、これを取り擧げて行かねばならない。いひ換へれば、此處では確かにゴールドシャイドの謂ふ「人間經濟學」的考慮が重要であり、また必要である。(註四)要之、労働生産性の問題は労働者の現實生活の問題でもあり、それはまた現實的な人間の問題であるといふやうにいつてもいゝであらう。

註一 以下簡単に述べる労働生産性の見解に就いては、拙著「労働者政策の基本問題」第一部第一章 参照

註二 労働科學研究 第一八巻 第五號 三五及び四九頁

註三 本市重工業労働者の住宅並びに通勤事情 大阪市社會部報告 第二五五號 三五―三七頁

註四 拙著 労働者政策と労働科學 第二篇第三章 参照

さて、私は以上至極簡単ではあつたが、労働力の持久的な保持、労働生産の増大に就いて、その時局的要請の必然性と、またその問題の在り場所とを指摘した。其處で本論の目的に従つて、従來からの戦時労働者政策の展開に對して、些かなりとも反省を加へて見なければならぬ。

事變の開始以後、事變の進展と共に、可なり活潑に展開せられるに至つた労働者政策は、素より色々な方面に亙つてゐる。しかし今日に至るまでの戦時労働者政策の中心が、先づ労働力の配置政策にあつたことは、何人も容易にこれを認め得るところである。そしてこの配置政策の本來の意圖は、嚴密にいへば、事變當初のものとの後のものとの間に、多少の相違がある。即ち、事變當初にあつては、増大し行く工、鑛業のためには、未だ労働力に幾分の餘力があつた。嘗つて昭和五、六年の頃に二百數十萬とさへ推算せられた失業者の存在は(註一)滿洲事變以後北支事變の勃發に至るまでの間に、相當程度まで解消せしめられてゐたものではあつたが、それは唯だ正常な状態に復歸したまでであつて、この普通の状態に於いて、尙ほ新たに生産過程に吸収せられる労働力の餘力は相當に存したと考へられる。しかもこのやうな状態に加へて、事變開始以後

必然化され、表面化せられて來た産業再編成の過程に於いて、特に昭和十三年以後に於ける物資動員計畫の實施に因る、平和産業に於ける所謂犠牲産業部面からの労働力の流出が、問題とされざるを得なかつた。しかも未だ一般的には時局産業に於ける労働力需要に對して、當時労働力の給源に尙ほ多少の餘力があつたといふ状態は、必然的に犠牲産業からの労働力の流出を、轉失業の問題として取り擧げざるを得なかつたのである(註二)。しかしその後には、事情は自づから變化し、軍需品關係産業を中心として、労働力の需給關係は漸く逼迫化し、例へば、昭和十六年の夏に至つて、所謂半轉業者の問題が取り擧げられたかと思ふと間もなく、半轉業は完全轉業へ、そして單に轉業者の問題ではなくして、學生生徒は素より、國民各自の家庭に存する遊休遊閑労働力の利用、國民徵用制度の擴大、國民皆勞體制の整備へと、文字通り矢継ぎ早やに情勢は變化した。そして今や中小商工業の整備が、時局産業のための労働力の給源開發といふ意味に於いて、漸く積極化されようとしてゐる。このやうに事變當初に於ける轉失業者の保護救済問題から國民皆勞體制への變化に至るまで、労働力配置政策の意圖は當然變化せざるを得なかつた譯であるが、事實の問題としては、それは孰れも時局重要産業への労働力の配置を問題としたものであつた。そしてこの労働力の配置政策が、職業紹介所制度の改正(昭和十三年)勞務動員計畫の實

施（昭和十四年以後）を根幹として、行はれて来たことは既に周知の通りである。

そしてこれを見れば、事變開始以後、急激に増大せる時局重要産業への労働力の流入が、先づ必要なことであつたし、懸てはそれが、労働力の需給関係の多少の逼迫化と共に、其處への労働力の重點主義的配置として、益々その重要さを増大した。しかしこの労働力の配置政策は、労働生産性の増大といふ観点からいへば、單に労働者数の問題だけではなくして、同時にそれは消極的な環境調整政策の意義をも満たさなければならぬ。（註三）いひ換へれば、適材適所、労働の主體的要因と労働生活環境との適合といふ點も亦、充分考慮されねばならない筈であつた。しかし事實はこれに反して、労働力の配置政策は殆んど全く労働力の單に數量的な配分政策に終つてゐる觀がある。そして消極的な環境調整政策が此處でかくも輕視せられて来た主たる理由は、そのための科學的準備が未だ必ずしも充分でないといふ點にもあるが、また各生産過程に於ける人手の不足といふ事情が、より緊切であつたといふ點にかゝつてゐるといつていい。兎も角以上の如くにして、吾が戦時労働者政策の一つの大きな問題である労働力の配置政策に於いては、労働生産性増大の考慮が、著しく缺乏してゐることだけは、此處に明白にこれを指摘し得るであらう。

更らに、労働力配置政策の他の一面に就いての特質を此處に指摘して置かねばならない。それは一方では昭和十四年四月の従業者雇入制限令以來、今日の勞務調整令に至るまでの労働移動防止方策の強化であり、他方では國民徴用制度の擴大が、またこれに關聯して考慮せらるべきである。そして凡そこれ等の國家の労働者政策の持つ移動防止の企圖は、一言にしてこれをいへば、正に非常時の特質を帯びてゐるといふ點に存してゐる。即ち、元來、吾々が労働移動の防止を企圖するとすれば、吾々は移動の原因に遡つて、此處に適當な諸方策が考慮されねばならない筈である。然るに右の移動防止方策の強化は、主として經營間移動、いふまでもなくこの意味に於いて、時局重要産業に屬する個々の經營からの労働力の流出を、強權的に困難なものとし、また直接これを抑止するといふ途を選んだものであつて、それは決して移動の原因に觸れて、これを抑制しようとするものではない。唯だ貸銀統制方策がその一面に於いて、經營間の貸銀の凸凹を調整することに依つて、最初から移動防止方策としての意義を認められてゐたことは、吾々もこれを正當に認めねばならない。成る程、經營間に貸銀の凸凹があることは、労働者を誘引して、經營間移動を大ならしめる最大の理由ではある。しかしこれをもう一步進めて考へて見れば、それは労働者の生活自體の問題であり、更らに移動の原因は貸銀問題以外にも多々存するのであつ

て、しかもこれ等の移動原因は労働の主體的條件とその客體的條件との不適合状態の反映であると考へられる。果してさうだとすれば、移動の問題を解決するためには、労働者の現實生活そのものに觸れて來なければならぬ。時局の緊迫せる要請は、非常時の色彩の下に、移動を外面的強權的に抑止しようとして來た。それは戦時經濟の持つ一面非常時の顯現であつて、また止むを得ないとしても、これに依つて問題が満足に解決され得たとは決していへず、問題そのものは依然として残されてゐる。近頃徵用労働の生産性の問題に就いて、多少識者の注意を惹くに至つてゐるやうであるが、これも確かにこれと同様の問題の一つの現はれである。移動の原因に遡ることなくして移動を抑制する結果は、移動の原因がそのままに残されることとなり、懸てこれが別の形態をとつて現はれて來、そしてそれが多少ともに労働生産性の低下を齎らすとすれば、吾は今や勞務調整令と徵用令の實施と適用の下に於いて、この意味の労働生産性の低下を防止するため、最大の注意を拂はねばならない。そしてこれが今後の吾々にとつての重要問題であるであらう。

尙ほ此處で一言して置いていゝことは、從來からの賃銀統制方策に就いてである。周知のやうに、それが一面に於いて移動防止方策の意義を附與せられてゐたことは前述の通りであるが、そ

れは本來低物價政策の一翼である。戦時經濟の運營のために、低物價政策が堅持されねばならぬ一重要基本方策であることはいふまでもない。しかし賃銀問題は労働者の生活の問題であり、従つてそれはまた當然労働生産性の増大のために、考慮されねばならない基本的な重要さを持つ問題でもある。私は先きに、最低生活費の問題がこの角度から取り擧げられねばならないものであることを指摘して置いたが、今や正に低物價政策としての賃銀政策は、この意味に於いて、再検討される必要がある。そして幸ひにして、このやうな考慮が既に多少とも存することは事實である。例へば、家族手當問題の如きもさうであるが、最近厚生省の委囑に依つて行はれた労働科學研究所を中心とする賃銀算定に關する労働科學的研究の如きは、このやうな政策態度の一つの現はれであり(註四)、また昭和十七年一月、議會に於ける政府側の答辯中にも、從來の個人主義的な賃銀支拂制度ではなくして、有能労働者の労働生産性の増大に對して、適當な賃銀報酬を考慮しつゝあるといふ點が、明かにせられたのであるが(註五)賃銀の大小並に賃銀支拂制度に關して、労働生産性増大のための再検討が加へられ、それが具體的な賃銀方策として今後實現せられて行くことが、期待せられて然るべきであらう。

以上の如くに觀て來れば、吾が戦時労働者政策の若干の重要なものに關聯して、労働生産性増

大の考慮が、幾分缺如してゐることが明かであらう。そしてそれが戦時經濟の緊急な要請に應じて、謂はゞ非常時的な色彩を稍々濃厚に持たされて來たためであり、しかもこれがまた一面に於いては止むを得なかつたとしても、既に戦争は完全に長期戦であり、同時に大東亞共榮圈の積極的な建設といふ大きな任務が吾々に與へられて居り、しかも労働力の需給關係が相當に逼迫化してゐる以上、吾々は此處で眞に労働力の持久的保持、労働生産性増大のための労働者政策の意義を、更らに大きく確認しなければならぬであらう。しかし吾が戦時労働者政策の發展に於いては、從來、決して労働生産の増大、労働力の持久保持の問題が、むろん輕視されて許り來たのではない。即ち、既に本論の最初にも一言指摘して置いたやうに、労働力の持久的保持のための配慮こそ、寧ろ吾が戦時労働者政策の端緒をなしてゐたといへるのである。そしてこの後、この方面の努力として、過長労働時間の抑制、謂はゞ労働激化の防止、災害豫防の諸方策、諸種の保健衛生對策等に關して、絶えず相當の努力が傾注されて來たことは、むろん何人もこれを認めねばならぬ。更らにこれに加へて、一般國民の體力向上に關する諸方策の如きも亦決して輕視されるべきものではない。しかしこれ等の諸方策に就いても、尙ほ吾々にとつては、多少の批判の餘地は殘されてゐる。

例へば、就業時間の制限に就いて見ても、就業時間制限令に依つて、一應無考慮な時間の延長は相當に抑制せられたであらうが、尙ほ労働力の缺乏は多くの場合に時間の延長を餘儀なきものと考へしめ、また労働者の側に於いては、残業手当の收得が寧ろ大きな問題であつて、實際には労働時間は依然として相當に長い。しかも問題なのは、労働時間の長短に關して、吾が國では未だ一般には労働科學的見解と研究とが、充分に發達してゐないことである。そしてこのために、一時は適正労働時間の問題が一部に取り擧げられたやうではあるが、依然として時間の延長が生産量の増加と一致並行するといふ至極單純な見解が、相當に強く存してゐるのではないかとさへ考へられる。しかしこのやうな見解と實踐こそ、労働生産性増大のためには、眞によく反省されなければならぬ點である(註六)。更らにこの外從來稍々活發に展開せられて來た諸種の保健衛生對策に就いても、尙ほ多少の問題はある。一例を以つていへば、労働者の疾病問題の如き、従前の單に臨牀的な對策は、最近工場、鑛山に於ける醫療施設の擴充と共に、病者の早期檢出といふ方向に一轉しつゝある。そしてこれは誠に悦ぶべき方向轉換であるといはねばならない。しかし眞に豫防醫學的觀點からすれば、吾々は今一步を進めて、罹病者の發生を豫防しなければならぬ筈である。しかも疾病は労働生活と休養生活の二面に互る労働者の生活の現實を離れては存し

得ないのであつて、従つて豫防醫學的對策は、私が先きに指摘した労働と休養の關係の最適化を基底とするところの、現實生活そのものの裡に見出されて行かねばならない。そしてこの點に就いては、既に進歩的な見解を持つ私の同僚中には、この方向への努力を進めつゝあるものもあるが（註七）、吾が國從來の臨牀醫學的教養の偏重が、この豫防醫學的對策の發展を尙ほ相當に妨げてゐることは、恐らく否定し得ないところであらう。従つて此處でも一つの基本的な方向轉換が、もつと強く望まれて然るべきであらう。

かくて私は最後に次ぎの如くいふことが出来るであらう。吾が國の戦時労働者政策の中心問題は從來労働力の數量的配分政策にあり、しかもこれに非常時的な政策の色彩が加へられることに依つて、労働生産性増大のための考慮が幾分缺如して來て居り、他方では本來労働力の持久的保持を目的とする保健衛生對策の如きも、尙ほ労働生産性増大のために幾分批判の餘地を残してゐる。このやうな状態に對して、今後吾々の期待し、且つ努力しなければならぬ點は、労働生産性の眞の増大のための科學的方策の基礎づけと、その實踐的發展とである。そして此處に從來の労働者政策に對して、吾々は明確な方向轉換を要望しなければならぬ。

附記 本誌（社會政策時報）の編輯者は、「労働政策と能率」に関する拙稿を乞はれたが、これに對して此處に多少のことを附け加へて置きたい。今日單に吾が國許りではなく、一般に「労働政策」といふ言葉が用ひられるけれども、それは私の見るところでは適當ではない。私は從來これに代つて「労働者政策」といふ名稱を用ひることにしてゐる（註八）。そして本論に於いても、これを採用した譯である。また普通には「能率」といはれるところに、私は「労働生産性」といふ概念を用ひてゐるが、嚴密にいへば、後者は前者を含むより廣い概念である。しかし此處で私が特に一言讀者の注意を促して置きたいのは、「能率」を反省して見ることであり、しかもそれは單に概念上の問題ではなくして、——これと同様のことは「労働政策」に就いてもいはれ得る——實際方策の問題にも關聯してゐる。（「社會政策時報」昭和一七年三月號所載 昭和一八年一月二日一部補正）

註一 この點に就いては、美濃口時次郎著、人的資源論（八元社版）第三章 参考

註二 労働時報 昭和一三年八月號 一七頁以後、同じく同年九月號二頁 参照

註三 拙著 労働者政策と労働科學 第一篇 第一章 参照

註四 労働科學 第一八卷 第五號 参照

註五 日刊工業新聞 昭和一七年一月三十一日

註六 本書 第四編第五章 参照

拙稿 最適労働時間論（戦時社會問題叢書労働論）参考

註七 龜山京 労働者生活の基本問題 社會政策時報 昭和一七年八、九月號

註八 拙著 労働者政策と労働科學 参照

第二章 戦時労働者政策の方向轉換

第三章 戦時労働者政策に対する若干の反省

従前、少くとも支那事變の開始以前までは、吾々の場合に於いては尙ほ依然として、労働竝に労働者の問題といへば、それが所謂社會問題の主たる内容をなすものであると考へられて來た。即ち、それは何等かの社會的理念から取り擧げられる問題であり、其處で問題とされる労働者は生産従事者としてよりは、寧ろ彼等も亦一般社會人であるといふ觀點から多く考究されて來た。この結果は、經濟的には、彼等を巡る問題の中心が主として分配政策に關聯せしめられ、生産政策的觀點がこのために多く閉め出されて了つてゐた、といつても決して過言ではない。しかし支那事變の勃發は、労働と労働者の問題に關して遽かにその所謂社會問題の觀點を喪失せしめ、これに代つて専ら生産政策的意圖を表面に強く浮び出さしめて來た。このやうに問題に對する觀點の急激なる變化が、吾々の世界觀の、延いては經濟生活に關する吾々の基本觀の轉換に基礎づけ

られてゐることは素よりであるが、しかし此處で吾々の看過してはならない事實が、労働力の不足といふことにあり、しかもこのことが問題に對する吾々の觀點の變化に照應するところの現實的基礎であることは、今更ら此處に説明の必要を見ないであらう。そしてこのやうな労働力の存在に關する現實が、事變開始後、一步一步緊迫化するに連れて、労働の問題に關する生産政策的觀點が益々明確にせられ、もはや今日では、此處に從來の社會問題的考慮が容れられる餘地が全くなく、人々の腦裡からは、この過去の社會問題觀が完全に一掃されて了つたかの觀がある。いひ換へれば、今日、労働と労働者に關する一切の問題は、一つに生産の問題に係つてゐるといつていいし、またこのやうに生産的觀點から、問題が總て統一的に取り擧げられねばならない。

労働と労働者の問題が、かく今日程に、一般に且つ明確に生産の問題に結びつけられたことは先づ今までにその例を見ないことであるといつていい。それだけに、このやうな問題の取り擧げ方に關しては、これに關する基本的理論的な問題が尙ほ未だ多く残されてゐることは事實である。しかし今、私は此處ではこの基礎的な色々な問題を暫く考慮外に置いて、現實に問題がどのやうに取り擧げられてゐるか、またそれがどのやうに、生産の問題に結びつけられねばならないか、といふ點に就いて若干の私見を述べ、一般讀者の批判に訴へたいと思ふ。

二

今日、労働の問題に就いて一般に期待せられることは、先づ労働能率の増大、能率の最高發揮といふ點にあるといふやうに考へられてゐる。しかしこの労働能率の増進問題は、理論的にも亦實踐的にも、それに関する過去の、個人主義的、資本主義的な實踐と單純に同一視されてはならない。このことは一面では吾々の世界觀の相違にも歸屬することであるが、それは暫く考慮外に置くとして、現實的に問題を考慮しても、このことは直ちに明白であるであらう。即ち、労働能率の最高發揮が期待されることは、労働者に對しては一時的に最大の努力を要求し、彼等の労働を比較的短期間に消耗し盡してもいゝといふことを、決して意味するものではない。蓋し労働力の補給が既にさう簡單容易に行はれ難くなりつゝある現狀に於いては、寧ろ反對に個々の労働力の利用可能の期間を延長する、若しくは少くとも不自然にこれを短縮しないやうに努めること、いひ換へれば、労働力の持久的な保持が、當然此處で益々重要な意義を持つて來るからである。勿論、過去に於いても労働力の持久的な保持は、労働の最適化 *Optimalisierung* の意味に於いて、重要視さるべきものとせられて來た。しかし過去の資本主義的實踐に於いては、それは未だ充分

な現實的理由を持たず、従つて僅かに社會問題的觀點から、いひ換へれば、寧ろ經濟外的要請として、それが經濟の問題の内に附加されようとしてゐたに過ぎない。しかも今や労働力の不足は、この労働力の持久的な保持を、單なる經濟外的要請としてではなく、何よりも經濟的に重要な問題として、取り出さしめるに至つてゐるといつていゝ。従つて吾々の場合に於ける労働能率の増進の問題は、さう單純に取り擧げられることを許されない。それは労働力の持久的保持といふ問題と正に表裏一體的なものとして考慮され、實踐化されて行かねばならぬ。

現に吾々に當面の課題である生産力の擴充と、しかもこれに對する労働力の補給の稍々困難化せる事情とから、一方では労働能率の最高發揮が、他方では労働力の持久的保持が、そして労働に関するこの二つの問題が同時に理想的に解決されて行かねばならないところに、労働と労働者に関する吾々の生産政策的課題がある。其處でこの二つの問題に對して、豫め多少の考慮を巡らして置くことが必要である。吾々の通常の經驗に従へば、單純に、極度に労働能率の増大を期待することは、總て労働力の持久的保持に重大な支障を來さしめる危険もあり、また反對に、單に労働力の利用可能の期間のみを延長し得ても、ただそれだけでは未だ充分に労働の生産的意義は充たされ得ない。いひ換へれば、此處でもやはり同時に労働能率の適當な増進が配慮されねばな

らない。かくて能率の問題と、労働力保持の問題とは、常に相關聯せしめられることが必要である。しかも尙ほ一步を進めて考へて見れば、この二つの問題は全然別個の問題ではなく、基本的には一つの問題の両面を形成するものであると見られる。即ち、能率の増進も労働力の持久的な保持も、その孰れもが心身共に健全なる労働者の存在を前提にしなければならぬといふ點に於いて、結局同じところに歸着する。そしてこの意味に於いて、労働に關する二つの生産政策的課題は、正に表裏一體的なものとして取り擧げられ、解決されて行かねばならない。

しかし實際に問題が取り擧げられて來てゐるところを観ると、後にこれを問題とするやうに、遺憾ながら問題は個々ばらばらに取り扱はれてゐる。そして此處では、このやうな状態を招來する一つの、しかも寧ろ已むを得ざる事情を、先づ指摘することとしよう。それは他でもないが、戦時經濟に必然的な非常時の要請に基づくものである。凡そ軍需品の生産は否應なしに戦闘に間に合はねばならない。これがために戦闘に些かでも支障を生ぜしめることは、絶対に許されない。かくて軍需品の生産は、如何にしても豫定期間内に完了しなければならず、また多少の餘力があれば、明日のものは今日に、といふやうに努力しなければならぬ。既にこのやうな要請からすれば、人手の不足といふ事實に對應して、時には残業に依る労働時間の延長も亦已むを得ない

ものとしなければならぬ。即ち、一日の作業量の増大のためには、時間延長に依る労働の激化も、かくて戦時非常時の要請の下にあつては、吾々の時に敢へて忍ばねばならぬところである。しかしその反面に於いて、吾々はまた次ぎのやうな觀點を見逃してはならない。即ち、今日の戦争は既に長期戦である。しかも高度國防國家の建設は同時に新秩序の理念に導かれた長期建設の努力でもなければならぬ。そしてこのためには、いふまでもなく労働力の持久的な保持が、それだけに益々重要視されねばならない。支那事變の開始直後、昭和十二年の秋、政府は賢明にも既にこの戦争の長期化を思つて、労働力の持久的保持のために、残業時間を含めて一日の就業時間を十二時間とするといふ原則を支持したのである。しかも當時は未だ労働力にも多少の餘力があり、剩へ必然的に到來する戦時體制の強化のために、懸て平和産業部面から引き出されて來る時局の犠牲を擔はされた轉失業者の救済のためにも、時局産業部面に於ける労働時間の制限に依つて、多少とも彼等のために其處に就業の機會を見出さしめようとする意圖も亦、その裡に多分に考慮されてゐたのである。謂はばそれは一石二鳥の方策でもあつた。しかし乍ら、今日ではもはやこの間の事情は全く一變して了つてゐる。既に米英を相手にして、しかも廣大な戦線に於いて見敵必滅の戦闘を戦ひ抜かねばならず、同時に文字通り吾々の手に於いて、大東亞共榮圈の建設

を行つて行かねばならない。そしてこの吾々に當面の戦争と建設の課題から、一方では時に労働力の持久的な保持ばかりも考慮しては居られず、他方それかといつて、この問題を餘りにも輕視して丁ふことも出来ない。労働能率の増進問題と労働力の持久的保持の問題とは、かくて現に時局の二つの要請の下に、謂はば二者擇一的な問題にまで押上げられてゐるかの觀がある。

このやうな事實に對して、此處で吾々の特に留意しなければならぬ點は、労働に關する右の二つの問題が、結局心身共に健全な労働者を前提にして歸一するといふ事實が、往々にして忘却され、或はこれに充分の注意が向けられるだけの餘裕がないといふことのために、屢々却つて蛇蜂とらずの結果を招來するやうな事態をさへ惹き起してゐる場合があるのではなからうか、といふ點である。ひろん事業の性質上、例へば、造船業の如く、時には臨時的に殘業に依る時間延長の行はれることを已むを得ざるものとする場合もある。しかしこの場合は暫く措くとして、通常の多量生産様式を採用せる生産の場合には、能率の問題だけに重點を置くことは、是非再考されねばならない。況んや従來の資本主義的實踐の場合に屢々見られたやうな、労働の激化に導き、従つて比較的短期間に労働力を消耗してしまふやうな危険のある能率増進の方策は、今では少くとも反省され、改められねばならないであらう。

三

労働と労働力に關する生産政策的な問題は、結局心身共に健全なる労働者の存在を前提としなければならぬ。この前提から、具體的には問題は色々に分化され、展開されて行く。しかし此處に分化され、色々に展開されて行く諸問題は、常に生産の任務を擔つてゐる労働人格の健全なる存在に係はらしめられねばならない。しかも労働に關する諸問題は、個々に労働人格に係はらしめられるばかりでなく、より重要なことは、労働人格の存在様式、或はその形成發展の様式に係はらしめて、しかも統一的に配慮されることが必要である。蓋し人間は何時でも多面的な存在ではあるが、しかし決してこの多面的なものの單純な合計ではなく、常に統一的な人格であるからである。凡そこのやうな考慮からすれば、現實に取り擧げられ、實踐化されてゐる労働に關する個々の問題は、餘りにもばらばらにされて了つてゐて、此處に総合的な配慮が忘却されて居り、従つてそれだけにその個々の問題が持ち、且つ充たさなければならぬ労働に關する生産的な意義が、或は充分に自覺されず、或はその効果が過信されるといふやうな結果に陥つてゐる場合が多い。これは緊迫せる時局に對應して、政策の合理化・透徹化・綜合化・系統化を期するため

は、是非吾々の反省を要する點でなければならぬ。

其處で先づ、問題が個々に如何やうに具體的に取り擧げられてゐるかを、検討して見ることにしよう。しかし勿論此處で細部に互つて、個々の問題を詳述する程の必要もないので、以下、著明な問題と考へられる若干の例に就いて、多少論評して見ることにしたい。

今日、労働の問題に就いて最も著明なものの一つは、先づ日本的勤勞精神の確立、即ち、産業報國精神の發揚にあるといつていい。そしてこれが産報運動を通じて、現に強力に實踐化されつつあることは申すまでもない。しかし遺憾乍ら、未だ勤勞精神に關する科學的な理解が充分になされてゐないために、今なほこの運動は兎角單なる精神運動に歸するかの傾向が甚だ強い。これは産報運動のために、吾々の充分に警戒しなければならぬ點である。既にこの運動の指導の任にある厚生省の指示するところに従へば、産報運動は單なる精神運動ではなく、産業報國、事業一體の精神を體現したものである、事業場に於ける勞務管理上の諸施設、諸方策の發展が期待されてゐる。即ち、産報精神の發揚はこの精神の浸透した經營の労働者政策を、その具體的な内容としなければならぬ。しかしこのやうな運動形態が充分自覺されてゐる場合は、著しく進歩的な經營に於いてであつて、さうでない多くの場合には、時に産報運動とは單に精神的な運動

に過ぎずと考へられたり、或はまた、それが單に經營の懇談會の組織及びその運用に限られたりしてゐる場合がないではない。しかもまた他方に於いて、最近に於ける産報運動は一方では各種産業の統制團體に於ける勞務問題の配慮と如何に關聯せしめられるかが一つの問題であり、さらに他方では翼政會の誕生を見た後の翼賛會に既に統合せられてゐる。そしてこのやうな産報運動の動向は、この運動の具體的内容、その現實的地盤からの一步後退であつてはならぬ。

私は右に勤勞精神の科學的理解が充分でないと述べて置いたが、吾々の勤勞精神は一面歴史的に理解されねばならないと同時に、他面ではそれは環境的に理解されねばならない。そして此處で問題である環境とは、一面既に吾々の歴史的、文化的所産でもあり、この歴史的、文化的所産としての生活環境の裡に、吾々は生活し、労働に従事しつつあるのである。約言すれば、勤勞精神は、この環境と其處に於ける人間との關聯の全體性の表現である。従つて勤勞精神の昂揚の問題は、労働者と彼の生活環境との、この全體的な關聯を考慮し乍ら、その生活環境の調整問題に關聯するといつていい。従つて勤勞精神の發揚の問題を單に産報運動に限つて考へようとしたり、況んや産報運動を單なる精神運動に限ることは、問題を著しく狭めたこととなるし、またそれを經營の勞務管理上の諸施設、諸方策に係はらしめることだけでも、未だ充分であるとはいへな

5. 蓋しこの場合に問題とされるものは、主として経営の労働生活環境に關聯してゐるに過ぎないからであり、問題は更らに労働者の経営外生活環境にも關聯するからである。勤勞精神の問題がこのやうに廣く關聯するとすれば、それは一切の労働者政策に係はることであるといつていい。果してさうだとすれば、産報運動は、勤勞精神のこのやうな關聯が充分に認識され、そしてまた事實他の労働者政策の充分の展開に依つて裏づけられる限り、それが單なる精神運動として狭く限定されても、別に不都合ではないやうにも考へられる。しかし實際問題としてこれを觀れば、産報運動がこのやうな形態に於いてのみ實施されることは、確かに現實的な地盤から多少とも遊離せしめられる憂ひが全然ないではないし、また理論的に觀ても、精神運動が他の労働者政策と綜合調和せられてこそ、眞によくその效果を實現し得るものであるといはねばならない。従つて少くとも、厚生省の指示するやうに、産報運動は經營勞務管理上の諸方策の裡に、出来るだけその現實的地盤を確保し、これとの調和に於いて展開せられて行くことが、實際問題としては最も妥當であらう。しかし乍ら現に多くの場合に、この個々の方策の間の關聯が充分認知されてゐないことが、いひ換へれば、單位産報の諸實踐が經營勞務管理上の諸方策から引き離されて居り、後者が勤勞精神の昂揚に對して持つ多少の意義が殆んど全く看過されて了つてゐることが、

確かに一つの憾みである。

四

勤勞精神の科學的理解を缺いてゐる場合には、また往々にして所謂勤勞精神の問題が、いひ換へれば、精神的な教育、練成の諸方策だけが、他の労働者政策との關聯を深く問題とされることなく、それ自體の效果に就いて過信され、また強調され過ぎる傾向がないではない。確かに勤勞精神の如何は、先づ現實に労働を可能のものとするか否かを決し、また労働そのものを種々に制約するといふ二重の意味に於いて、現實的には労働に關して、基軸的な重要性を持つてゐることが、充分に認められねばならない。しかし労働そのものはこの勤勞精神、即ち、労働の主觀的態度の外に、別に一定の智能的な活動と肉體的な活動とを要求する。しかも勤勞精神を餘りにも強調し過ぎることは、労働に於ける肉體的な活動を時には過度に要求することともなり、従つてまた思はずして労働の激化に導き、労働力を比較的、早期に消耗し盡してしまふ虞れなしとはしない。更らにまた、先きにも一言觸れて置いたやうに、勤勞精神の問題は單に精神的な教育方策に係はるばかりではなく、普通にはさう考へられてゐないけれども、それはまた他の労働者政策と

も重要な關聯をもつてゐる。其處でこれ等の點に就いて、私は此處に現實の二つの問題を提供して見たいと思ふ。

厚生省の調査に従へば、軍需品工場に於ける缺勤率、就中、事故缺勤率が事變の進展と共に著しく増大しつゝあつた。即ち、昭和十二年を基準として、同十五年には男子二一四、女子は二三一と倍加して餘りがある。しかもこの事實は、労働者が時局認識を缺き、精神的な弛緩を來たせる證左である、といふやうにも一見理解せられる。そしてこのやうに理解さればこそ、昭和十七年初頭の三箇月に亘つて、工場と鑛山を通じて一般に、大日本産業報國會の提唱の下に、所謂皆勤運動なるものが甚だ熱心に續行せられた。そしてその結果は、成績優秀の經營に於いて、事實缺勤率は著しく低減せしめられ、それが僅かに二、三%にまで縮められた例が、必ずしも珍らしくはないといふことである。

しかし此處で第一に慎重に吟味を要する問題は、労働者の事故缺勤の多くが精神的な弛緩であるとのみ考へられて了つていゝかどうかといふ點である。直截にいへば、私は此處に繼續せる日頃の労働を通じて蓄積された疲労を、自己保全的な意味に於いて、恢復しようとする労働者の無意識的、或は半意識的な労働中斷の現象が、彼等の事故缺勤の裡に多少とも存するのではなから

うかと考へる。そして若しこれが事實であるとすれば、このやうな場合に敢へて労働者に精神的な緊張を興へることは、彼等を労働の激化に導くか、若しさうでないとするれば、彼等をしてその労働に於いて體力の支出を幾分か抑制せしめるか、その孰れかであると考へられる。そして前者の結果は、災害疾病の發生を通じて、直ちに現はれて來るか、或は暫く期間を置いて、後に體力の消耗として現はれて來るであらうし、後者の結果は、いふまでもなく、それ自體労働能率の低下である。そしてこの孰れにしても、共に生産的には望ましくないことは、殊更ら此處に指摘するまでもない。其處で皆勤運動を通じて、出勤率の増大と右に指摘したやうな現象とが、果してどのやうに關聯して現はれてゐるかが、慎重に究明されて見なければならぬ。然るに今までのところでは、未だこのやうな問題の指摘が充分に行はれず、單に出勤率の増大だけが問題されてゐることは、確かに吾々の反省しなければならぬ點であらう。

更らに此處にこれと對照して注目すべき事實がある。それは特別に皆勤運動といふやうな刺戟的な方策をとらなくとも、いひ換へれば、缺勤防止に關する精神的な刺戟を強化しなくとも、別に缺勤率を防止し得てゐる實例の存することである。それは他でもないが、労働者に對する月給制度の實施の一結果として見られる。例へば、パイロット萬年筆工場の如き、或は千代田製靴工

場の如き、月給制度の實施が明かに著しい缺勤率の減少を齎らし得てゐる。例へば、千代田製靴工場の例では、昭和十五年七月の月給制度實施の直前の状態では、缺勤率凡そ一二、三%であつたものが、實施一年後にはそれが大體七、八%にまで低下してしまつてゐる。これは一般の常識を以つてすれば、確かに驚くべき事實であるに相違ない。しかし考へやうに依つては、これは別に不思議な現象ではない。即ち、賃銀の大小が労働者の能率の大小に係はらしめられる場合には、労働の仕方、出缺勤、いひ換へれば、労働者の労働の勤怠は一つに労働者の自意と責任に於いて左右せられる。しかも労働者が總て彼等の收得する賃銀の益々大なることを意慾する經濟人的存在であるならば、個人主義的な能率賃銀の刺戟は彼等を驅つて労働に勤勉ならしめるかも知れない。しかし現實の人間はさう單純に機械的な存在でもなければ、また經濟人的人間でもない。そのみではなく、労働者の勤怠が彼等自身の自意と責任に委されてゐる限り、彼等は自由に労働から離れることも出来るし、また彼等の労働を適當に調節することも出来るわけであつて、從來の個人主義的な賃銀制度が、彼等の勤勞精神のこのやうな個人主義化に多少の拍車をかけてゐることは、到底否定され得ないことである。これに反して、月給制度が先づ彼等の生活の安定を企圖し、労働の勤怠から賃銀を引き離し、労働に對する彼等の自己調節の根據を取り除くことに

依つて、彼等をしてより純粹な姿に於いて労働そのものを配慮せしめ、彼等をして何のこだはりもなく労働に導くとしても、それは寧ろ當然であるといはねばならぬ。近頃月給制度の効果が、一部の識者の間に、それが労働者の名譽心に訴へる結果であると解されたり、またパイロット萬年筆工場の渡邊旭氏は、月給制度が人を最も人らしく取扱ふところに、その効果の理由を求めて居られるが、これ等の理解の當否は暫く別として、私は月給制度がより純粹の形に於いて、賃銀と労働とはなくて、人間と労働とを結びつけるものであることを認めたいと思ふ。

既に月給制度にこのやうな効果があるとすれば、これから離れて皆勤運動、或は出勤競争といふやうな方策に出ることは、戦時非常時の時局を前にしてむしろ多少の意義なしとはいはないが、より恒久的な方策としては一應反省されて然るべきである。そしてこれに關して、私が此處に指摘すべき事實は、月給制度それ自體が、労働者の勤勞精神のより好ましい變化に對して、重大な關聯を持ち得てゐるといふことである。しかもこの効果は單に缺勤率の減少といふ事實だけに止まるのではなく、更らに労働能率の増進は素より一般に、自己に與へられた労働に對する個人主義的な考慮ではなく、協同精神の培養を齎らしつゝ、より純粹な形態に於ける労働の主觀的態度の好轉を出現せしめてゐる、といふ點である。かくてこのやうな月給制度の効果から觀ても

勤勞精神に關する問題が單に所謂精神的な教育や運動のみに係はるものでないことは、既に明瞭であるであらう

しかし此處で讀者の誤解を招かないやうに、月給制度に就いて尙ほ一言附け加へて置かねばならない。既に存する實際の經驗から觀れば、確かに月給制度は相當の効果を齎らし得ると考へていいであらう。しかしそれにしても、月給制度自體は尙ほ一つの労働者政策に過ぎない。それは精神的教育が一つの方策に過ぎないのと同様であつて、吾々はこれ以外に、労働者の労働生活とその休養生活とに關する色々な労働者政策の存することを知つてゐる。そして凡そ孰れの労働者政策にしても、その個々の方策がそれ自體に充分の効果を發揮するためには、少くともその効果の出現を妨げないやうな現實、いひ換へれば、他の一切の労働者政策がそれと矛盾することのないやうに調整せられてゐること、このことが必要な條件であり、また重要なことである。就中、勤勞精神は人とその生活環境との全體的關聯の統一的、人格的表現であつて、従つて總ての労働者政策は勤勞精神の問題に對して多少の關聯をもつものであることが、記憶されて置かねばならない。然るに労働者政策の實際とこれに關する配慮とを觀るに、多くの場合にこのやうな關聯が充分に考慮せられず、労働者政策の個々のものが、兎角、それ自體のものとして考へられ勝ちであ

る。従つて時に個々に労働者政策が評價せられることがあつても、それは寧ろ當然であるが、このことは吾々の充分注意しなければならぬ點であるであらう。

五

現に戦争は明確に長期戦態勢を要請し、且つ同時に大東亞戦争の開始以後今日に至るまで、未だ比較的短期間にも拘らず、吾々はすでに大東亞共榮圈の積極的建設に勇躍しなければならぬ段階に達してゐる。しかも先きにも述べたやうに、戦争は絶えず一面に於いて非常時的な要請を伴つて居り、また労働力の不足はこの非常時的要請に拍車を加へて來てゐる。そしてそれが今までの戦時労働者政策の展開の裡により強く現はれて來てゐる。しかし非常時的な政策は問題の根源にまで遡つて、これを解決しようといふのではなく、その望ましからざる現象の外貌を捉へて外面的にこれを極力抑制しようとするところに、その特徴を認められるものである。蓋し根源的な問題の解決方策よりも、時にはこのやうな謂はば外面的な問題の解決の方が、早急にことを決するに より便宜であり、またより有效であるとさへ考へられるからである。しかし乍らこのやうな方策が問題の根源に觸れない限り、何時でも全面的に望ましい結果を齎らし得るとは限らず、

従つて吾々に課せられた今日の長期戦と長期建設の要請からすれば、聽てこのことが當然反省され、恒久的により望ましい、根本的に問題の解決を齎らすやうな方策に漸次轉換し、改められて行かねばならない。このやうな意味に於いて、私は此處に一つの問題を指摘して見たいと思ふ。

先きに述べた皆勤運動の如きも、たとへそれが一時的な方策であるとしても、確かに非常時的な政策の現はれである。しかしこれよりもつと著名な方策は、労働移動防止方策の發展である。周知のやうに、移動防止方策は昭和十三年の學校卒業生使用制限令、竝に翌十四年の従業者雇入制限令以來、一步一步強化せられ、現にこれは一方では労働手帳制度と労働調整令の實施となり他方では徴用制度の擴大となつて現はれてゐる。そして移動防止方策はこれ等の形態に於いて、既に打つべき手が打たれてゐるといふところに達してゐる。ところで、徴用制度の問題は暫く措くとして、現在の労働調整令にまで達した移動防止方策の強化は、労働移動を外面的にのみ制壓し、強權的にこれを防止しようとする方策に過ぎないのであつて、それが未だ移動の原因にまで遡つて、これを根源的に防止しようとする方策でないところに、この方策の特徴があるといつてゐる。ひろんこの移動防止方策の強化から離れて、別に賃銀統制方策が経営間の賃銀の凸凹を調整することに依つて、此處に半ば移動防止方策として、その効果が期待されてゐたことは事實で

あり、賃銀の凸凹が移動の大きな一つの原因である以上、これの移動防止方策としての意義は充分に認められねばならぬ。しかし労働移動は單に賃銀の問題のみに係はるのではない以上、若し吾々が眞にその原因にまで遡つて移動を防止しようとするならば、賃銀問題以外に、なほ他に種なる方策が考慮されねばならない筈である。そして事實は、それ自體移動防止方策ではなく、別のものとして考慮されてゐる経営労働者政策の他の種々のものが、各々多少の程度に於いて、移動原因の除去に役立つてゐることは、到底否定し得ないところである。しかもこのことは、私に此處に指摘するまでもなく、経営の實際家達の既によく知つてゐるところである。其處で問題は次ぎのやうにいはいはれ得るであらう。

從來からの強權的な、外面的な移動防止方策の強化は、一應到達すべき點にまで來てゐる。此處で移動防止のために残された問題は、既に足留めされた労働者から移動への意欲を除去し、彼等をして安んじて労働に従事せしめるやう、経営自體が労働者の指導に任じなければならぬ。そしてこのための、いひ換へれば、眞に移動の原因を除去し得るに足る経営労働者政策の發展に細心の注意を向けて行かねばならない。かくて移動防止の問題は今や明らかに経営自體の手に委ねられてゐる。實際、移動は経営内諸事情の一つの客觀的表出である。

戦時経済は時局重要産業の重點主義的生産擴充の方策を取り擧げた。そしてその労働の面に於いては、其處で必要とせられる勞務要員の確保のために、労働力の需給に關する從來からの自由労働市場的關係に手を加へ、労働力の流れを自然的なものから人爲的な操作へ、自由から統制へ更らに拘束へと轉化せしめた。謂はば労働力の流動に一定の計畫的、強制的なわくを與へた。しかし乍ら、それは單なる拘束でもなければ、また強制でもない。それは戦時経済の他の統制諸方策と相伴つて、吾々の経済生活の國民的、全體的基礎の現實露呈であり、全體國民の發展的な意欲の現實化であるに過ぎない。しかもこれが從來の自由主義的、個人主義的現實に置き換へられること、且つこの置き換へが戦争を契機にして急速に行はねばならない點に、時局方策の非常時性が強く感取せられるが、しかしそれは吾々の當然行くべき道なのである。いひ換へれば、それは戦争を契機にして、偶々非常時のな姿に於いて表面に押し出されて來たものではあるが、それは寧ろ偶然的な事實であつて、本質的には吾々はこれを次ぎのやうに理解しなければならぬであらう。即ち、此處に一見偶然的に取り出され、浮び出された吾々の経済生活の國民的、全體的基礎こそ、吾々の生活の眞實の地盤である。そしてこの生活の眞實の地盤、吾々の國民経済の全體的基礎が、今や表面により強く押し出されたことは、たとへそれが戦争との關聯に於いてである

とはいへ、正に吾々の経済生活の本質的な發展を指向してゐる。人はこの本質的な發展を新秩序といふ言葉を以つて表明し、また此處に發展の革新原理を求めようとしてゐる。

しかし從來の経済生活と雖も、尙ほこの國民経済の全體性の上に立ち、それ自體の裡にこの全體的規定を包藏してゐたのではあるが、個人主義的、自由主義的假現象のために、僅かにアダム・スミスの謂ふ「見えざる手に導かれて」國民経済の全體が發展すると觀念され、このために却つて経済の本質的發展が形而上學的ヴェールの彼方に押しやられ、其處では個別経済の思惟と行動とに重點が置かれて來た。しかしこのやうな経済は既にその歴史的な役割を演じ終へた。そしてそれは今や從來にも増して、より多く即本質的な経済の發展のために、その道を譲らねばならない。此處に新秩序の確立があり、大東亞共榮圏の建設の方向がある。

少し根本的な論評に入り過ぎた感があるが、これも讀者への一つの清涼劑として、さて、本筋に再び立ち返ることとする。私は移動防止方策に例をとつて、今日の問題が既に經營自體の問題にあるといつたが、經營の労働者政策の展開に依つて、移動を眞に防止し得るためには、その個個の方策が全體経済の本質的な發展を實現し、促進せしめるに足るだけの革新的な意義をもつたものでなければならぬ。しかも甚だ遺憾のことではあるが、多くの經營の場合には、其處に展

開せられる経営労働者政策の、このやうな革新的な意義は、未だ必ずしも充分に理解されてゐるとはいへない。そして其處には、一面に於いては確かに、過去に於ける個別経済の、個人主義的な思惟や行動のなごりが存するのはいふまでもない。

問題を少し理論的に取り擧げ過ぎた傾きがあるが、此處でもう少し現実的な場面に立ち返つて見よう。

従来、多くの場合に経営の労働者政策、所謂勞務管理の機構を觀ると、時にはその一部分は経営の飾物であつたり、高々それは必要——むしろ個別經濟自體の必要——の最低限に壓縮せられ、また或は經營機構の片隅に放置せられて來た。人が勞務管理の意義を從來充分よく理解し得なかつたのも、また至極當然であるといはねばならない。それが偶々戦時に於ける勞働力の不足といふ事實に促されて、勞働力の存在の意義が單に國家に於いてばかりではなく、個別經濟の場合にも亦同様に漸く自覺され出したのが、昨今の事實であるといつていい。しかも尙ほ現に國家の労働者政策の稍々強力な展開のために、經營自體は半ばこれに依據して、それ自體の貧弱な勞務管理機構に未だ充分の反省を加へるに至らず、従つてまた其處に、個々の經營に固有の労働者政策の積極的發展を通じて、國家の労働者政策を補足することの必要が、どの程度にまで自覺さ

れてゐるか、このことは不幸にして未だ甚しく疑問である。先きに問題としたやうに、産報運動が時には單なる精神運動として、宙に浮かされる傾きのある理由の一つは、確かに經營自體のこれに關する積極的な協力の缺けてゐる點にあるといつていいであらう。そして此處に今日の労働者政策に就いて、吾々の三思すべき點の一つがある。

これを直截にいつてしまへば、個別經濟の經營者の側に、彼自身が自己の經營集團の眞の指導者であつて、其處に眞實の生産力を創造して行くための革新的な自覺を持つものが、果して幾人あるであらうか。此處に問題がある。しかしかういつても、問題は決して經營者の單なる精神の問題に盡きるのではなく、要は、彼の意圖が如何に經營労働者政策の裡に實現せられて行くかにある。〔大東亞經濟〕昭和十七年七月號所載、昭和十八年一月二日、一部補正

第二編 國民皆働體制の發展

第一章 國民皆働體制の展開

一

支那事變の開始以來、労働者政策の上で最も大きな問題の一つは、謂はゞ労働力の配分政策にあつたといつていい、それはいふまでもなく、軍需品産業、生産力擴充の基礎産業に於ける増大せる労働力需要を十分に満たさうとする意圖の下に行はれて來た。しかも時局重要産業に於けるこの労働力需要の急激な増大は、同時にまた多數同胞の軍動員を必要とするといふ全體的な状態の下で、應て労働力給源の狹溢化に當面し、これが労働力の配分統制方策をして益々重大なものたらしめるに至つたことはいふまでもない。そしてこの労働力の配分統制は、一般的にいへば、從來からの職業紹介所を國營とすることに依つて、勞務配置機構の統一的基礎を與へられたと同

時に、一步一步より強力なものとせられて行つた。またこれを個別的な方策に就いて見れば、學校卒業者の使用制限、従業者雇入制限、青少年雇入制限、移動防止、勞務手帳制度の實施、中小企業の整備、徵用制度の擴大、勤勞報國隊の協力等を通じて、國防上緊要と見做される方面から順次労働力を配分し、其處に於ける必要労働力を確保する、といふ諸努力が重ねられて來た。

しかしこの労働力の配分政策はその性格に於いては必ずしも單純なものとしては止まり得なかつた。それは時局の進展と共に、労働力に關する事情の推移を反映して、多少ともその性格を變じつゝ今日に至つてゐる。そしてこのことを極く簡単にいへば、それは凡そ次ぎの如くである。

支那事變の最初の頃には、未だ労働力の需給關係は左程逼迫するところまでに至らなかつた。それでも事變開始以後、労働力に對する需要は日を追つて加はり、これが農村を給源として、従前から形成されて來てゐた労働力の流動の方向を、相當にかき亂すやうになり、此處に先づ労働力の需給に關する調整方策が問題とされるに至つたといつていい、そしてこれが労働力配分政策の第一歩であつた。むろんまたその一面に於いて、各經營間に於ける労働者の引抜き爭奪、労働者の經營間移動の増大が、労働力の需給調整方策を必要としたことはいふまでもない。しかも更らに労働力需要の旺盛なるに及んで、單なる需給の調整ではなくして、此處に労働力の重點的配

分政策が登場せざるを得なくなつた。そしてこれが勞務動員計畫の實施の裡に見られることは、特に此處に指摘するまでもない。しかし現實の事情は時局の進展と共に絶えず變化して行き、勞働力の需給關係が漸次逼迫の度を加へて來るに従つて、この勞働力の重點的配分政策は、總て同時に勞働力給源の開發と確保の政策を伴はざるを得なくなつた。これは至極當然のことであり、またこのやうな勞働力配分政策の轉化は、素より除々に進展しつゝあつたものではあるが、それは大東亞戰爭の開始の前夜、昭和十六年の夏、あわただしい對外情勢の變化の下で、急速吾々の眼前に明確に現はれて來た。これが總て戰爭開始後、昭和十七年に至つて、從來の勞務動員計畫を國民動員計畫に變ぜしめるに至つた正に前段階であつたのである。かくて國民皆働體制は大東亞戰爭を轉機として急速に現實の問題となつた。そして今や勞働力の配分政策は一方では勞働力給源の開發、擴大の政策であり、同時に他方では極度に重點的な配分政策である。といふ二重の性格を強く持つに至つて居り、今後は益々この第一の點で、問題がより重要なものとして現はれて來るであらう、と考へられる。

右に簡単に觀たやうに、勞働力配分政策は、時局の進展と共に、單なる需給調整方策から國民皆働體制、いひ換へれば、國民皆動員體制の確立に至るまで、その重要性を益々増大して來たと

いつてゐるのであるが、國民皆働體制が廣く國民中に必要勞働力の給源を求めらるものであることはいふまでもないことであつて、これに依つて吾々は文字通り總力決戰體制に入り込んだ譯である。そしてこの國民皆働體制はいふまでもなく、もはや從來の如く農村に勞働力の大きな給源を求めることが出來なくなり、通常の状態に於いて期待し得る勞働力は、僅かに年々國民學校、中等學校を卒業する者であり、従つてこれ以外に廣く勞働力の給源を求めて行かねばならないことを意味してゐる。即ち、それは國民徵用制度の擴充、中小商工業者の轉業、學生生徒並にその他の方面に於ける有閑勞働力の勤勞協力、更らに一般に婦人の男子勞働力に對する代替、等の諸努力を含むものである。このやうな謂はゞ多角的な勞務資源の追及は、他方では周知のやうに、半島勞務者の内地移入と俘虜勞働力の利用にまで及んでゐるが、これ等の事情は姑らく措くとして國民皆働體制の出現に依つて、吾々は少くとも支那事變勃發前には全く豫想もしなかつた状態に當面した譯である。嘗つては人的資源の豊富であつたことに依つて、吾々は過去に於いては、今日程に勞働の問題が經濟問題として一般に緊要である、といふ經驗を持たなかつた。そして吾々にはもはや嘗つてのやうに人的資源の過剰を云々することの出來なくなつたのは素より、人的資源の豊富に安堵してゐることも許されなくなつた。しかしかういつても、吾々は決して今日人的資

源の極度の窮乏に陥つて了つたといふのではなく、考へやうに依つては、未だ／＼吾々には相當大きな餘力が残されてゐるとも思はれる。それは先きの歐洲大戰時に於ける歐洲の交戦諸國に於いて既に經驗され、今日また既に他の諸國に於いて經驗されつゝある状態に比較して、確かにさういふことも出来る。そしてこれを具體的にいへば、男子に對する婦人の代替は未だ左程廣範圍にまでは及んでゐないし、更らに中小商工業の整備にも尙ほ相當の豫地があるやうに思はれる。この意味に於いて、今日吾々の國民皆働體制は漸くその第一歩を踏み出したところであるともいへる。しかしこのやうな見方は決して吾々に樂觀だけを許すのではなく、國民皆働體制の今後の進展のために、吾々は現にこれに對する準備を怠つてはならないのである。

其處で、本論ではこのやうな意圖を含みながら、國民皆働體制が漸く積極的に問題となり出した大東亞戰爭直前の状態を、些か回顧して見たいと思ふ。これは既に半ば歴史的な回顧ではあるが、尙ほ其處には今日の問題も亦これを見出すことが出来るからである。

二

吾が國の工、鑛業に於ける勞働力需要の増大は、既に支那事變の開始に先き立、昭和六年秋の

年次別工場鑛山等勞働者數調(厚生省)

| | 工場勞働者 | | 鑛山勞働者 | | A | B | 總計 |
|---------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | | | |
| 昭和六年十二月 | 一、〇、五、三五 | 九、一、二、八七 | 二、〇、六、四二 | 一、七、一、二六 | 一、九、五、五二 | 一、九、四、一七 | 四、六、七、二七 |
| 同十二年六月 | 一、六、〇、八六 | 一、三、七、〇九五 | 三、二、七、二七 | 三、〇〇、五八 | 三、七、六九三 | 三、六、三二 | 五、七〇、六七 |
| 同 年十二月 | 二、二、七、〇九四 | 一、二、七、八七五 | 三、四、〇、六九 | 三、六、三、六六 | 三、九、〇、七 | 三、六、一、七 | 五、四九、三四 |
| 同十三年十二月 | 二、四、七、九六 | 一、三、七、八八 | 三、八、五、二四 | 三、九、三、五 | 四、六、四、五 | 四、五、八、〇 | 五、四〇、一五 |

備考 Aは運輸交通通信勞働者、Bは日傭勞働者其他

滿洲事變勃發以後に於いて特に顯著である。即ち、右に掲げる厚生省調査の數字に就いて見ても工場勞働者は昭和六年末に比して、五年半後の同十二年六月までに既に百二十三萬人餘を増加してゐる。これに對して支那事變の開始以後は、この勞働力の需要増大に一段と拍車がかけられた譯であり、今右の統計に従つて、事變勃發前後に於ける工、鑛業勞働者の増加を一年平均にしてみると、事變前には工場勞働者は二二七、四三〇人、鑛山勞働者は二五、九五三人宛増したことになるが、事變後に於いては前者が三九八、六〇三人、後者が六五、〇三九人といふやうに、既に急テンポの増加が示されてゐる。そして昭和十四年以後、この傾向が更らに一層強められて行つた

であらうことは、何人も容易に推測し得るところである。其處で先づこのやうに増加せる工、鑛業労働者が一體何處から補給せられたかを考へて見ることが重要である。しかしこの事情を充分明かにするだけの統計を、私は今持ち合せてゐないので、幾分正確を缺く推論とならざるを得ないが、試みに此處に考慮せらるべき諸點を次ぎに指摘してみよう。

昭和五、六年頃には、失業労働者は政府の推定では僅かに三、四十萬人程度に過ぎなかつた。しかしこれは失業者の推定数としては甚だ過少なものであつて、事實はむしろそれ以上であつたと考へられてゐる。そして二、三の人々に依つて推計せられたところに依れば、當時の吾が國の失業人口は二百數十萬人であつたともいはれてゐる。この失業人口と年々就業可能の年限に到達する青少年労働者との合計——むしろこれから年々生産過程から常態的に脱落する労働者、即ち老年者、死亡者、不具、廢疾者等を差し引いて——が、昭和六年以後の工、鑛業に於ける労働力の需要の増大を満たして來たのであり、支那事變の勃發以後も亦同様であつたと見ていゝであらう。しかし支那事變の勃發以後は、工、鑛業に於ける労働力需要に一段と拍車がかけられた許りではなく、他方では多數の同胞を戦地に送らざるを得なかつたのであつて、右に擧げた労働力の給源は年と共に急速に縮減されたと思なければならぬ。そしてこれと共に、一方では重點的に

時局下重要産業への労働力の優先的な配分が必要となり、他方では労働力の給源開發の重要性がそれだけ益々大とならざるを得なくなつたといつていゝ。

新労働力の最も大きな給源はいふまでもなく農村にあつた。吾が國の工、鑛業、特に工業は從來から農村との關聯に於いてその必要労働力の大きな部分を補給されてゐた。しかもその大部分は過去に於いては女工であつたが、滿洲事變以後、特にまた支那事變の開始以後では、農村からは女子労働者よりも男子労働者が益々多く工業に吸収せられて行つた。そしてこのことが兼て農業労働力にも幾分の不足を感ぜしめる程度にまで至つて、今日工業労働力の不足は益々痛感されざるを得なくなつた譯である。

農村からの労働力の吸收の外に、特に鑛業に於いては從來から外地労働力の移入が試みられて來てゐる。これは主として鮮人労働者の移入であるが、これとても朝鮮に於ける諸産業の發展の重要さが企圖せられるに至つて、今後どの程度にまで實現せられて行くか、此處に内鮮一體の觀點から、このために今後解決さるべき問題は多々ある。

このやうにして、諸産業に於ける労働力の不足を補ふものとして、各種方面に於ける遊閑勞力の利用が、漸次問題とせられるやうになつたのは當然である。

昭和十六年七月以來、一方に於いては、中小産業からの半轉業者の労働力の集團的利用が問題とせられ出してゐる。そして他方に於いては、遊休労働力の利用は既に從來からも一部には試みられてゐて、例へば、夫を工場に送り出した後、その家庭婦人を隔日に働かせたり、或は日中、五六時間程度の短時間働かせて、夕刻前に帰宅せしめたりする方法が、一部分に採られてゐたのがそれである。しかしまた當時町内會、隣組の組織を通じて、各家庭から有閑者を無くなさうとする運動が一部にあることさへ傳へられてゐた。この調子で行けば、廣く婦女子の動員、彼女達の工場への就業といふ問題も、眼の前にはつきり浮び出さうにも思はれた。また中等學校以上の青少年學徒の勤勞奉仕も從來のやうな單に教育的なものではなく、より積極的に、産業労働力として利用されるやうになつた。かくして國民皆働體制は、大東亞戰爭の開始の直前に至つて、吾々の注意を強く捉へるやうになつたといふことが出来る。

三

昭和十六年七月末の皇軍の佛印への平和的進駐は支那事變完遂への新しい局面を生み出した。所謂ABC線に對して力強く抜刀した譯であるが、これに伴ふ國際情勢からいつても、吾々は

此處で緊禪一番國內の戰時體制を一段と整備しなければならぬ段階に立ち至つた。

さて、當時の國內の重要産業に於ける労働力の不足は——労働力の質は此處では問題外とする——先きにも見て来たやうに、突然に現はれた問題でもないし、またそれは單に一時的な問題として輕視され得るやうなものでもない。情勢の如何に應じては、これは急速にもつと大きな問題となつて現はれるかも知れないし、さうでなくとも、大東亞共榮圏の建設といふ大目的から、しかも長期建設の努力から觀ても、吾々は將來更らにより多くの労働力の必要を自覺しなければならなかつた。このやうに考へれば、當時問題とならうとしつゝあつた半轉業者の遊休労働力の利用といふやうなことで、時局の必要とする労働力需要が充分満されるといふやうに考へることは到底不可能であるし、また現に考へられ、一部に利用せられて來てゐるやうな遊休労働力の利用だけで、ひろん事足るとは思へないのであつて、既に問題は更らにもつと積極的に解決せられる方向に進まなければならなかつたのである。

支那事變の開始後間もなく、平和産業に於ける所謂犠牲産業の部面から相當の轉失業者を繰り出した。そして應て今度は配給機構から半轉業者を出しつゝあつた。しかしこの半轉業者も、更らに各種物資に就いて配給機構を整備すれば、完全轉業者として浮び出て來る。唯だ問題はこの

やうにまで配給機構を整備する必要があるかどうかといふことであるが、消費者の多少の不便といつても、今日では既に吾々は有ゆる方面に於いてそれを經驗してゐて、それは寧ろ日常のこととなつて了つてゐる——を問題外として、物資の出廻りがこれ以上に窮して來れば、菓子屋豆腐屋、肉屋、魚屋、八百屋等々は當然もう少しは整備されて然るべきであり、またそれと同時に消費者の不便もこれに依つて一部分は却つて救はれ得るかも知れない。そして半轉業者の遊休勞働力を利用するといふよりは、この方が問題をより根本的に解決する途ではなからうかと考へられる。

吾が國に於ける商業人口は、先きの歐洲大戰後に於いて、相當に増大した。そしてそれは一部分は必要以上に達してゐたとも思はれる。それは謂はゞ生産業から排除され、また其處に入り込み得ない過剰人口の一つの逃れ途でもあつたのであつて、この必要以上の、従つて過剰の人口ともいへる部分が、既に支那事變の開始以後、相當に時局的に重要な生産過程に吸収せられて來たことも事實ではあるが、當時半轉業者としてその遊休勞働力が問題とされ出したのは、此處に尙ほ整理さるべくして止まつてゐる從來からの過剰人口が、幾分存してゐたことを一部分示してゐたと見ていゝであらう。

四

右に半轉業者に就いて見たやうに、このやうな形態に於いて問題とされて來た遊休勞働力の利用は、一時的な問題としては兎も角、工、礦業に於ける勞働力の補給としては、何れも左程大きな意義を持つてゐたとはいへない。これに對して現在有閑勞働力の利用として數量的に最も大きいと考へられるのは、廣く婦女子の勞働力に存するであらうと考へられる。幾分不充分の點を含んでゐるが、先きに示して置いた表に就いて觀ても、例へば、工場勞働者中男工の増加に比して、女工の増加は著しく小さい。それにはひろんな理由が考へられる。即ち、第一に、吾が國の工場勞働者中従前——少くとも昭六、七年頃までは——女工數が男工數に對等してゐたのは、専ら吾が國の工業が輕工業中心であつたことに基つき、滿洲事變後、特に支那事變の開始以後は、重工業にその重心が移されたためであり、第二には、農村並に都市の諸産業部門を通じて、或は一家の働き手である男子を戦場に送り、工場に送り、産業的にも亦家庭的にも女子の負擔が加重されたことも見逃せない事實である。更らに一般に元來女子は結婚後に於いては家庭上の仕事のために、男子同様に工場勞働者たることに幾分の支障がある。このやうな諸事情が何人にも容易

に考へられるところであらう。

しかし假令このやうな諸事情が考へられ得るとしても、工場労働者中女工數の増加が尙ほ餘りにも小さいと考へられはしないだらうか。從來、支那事變の開始以來、重工業方面への女工の進出が目ざましいやうに屢々いはれて來てゐるが、それは全體としての女工數の増大の比較的小さいことから觀れば、從來輕工業に集中してゐた女工が輕工業から重工業へ移動したことに主たる理由が求められる。かくて重工業への女工の進出の増加は必ずしも全體としての女工の増加を左程伴ふまでには至つてゐないとも見られる。いひ換へれば、少くとも今までのところでは、男工に代つて女工が工業労働の——勿論單に工業労働だけに限らず、例へば、交通通信業方面に於いても——更らに廣い範圍にまで進出して來たとは未だ充分いひ得ない。この吾が國の事情は、特に、今日でも恐らくさうであらうが、また前大戰當時の英國やドイツに於ける女子労働者の工場への進出と比較して見ると、銃後國民としての女子の任務に、まだく大きな相違が認められるといはねばならない。それは今日までの吾が國には人口餘力が充分に存してゐたことの一つの證據である。しかし今後の問題として見れば、この英國やドイツの經驗に學んで、女子有閑勞力の有餘な利用は、吾々の場合にも亦確かに考慮すべき一つの問題であらうと思はれる。

其處で女子有閑勞力の利用に就いて、吾々の先づ考へなければならぬのは、女子に對する職業的觀念の高揚と職業的訓練の實施とである。そしてこれを通じて總力戰體制に於ける銃後國民としての婦人の自覺を促すことが、今吾々の場合に何よりも必要なことである。ヘトベルマン女史は偶々今回の歐洲大戰の勃發した直前に於いて、前大戰時に於けるドイツ婦人労働に關する歴史的な彼女の研究を結ぶに當つて、前大戰時に於ける經驗から觀て、戰時に於ける婦人労働の重要さのために、平時から常に婦人が訓練せられてゐることが必要であることを説き、一朝有事の際に銃後を守る主たるものが婦人であり、それは單に男子に代つて女子が生産労働に従事するといふ意味だけではないと述べて、大いに銃後國民としての婦人の意義を高く評價し、且つこれを明かにしてゐる(註)。またドイツに於ける青少年の勤勞奉仕制度が、吾が國に於いて之を模倣した様な、生ぬるいものではなかつたことも亦同時に此處に記憶して置いていふことであらう。

このやうにして、今までは兎も角としても、今後吾々が有閑女子勞力に更らに大いに期待しなければならぬとすれば、吾々は先づ一般に女子に對する職業的自覺と銃後國民としての意識の高揚を齎らすやうに、準備してかゝらねばならないであらう。と同時に吾々の場合には、これは單に女子の問題だけではなく、また男子にとつては、女子労働に對して男子の一般に持つてゐる從

來の觀念を相當に更めることもひろく必要である。

(註) H. Heppelmann, Beiträge zur Geschichte der Frauennarbeit im Weltkrieg, 1938, S. 98.

附記 ……私が右に半轉業者や婦人の利用に就いて述べたのは、昭和十六年八月中旬の頃であつて、當時一般に達しい空氣の裡で、私は色々問題を考へさせられてゐた。そしてその後、大東亞戰爭の開始以後に至つては、國民徵用制度の適用が擴大せられたことに依つて、今日に至るまで主として問題が解決されて來てゐることは、既に一般に周知の通りである。これに對して他方では、中小商工業の積極的な整備に依つて、其處からの轉業勞働力の利用に就いても、相當の努力が拂はれて來てゐることは事實であるが、この問題のより積極的な解決は未だ今後にあるといつてよく、更らに婦人の利用に就いては、實際には未だ徵用は行はれず、勤勞報國隊に依る短期的協力が實行されてゐるに止まる。従つて私が右に半轉業者や婦人に就いて若干述べたところは、尙ほ今日及び今後の問題にかゝつてゐるといつていふ。

〔三田評論〕昭和十六年九月號所載、昭和十八年一月十九日加筆〕

附論——徵用勞働の本質に就いて

(一)

最近、徵用勞働の問題をめぐつて、漸く一般の注意が喚起されつゝあるやうに思はれる。そして問題は必ずしも單純ではなく、色々な面に互つてゐるやうでもある。しかし先づ問題は徵用勞

働の意義を明かにするといふ點から出發しなければならぬ。そしてこれに基づいて、徵用制度の運用が色々に取りあげられるであらうし、また他方に於いては、現に徵用工の補給を受けつゝある重要專業場に於いては、勞働生産性の増大の角度から、徵用工をめぐつて種々取りあげられつゝある實際勞務管理上の諸問題が、正しく解決されて行かねばならぬ。しかし今こゝで、これ等の問題にすべて觸れて行くことも不可能であるので、先づ徵用勞働の意義に就いて若干の卑見を述べて見たいと思ふ。

(二)

徵用制度は、從來からの一般的な考慮を以つてすれば、各人の職業選擇の自由を拘束する。それは法律的には民法の雇傭契約に更らに公法的なものが加へられたものであると考へられるが、なほこゝに謂はゆる「強制勞働」が問題とされることとなる。そして戦時非常時に於いてはかく國民の犠牲が要請せられるのも亦當然であると見做される。しかし徵用の問題をこのやうに強制や犠牲の面に於いて捉へようとするのは、未だ問題の本質に充分觸れ得ない皮相な見解であり且つ同時にそれはなほ個人主義的な考慮に多く囚はれ過ぎてゐることの結果であり、そこからは

問題の具體的な解決のための積極的な熱意が果して生れて来るかどうかも疑問である。それ故に吾々はこゝに理論的にも、また實踐的にも、この問題の本質を深く反省して見る必要がある。

問題反省の出発點は、一般に労働の意義を明かにすることにある。過去に於いては、労働は雇主にとつては生産の手段であり、労働者にとつては生活の唯一の方便に過ぎないと考へられて來た。このやうに、二重の意味に於いて、労働の手段的性格が取りあげられて來たのは、素より資本主義的現實に即してのことであつた。しかし其處で忘れられて居り、若しくはより深く追及されないで來たことは、この資本主義の現實を支へ、その基底をなして來たところの國民の全體經濟であり、労働の問題をこれとの關聯に於いて理解するといふことであつた。人の労働をこの全體經濟との關聯に於いて理解するならば、其處では何時でも労働に就いて、その持つ全體經濟の發展のための職能的な役割が、指摘されねばならなかつた筈であるし、かくてはまた從來、職業が天職 *天職* として觀念されて來たことの理由も理解されるし、更らに労働が國民各自の全體に對する勤めであり、奉仕であり、義務であると同時に、榮譽であり、またさうでなければならぬといはれることも、別に不思議ではないこととなる。

唯だしかし問題は、このやうな労働の本質が、過去に於いては、自由主義的資本主義の現實の

下に覆ひ隠され、その本質ではなくして、皮相にも單にその現象形態だけが捉へられて來たといふ點にある。しかも全體の意欲は今や戰爭を契機として、現實經濟の表面により強く持ち出されて來、それが同時に労働の本質理解を從來にも増してより容易にしながら、労働に關して即本質的な、より直接的な實踐を要請するに至つたと考へねばならない。果してこのやうに理解することが出來るとすれば、徵用労働は決して強制労働を以つてその特質とする、といふやうに見らるべきではなく、それは寧ろ全體經濟の裡に於ける労働の本質の最も直截な表現である、といふべきである。

(三)

しかしこのやうな徵用労働が現實に問題となり、その適用範圍が擴大されるに至つたことに就いては、更らに此處で、全體經濟の發展の持つ合理性の顯現が理解されねばならない。いひ換へれば、國の人的資源の質量、特に先づその可能量の問題が、徵用制度の發展に關聯してゐる。宛かも今日物の存在量に關聯して、配給統制の進展を見てゐると同様に、此處では人間經濟の配慮が人的資源の存在量の變化と共に、既に勞務統制方策の進展を導入し、これによつて一歩

一步労働の本質露呈を促して來たのであつたが、徴用制度に至つて、それが最も直截に現はされ
たに過ぎないのである。このやうに考へれば、徴用労働だけが特殊の意義を持つてゐるのではな
く、それは今日一般に産業労働に就いて認められると同様の本質を含むものであり、更らに敢へ
ていへば、それは過去における労働の本質と同様であつて、決して質的に異なるものではない。
右の如く、事實さうであり、またさうでなければならぬと理解される労働の本質認識に基づ
いてこそ、徴用労働の意義が明らかになるにも拘らず、問題が一般になほ多少不闡明であり、
不充分にしか取りあげられてゐないことは甚だ遺憾であつて、これが今日先づ吾々の正に再考す
べき點であらう。(「三田新聞」昭和十七年十一月四日)

第二章 半轉業者問題

はしがき—本論は昭和十六年八月中旬、正に大東亞戦争の開始されんとする前夜の情勢の裡で、問題となり出し
た國民皆勤制の一つの問題として、中小業者の半轉業の問題を取り上げたものである。従つて今から觀れば、そ
れは一面過去の問題であるとも見られる。しかし商業再編成の問題が既に解決し盡されたのではない今日に於いて、
本論は尙ほ多少の意義を持つてゐると思はれる。これが本論を本書に収録した所以である。

昭和十六年八月七日の「日本工業新聞」に、次ぎのやうな二つの記事が載せられてゐた。
その一。大阪國民職業指導所では、八月中旬より二週間を勞務動員計畫産業要員充足期間とし
て、總ゆる宣傳機關を利用すると共に、警察署、區役所、關係諸組合、團體、職業連絡及び指導
員等と密接な協力の下に、各町内會、隣組等にも呼びかけて、休んでゐる勞力を狩り集めること
になつた。先づ府下各商工業組合から調査員を出動させ、各關係業者別に出せるだけの勞力を調
査させる外、町内會に對して家庭勤勞並に自家營業に餘力ある勞力を持つてゐるものを調査し、

一定企畫の下に全部生擴産業の勞務に振り向けるべく、猛運動を起すことになつてゐる。

その二。八幡國民職業指導所では、遊休人的資源の絶滅を期するため、無職者の名簿を作成中であるが……その完成の上は職業指導連絡員、翼賛會支部、その他の應援を得て、無職者訪問或は文書による就職勧誘など、積極的に働きかけ、國民皆勞への協力に盡す方針である。

同じく同紙（八月十三日）には、愛知縣々民皆勤運動に就いて、次のやうな記事が見られる。即ち、愛知縣ではさきに戦時皆勤・國防産業強化運動を提唱し、東海各縣に呼びかけると同時に第一回大會を名古屋市に於いて開いたが、引續き八月十三日午後六時半から、豊橋市公會堂に第二回大會を開くことになつた……尙ほ同夜は、この運動の宣言朗讀に次いで、決議文を決議し更らに今後の實行方法に就いて具體的協議に移り、縣民皆勤運動に乗り出すこととなつた。

このやうな記事と相前後して、同年八月九日の各紙上には大政翼賛會の本部會議室に於いて、「半轉業懇談會」が關係各省係官と各種工場代表者間に催され、半轉業者の工場への勞務提供が全國的に企畫されようとしてゐることが報ぜられたことは、既に讀者諸君の一般に注意せられたところであらう。

さて、半轉業者の遊休勞働力の利用といひ、更らに有閑勞働力の利用といひ、これ等は共に時

局重要諸産業に於ける勞働力の不足を補はうとする點に於いて、確かに從來の勞働者政策から一歩出でようとしてゐるといつていい。蓋し從來の勞働者政策の主たるものは勞働力の重點主義的配分そのものに關する統制方策であつたと見られるのに對して、有閑、遊休勞働力の利用は、これから一步を進めて、新しい勞働力の給源開發といふ意味を持つからである。今これを前者に就いて見れば、支那事變の開始以後、時局の進展と共に工、鑛業に於ける勞働力需要の増大に對して、政府は先づ職業紹介所の機構を全國的に統一することに依つて、一方では就職希望者を時局的に重要な諸産業方面から順次、重點主義の下に配置し、他方に於いてはこれ等重要諸産業間に自由に勞働者が流出し、流入することを抑制し、その生産力の確保擴大に資しようとなつて來たのである。そしてこれ等の勞働者政策は兎も角自發的な就職希望者に關聯してゐる。むしろ勞働力に對する需要の増大に應じて、官民共にこの就職希望者の範圍を出来るだけ擴大しようとなつたことに變りはない。しかし今後情勢の變化如何に應じては、時局的に重要な諸産業に於ける必要勞働力を充分充すためには、もはやこのやうな自發的の就業希望者だけに期待することは、不可能となると見られ得る。しかもこれは單なる私一個人の豫想ではなくして、既に工、鑛業に

於いては、一部にその必要労働者数を確保するために、今日までの勞務統制方策を更らに一段と強化し、從來政府の事業並に軍管理工場にのみ適用されてゐた國民徵用令の如きも、更らに廣く適用實施せられんことを望む向きもある。また傳へられるところに依れば、この強權的勞務動員のための諸方策に就いては、企畫院及び厚生省に於いて、現に考究されつゝあるといふことである。——今日ではいふまでもなく、この徵用制度の擴大が實現されてゐる。

このやうな労働者政策上の發展が實施せられることは、一つに工、鑛業に於ける労働力の不足が、時局に必要な生産力の維持のために多少の支障を來すに至るといふ事情にかゝつてゐるわけであるが、しかし時局産業の諸方面に多少とも労働力の不足が感ぜられるに至つたのは、必ずしも今に始まつたことではない。しかも先きに若干の新聞記事を引用して置いたやうに、遊休、有閑労働力の利用といひ、國民皆勤運動といひ、これが既に、大阪、愛知、北九州、東京及び神奈川県と、先づ吾が國の工業中心諸地方に起つたことは、應てこの運動が全國的に擴大せられる第一段階であるとして見ていゝし、更らにこれが今後一段と強化せられると考へられる勞務統制方策の前驅であるとも見られないことはない。かくて吾が國の戰時經濟體制はこのやうに一段と強化せられることに依つて、銃後國民全般に對する獻身的な勞務提供の必要を要請するものと考へねばならぬ。

403456

らなす。

既に廣く知られてゐるやうに、先きの歐洲大戰時に於けるドイツや英國に於ける經驗から觀てまた今日のドイツも亦他の交戰諸國も同じやうな經驗を繰り返してゐるだらうと考へられるのであるが、これ等の場合には銃後國民の遊閑労働力、特に婦女子の労働力が相當に廣い範圍に亘つて、男子労働力に置き代つてゐたのであり、彼等の心意氣には相當に見るべきものがあつた。また特にこの過去の經驗にも據ることであるが、ヒットラー政權下のドイツでは、既に今回の歐洲大戰の勃發に先んじて、平時から一般國民に對する勤勞精神の昂揚と訓練とが繰り返されて來て居り、今日の國家總力戰體制の準備がこの點に於いても、萬遺憾なきを期せられてゐたと見ていゝ。従つてこれあればこそ、吾が國よりも人口の少ないドイツが今日の戰爭に於いて、現に吾々の場合に劣らない多數兵員の動員を敢へなし得て、しかも國內に於ける國防産業の生産力を充分に擴充することが出來、また獨ソ戰に見るやうな莫大な消耗戰をなし得るわけである。今日吾々はドイツに學ぶべきものを尙ほ多く持つてゐることではあるが、總力戰體制を前にして、この銃後國民の勤勞精神の發揚こそ、先づ採つて範とすべきものの一つであらう。例へば、ドイツ婦人は今回の歐洲大戰の勃發に先き立つて、一朝有事の際には、男子に代つて婦人こそ、廣範圍に互

る産業労働の方面は素より、更らにより廣い部面に及んで、銃後を守る主たるものであることを覺悟してゐたのである。この自覺こそ最も尊ぶべきものであらう。

二

前書きが少し長くなつたやうであるが、現にさうであり、今後益々さうなることを覺悟しなければならぬ、文字通り國を擧げての總力戰體制の強化のためには、休閒労働力の保有者は何時でも獻身的な勤務に従事するだけの準備と自覺が必要である。私はこのやうな意味に於いて半轉業者の遊休労働力の利用の問題を此處で少しく考へて見たいと思ふ。

先きにも簡単に觸れて置いたやうに、有閑労働力の利用も半轉業者の遊休労働力の利用も、共に今日、國防産業に於ける労働力の多少の不足を補ふものとしては、同様の意義を待つものである。しかし有閑労働力はその個人に就いて見れば、別に労働に従事することに依つてその生活を支へねばならぬといふ必要の少ない所に存してゐるのに對して、半轉業者の遊休労働力の利用は物資不足のために從來のやうに仕事のない、従つてこの點では確かにその生活を幾分か不安の状態に置かれてゐるところのものを、工場に動員することに依つて、これ等の人々の生活をより豊か

にし、同時に工場に於ける労働力の不足を幾分かでも補はうとする、謂はゞ一石二鳥の方策であると考へられてゐる。従つて個人の家庭に隠されてゐる有閑労働力を求めるよりは、半轉業者の労働力に期待することの方が、遙かに容易の策であることは否定し得ない。今日この双方が同時に問題にならうとしてゐるけれども、有閑労働力を廣く求めるためには、より少し時局の進展を俟たなければならぬし、また同時にこのための準備が、先づ今日充分なされることが必要である。このやうな意味に於いて、今日現實の問題としての労働力の利用からいへば、吾々は先づ半轉業者の問題を取りあげべきであらう。

此處に半轉業者として先づ問題とせられる人々は單に商業者とは限らず、工業の方面にも存してゐる。しかし私は本誌「雜誌「商業組合」」の讀者のために、主として商業に於ける半轉業者の問題を此處に考へて見たいと思ふ。

大政翼賛會がこれを取りあげて全國的な問題としようとしたのは、先きにも述べたやうに昭和十六年八月八日のことであるが、既に神奈川県如きは昭和十五年末以來、この問題に相當の努力を拂ひ、今日では益々多くの半轉業者を工場に送りつゝあるといふことである。其處でこの神奈川県に於ける經驗を、新聞に傳へられたところに従つて——昭和十六年八月四日、東京朝日新聞、神奈

川版——一般讀者のために此處にその幾分かを傳へれば、次ぎの如くである。

(一) 半轉業者の取扱ひ。會社工場では労働力不足のため、この半轉業者を歓迎し、半轉業者自身も會社工場側の懇切なる指導に感謝してゐる。會社工場では半轉業者の履歴、體力、經驗を斟酌して、適當に彼等を配置する。尙ほ採用條件は殆んど無條件に近い。

(二) 勤務狀況 毎月一定人員を就勞せしめる方針の下に、半轉業者の個別的事由に従つて交替とし、それ〴〵業務別に「組」を作り、指導員(組合幹部)を置いて、勤務の統制を執つてゐる。勤務者自身の店または家庭の都合によつて、勤務は隔日、三日目、一週間交替、或は一ヶ月に十日乃至二十日連続勤務等、種々の形態がある。

(三) 収入 大體時給二十五錢内外。日給は二圓五十錢程度、月収は隔日勤務で四十圓前後、皆勤手當は本工員の半額程度となつてゐる。

そして神奈川縣に於ける昭和十五年末以來のこの經驗から、次ぎのやうに半轉業に就いて考へられてゐることは、一つの注目すべきことである。「半轉業」の發案は時局の進展に伴つて犠牲的影響を蒙つた中小商工業者を救済するために生れたものであるが、それはこの種の中小商工業者に試みられた大陸移住、歸農策等が豫期の成績を擧げ得なかつたために、これに代つて新に考

へられたものであるといふことであり、しかもこの半轉業對策が意外に好成績であるといふ點から、半轉業こそ新時代の要求する一つの新しい「職業型」をなすに至つてゐると見られてゐる。

私が丁度この原稿を書き出して間もなく配達された今日(昭和十六年八月十三日)の東日の夕刊を見ると、東京市での半轉業對策に關して、次ぎのやうな記事が載せられてゐた。私がこれに就いてこれから問題としようとする點にも多少の關聯もあるので、その一部分を此處に引用して置きたいと思ふ。「統制下の中小商工業者が休閒勞力を提供し、生産勞力の不足に應へんとする『休閒勞務』は、時代の要求に應じいよいよ重要性を加へて來た。そこで東京市では厚生省、農會の協力で、帝都中小商工業者の休閒勞務から、さらに完全轉業の誘導に積極的、乗出すことになつたが、まづ休閒勞務を志す者は超非常時下の生産擴充の意義を充分のみ込むことが第一條件なので、これ等業者百萬人を対象として、『生産擴充推進隊』を組織し、全市を數ブロックに分ち、工場推進隊を送り、轉業に對する確固たる認識を鍊成することになつた」と(圓點は筆者)。

半轉業問題に就いては、半轉業者の指導、これに對する工場側の要望等に關聯して、色々討究すべき問題は多々あるであらうが、私は此處では、この方策上の諸問題には觸れることなく、先づ問題をもう少し基礎的なものとして取りあげて見たいと思ふ。

半轉業問題に對する基本的な問題は、これを單に、神奈川縣に於ける經驗に依つて認められてゐるやうに、一つの新しい職業型として考へるか、或は東京市の同問題に對する目標にも見られるやうに、單に「休閒勞務」としてでなく、これから更らに「完全轉業」へ誘導しようとする問題として、いひ換へれば、半轉業を完全轉業への過渡的なものとして考へるか、この二つの問題を考へて見ることにあるであらう。そして半轉業に關するこの基本的な問題に就いての、私の結論的見解から先きにいへば、私は半轉業を以つて完全轉業への過渡的なものとして、その時代的な意義を認めたいと思ふ。新しい職業型としての半轉業は未だ問題を十分に解決するものではない。若し假りに時局が一時的のものであり、今日の所謂總力戰體制が從來の戰爭に於いて見られたやうに、速戰速決の所謂總動員戰爭の場合の如きものであると考へられ得るものならば、半轉業の型の儘に於いて問題は解決され得るかも知れない。しかし今日の戰爭を過去の總動員戰爭と同様に考へることは、時局認識に甚だ疎いといはねばならない。今日の總力戰體制は正に相手國に對して完全に喰ふか喰はれるかの戰爭であり、それは吾々の場合には大東亞共榮圈の確立、そして延いては世界新秩序の建設にまで達する謂はゞ世界史的な、この意味に於いて正に『聖戰』を戦ひつゝあるのであつて、前途は遙かに遠遠である。従つて總力戰體制は國內的な整備を今後

益々徹底的に行はなければならぬ。半轉業といふ問題それ自體は、このやうな時局認識の角度からは従つて誠に中途半端の問題解決の仕方では有り得ないであらう。かくて半轉業といふやうな形態が若し今後存し得るとしたならば、それは稍々言葉自體が不適當ではあるが、今日既に一部分に問題となりつゝある學生生徒及び家庭婦人の有閑勞働力の利用形態に關してであらう。

三

此處で少しく、半轉業問題に關する右の私の結論的見解に肉付を行つて見なければならぬ。即ち、半轉業自體としては何故に問題を十分に解決したことはないのか。これに答へることが私の問題である。

支那事變の開始後、中小商業問題が問題として取りあげられて來たことは今更ら目新しいことではない。時局の進展と共に、中小商業者中には既に幾分か淘汰されて、配給機構から脱落したものもある。そして最近また特に物資の不足から、彼等の營業活動の範圍が著しく縮少せられるに至つたことに依つて、彼等の生活問題と同時に、勞力の過剩を餘儀なくせられて來てゐる。此處で考へられる問題は、先づ中小商業が時局に依つて犠牲的影響を受けつゝあるといふ見方であ

る。今、問題をこのやうに取りあげるとすれば、いふまでもなく犠牲者を救済し——從來、吾が國に於いては中小商工業者に對しては、何時でも經濟界の變動の度毎に、彼等に對する一時的な救済策のみが、重要なものとして考へられて來たといふ、謂はゞ吾が國の傳統的政策からも——その犠牲の程度を、出来るだけ輕減しようとするのが、問題の中心をなすことはいふまでもない。しかし吾が國に於ける中小商業問題の根本的なものは、この救済策に依つては未だ觸れられてはゐないのであつて、問題の中心は寧ろ商業者の過剰にある。いひ換へれば、吾が國の配給機構は業者の過剰に依つてだぶつき過ぎてゐたといふ所に問題がある。最近も某氏のラヂオ放送を聞いてゐると、世の中では商業者が宛かも不要であるやうにいふものがあるが、それは誤つてゐるといふことを屢々説いて居られたやうであるが、吾々は商業者が不要であるのではなくして、必要以上に多數の業者の存してゐることを不要であるといはねばならない。この不要な部分は當然整理されて然るべきである。そして時局の進展に伴ふ中小商業者の蒙れる犠牲的影響は、この不要部分の、整理の問題を含んでゐるものであると考へてこそ、問題の中心に觸れ得るわけである。

然らば、何故に商業者が必要以上に過剰であつたのか。この點を少しく序に明かにして置くことも強ち無駄ではない。樂をして儲けようといふのが、自由主義の下に於ける普通人に共通の心理である。そして必ずしも多額の資本を必要とすることなく、比較的安易に營み得るものとして小賣商業には從來多數の人口が流れ込んだ。特に前世界大戰後、大正九年の恐慌以後に於いては吾が國の工、鑛業は年々増大する人口を充分に吸収することが出來ず、しかも農村には絶えず必要以上の人口が存在して居り、全面的な過剰人口が年々累積せられて行つたのであるが、大正九年以後のこのやうな時代に、産業的に比較的多くの人口を吸収したのは正に商業であつたといつていい。そして吾が國に於ける中小商業の基本的な問題は、正に此處に胚胎してゐたのであつた。かくて大正九年以後の過剰人口、謂はゞ潜在的失業者の最も大きな寄り所の一つは、商業にあつたとさへ見做され得るのである。

今、私は此處に正確な統計數字を利用することを斷念するが、吾が國に於ける、特に都會地に於ける商業人口の割合、またその營業状態から觀て、當然整理されていゝ部分が相當にあることは、既に本誌の讀者には充分よく知られてゐるところであらうと思ふ。しかもそれは最近の物資の不足を前提としてではない。従つて既に早くこの商業過剰人口は整理されて然るべきであつたのであり、また事實今日では物資不足の現象を通じて、配給機構の整理が社會經濟的に要請され

つゝあると見るべきであらう。果してこのやうに考へられるとすれば、中小商業者に対する半轉業對策が、それ自體に於いて、問題を解決し得てゐると考へられることは、事實皮相の見解である。問題の核心は其處にはなく、半轉業對策は過渡的なものとして、それが順次完全轉業へ向けられて行くことに依つて、急激でなく商業人口の整理が出来るといふ點に、この問題の時局的な意義が求められる。

尙ほ轉業の形態に於いて、その遊休勞働力が工場會社に提供せられるよりは、それが聽て完全轉業の形態に變ずることの方が、工場にとつても亦轉業者自身にとつても、更らに今後の時局的全體的な觀點から考へても、遙かに望ましいことはいふまでもない。また今日ではそのやうな考慮も殆んど影をなくするに至つたが、事變開始當初の暫らくの間、各方面に存在して居た「事變後の對策」といふが如き觀點は、ひろん先きに述べたやうに、もはや今日の總力戰體制の自覺的要請からは、到底容れられる餘地はない。しかし唯だ問題であるのは、配給機構の合理的再編成の觀點の下に、半轉業者にこれ以上の犠牲を加へることなく、徐々に完全轉業者へと指導して行くことが必要である。そしてこのことは官民協力の形態に於いて行はれねばならないのはいふまでもないが、此處に何よりも重要なことは、今日の半轉業者を明日の完全轉業者にまで導いて行

くためには、何よりも商業組合の指導的な役割に俟たねばならぬといふことである。〔商業組合〕昭和十六年九月號所載

第三章 商業再編成問題の本質

一

丁度一年前、昭和十六年九月、中小事業者の半轉業か、完全轉業かの問題を捉へて、私は本誌——雜誌「商業組合」——の讀者に初めて接したのであつたが、當時は申すまでもなく、米英を初めとする從來の敵性諸國家が、一樣にその態度を露骨に示し、吾が國に對して資産凍結の策に出て來た。大東亞戦争はこれに依つて開始されたも同然であつた。そしてこれが、銃後産業の問題に直ちに反映して、此處に全國的に、所謂國民皆勤運動なるものが、急激に展開普及されるに至つた。しかもこの内に半轉業か、完全轉業かの問題が既に含まれてゐたことは、讀者の記憶に尙ほ新たなところであらう。

大東亞戦争の開始以前と今日とでは、吾が國の置かれてゐる状態は相當に變つてゐる。吾々が戦争を通じてそれに近づかうとする目標は、今や具體的に明確に吾々の前に與へられてゐる。大

東亞共榮圈の確立は吾々の建設的努力に依つて既に押し進められつゝある。戦争と建設と、そしてこの兩者の相互關聯の上に、高度國防國家を打ち樹てること、これが即ち同時に大東亞共榮圈の確立でもある。吾々に與へられた課題はかく現實的に明確なものとなつた。この課題に従つて今後吾々は一切の問題を處置して行かねばならない。

既にこのやうな時局に應じて、中小事業者の轉業問題は、大東亞戦争以前に較ぶれば、より明確な方向を與へられてゐるといへる。しかしこの方向にも拘らず、事實は未だ以前と同様に、半轉業と完全轉業の問題が混在してゐる。其處でこの問題の解決のために、まづしい若干の考察を加へて、再びこの轉業者の問題を此處に取りあげて見たいと思ふ。

二

先づ最初に、便宜上厚生省の年次別産業別労働者數調査から、左のやうな統計を掲げることとしよう。これに依つて見ても、吾が工、鑛業労働者數の年々の増加が著しいことは、一見容易に知られ得るところである。しかもこの傾向は既に昭和六年秋の滿洲事變後から明確に認められるところであつて、支那事變勃發の直前までに至る五ヶ年半の内に、工、鑛業労働者數は一三七萬

年次別工場鑛山等労働者數及び其の増加數（厚生省調査に依る）

| 年次 | 工場労働者 | | 鑛山労働者 | | 以上、合計 | | 労働者總數 | |
|---------|---|-----|--------|-----|----------|-----|-----------|-----|
| | 數 | 増加數 | 數 | 増加數 | 數 | 増加數 | 數 | 増加數 |
| 昭和六年十二月 | 二、〇六、四三三 | | 一九、五二一 | | 二、二六、九五四 | | 四、六七〇、三七七 | |
| 同十二年六月 | 三、三三、三七九 | | 三三、八五一 | | 三、六七、三三〇 | | 六、三〇八、五五八 | |
| 同十二年十二月 | 三、四六、六八九 | | 三六、一七一 | | 三、八二、八六〇 | | 六、四三三、三三三 | |
| 同十三年十二月 | 三、八五、八二四 | | 四三、八一〇 | | 四、二九、六三四 | | 六、七五、三九九 | |
| 備考 | 労働者總數中には、工場及び鑛山労働者の外に、運輸交通通信労働者、日傭労働者その他、を含む。 | | | | | | | |
| | | | | | | | 三、四三、〇六六 | |

人を増し、それはこの間に於ける他産業部門労働者の増加を遙かに超えてゐた。そしてこの傾向が、支那事變開始以後、更らに一層顯著なものとなつてゐることは、特に此處に指摘するまでもない。唯だ、吾々にとつてはこの工、鑛業労働者數の増加傾向に對して、右の表から、次ぎの一事を摘出することが重要である。それは他でもないが、支那事變前に於いては、工場及び鑛山への労働者の集中は、兎も角、他の方面の労働者數の、假令僅かであらうとも、増加傾向と並行してゐたのであるが、事變後には労働者總數の増加以上に、工、鑛業労働者數が増加してゐる。このことは工、鑛業労働者數の増加が、一部分他の方面の労働者數の増加を犠牲にして實現せられたことを意味する。またいひ換へれば、他の産業方面への労働力の流入が多少ともに低減し、同

時に労働力は其處から流出して工、鑛業方面へ移動して行く。そしてこれが既に労働力給源の涸渇化傾向の現はれの最初の形態であるが、しかし時局産業に於ける生産力の増大の必要上、假令其處への労働力の集中、乃至重點的な配置が不可避であるとしても、諸産業の經濟的關聯は到底これを無視し得ない。従つて他産業、わけても交通業や農業や、また配給業務等々も亦、その各々の必要に應じて、機能上總力戰體制のなかで、一定限度の労働力を確保せられることに依つて維持されて行かねばならない。かくて工、鑛業に於ける時局産業を中心として、この經濟の全體的關聯の基礎の上に、新らしい労働力の重點的配置と労働力の産業的移動とが行はれる。

さて、このやうな工、鑛業労働者數の急激なる増加は、これをその内部に就いて見れば、重化學工業化の急速なる發展、いひ換へれば、素より軍需關係産業の急激な膨脹の反映であつて、其處に於ける労働者數の増加は、ひろく右表に於ける工、鑛業労働者數の増加以上である。蓋しこの間には、事變開始後間もなく見られるに至つた産業再編成の過程に於いて、平和産業の縮小、中小工業の整備、其處からの轉出者の軍需工場への吸収といふ事實の存したことは、既に周知の通りである。しかも今日尙ほこのやうにして、幾分かの必要労働力を軍需關係方面へ轉向せしめることが可能であらうけれども、それはもはや今まで程には多くを期待出来ない。然らば吾々は

今日及び今後に於いて、如何なる方面から軍需關係産業方面へ、其處で必要とせられる労働力を流し込むことが出来るだらうか。

叙述は多少前後するけれども、從來、吾が國に於ける工業化の發展のために、絶えず必要労働力を充分に供給してくれたのが、農村であつたことは今更らふまでもない。そして事變勃發後に於いてもこの事情に變りはなかつた。しかし事變の進展と共に、農村は一方では軍動員のために、他方では軍需關係産業への労働力流出のために、やがて従前のやうには大きな弾力性を持つた労働力の貯水池的役割を果し得なくなつた。それ許りではなく、反對に食糧自給政策の建前から、増産の要請に直面しては、今日の農村は今度は却つて農繁期には勤勞協力を他から求めざるを得なくなつてゐる。従つて現在の農村は年々新たに生産年齢に到達せる少年の一部分を農業労働力の補充として確保し、僅かにその餘剰人口を都市へ流出せしめ得るに過ぎないのであつて、従つてもはや今日吾々は労働力の供給に就いてこれ以上に農村に大いに期待することは困難である。

既に農村からの労働力に従前の如くに多くを望み得ないとすれば、これに代つて他に何處から吾々はこれを求め得るか。その一つの可能な場合としては、半島労働力の大量移入がある。そし

てこれに對しては、現に内地と朝鮮間に相當の協力が拂はれてゐることは事實である。しかも半島労働力に最も多くを期待してゐるのは、鑛山労働に於いてであつて、工場労働者としての彼等は、單なる不熟練工であるか、或は見習工として將來朝鮮自體の工業化のために多く役立つものであるかであり、その鑛山労働者としても彼等は未だ多くの定著性を自覺してはゐないし、特にまた彼等の教育程度は比較的低く、その主觀的態度も尙ほ一般に優れては居らず、従つて肉體的には兎も角としても、概してその労働力の質は低い。従つてこれ等の點から見て、彼等が鑛山労働者としては幾分多くを期待することが出来るとしても、内地の工場に於ける銃後産業戦士としては、吾々の彼等に對する期待は内地人の場合に比して左程大きいとはいへぬ。其處でこれに次いで、内地に於いて工、鑛業上の必要労働力を求めるとすれば、吾々は果して何處にこれを求めることが出来るであらうか。此處で最も普通に考へられることは、婦女子の労働力である。そして既に今までも屢々傳へられたやうに、重工業方面への婦人の進出は従前に較べて稍々高まつてゐる。しかし婦人のこの方面への進出には、身體的、知能的にも、更らにまた社會的にも——といふのは、婦人は生涯工場労働者として存在することを期待され得ない——一つの限度があるし、彼女達には物の生産の他に、尙ほ母性としての重大な使命が課せられてゐる。従つてこの婦

人労働力を産業に動員することは、別に可能な労働力供出の諸努力の後に於いてであるといつていい。然らばこれに先き立つて、尙ほ何處に吾々は労働力の餘剰を見出し得るであらうか。いふまでもなく、此處に期待せられるものこそ過剰商業労働力である。

三

既に事變の進展と共に、中小商業者の中には、或は人手不足のために、或は取り扱ひ商品の不足のために、その營業狀態の悪化を餘儀なくせられたものが決して尠くはない。これが彼等をして要轉業者たらしめた。そして最初に彼等のこの窮迫を救済し、同時にその遊休労働力を必要産業部面の労働力不足の補充に利用しようとしたのが、所謂半轉業の一石二鳥方策であつて、これが今日勤勞報國隊組織にまで編成せられるに至つてゐる。しかし今日では、もはや中小商業者に對する問題は、このやうな形態自體に於いては解決され得ないところまで來てゐる。従つて半轉業の問題は完全轉業への前段階として、謂はゞ後者への修練の過程としての意義しか持つてゐないものであることが、充分に自覺されねばならない。ひろくこのやうにいひ得るとしても、半轉業から完全轉業への移行を容易ならしめるためには、尙ほ色々な問題があつて、さう簡單にこれを處置することは出来ない。しかしこれに關する具體的な諸問題に就いては、既に繰り返し本誌上に取り出されてゐるので、これに觸れることは私の場合には論外として置きたい。そして此處では、私は要轉業者としての中小商業關係者の地位に就いて、一般的な問題を若干指摘して見たと思ふ。既に先きの論文「半轉業者問題」に於いて、私は半轉業から完全轉業への必然性を説いたのであつたが、その論據に吾が國商業人口の過大、就中、先きの歐洲大戰以後、即ち大正九、十年以後に於いて、商業人口の増大の著しかつたことを指摘して置いた。そしてこのことは今までも屢々指摘されて來たやうに、特に小賣商業者の隸細經營——その一店舗當り人口、一店舗當り販賣高にこれが明確に示されてゐる——は、諸外國の場合と對比して著しい(註一)。しかもこれが恰度吾が國の農村に普通に見られる隸細農業經營の場合と、種々なる點に於いて類似してゐることが、先づ問題とされなければならぬであらう。

右にいふやうに、吾が國に於いて商業人口の増加の著しかつたのは、大正九、十年以後であつて、この時代は先きの歐洲大戰時の好況なる時期に較べて、吾が國の工、鑛業は寧ろ沈滞の狀態に陥り、延いては失業者の問題が年と共に顯著になりつゝあつた。この失業人口の増大と商業人口の増加とが、正に相關聯して此處で一考されなければならない。工業及び鑛業に於いて職を失

ひ、若しくは、其處に勞働の機會を見出し得なかつたものは、一部分は農村に歸り、或は農村から出やうにも道がなかつた。しかし農村自體はこの都市に於ける過剰人口の復歸停滯の唯一の場所ではなかつた。蓋し農村の隸細經營はなる程低度の農耕技術を以つてする勞働收約的經營ではあるが、それにしても其處には自ら一定の限度があり、これが産業界の不況沈滞にも拘らず、絶えず農村人口を都市へ押し出して來た所以であつた。しかもこれが可能であるためには、都市に於いてこの人口を受容するものがなければならぬ。そしてその一つは家事使用人といふ中産以上の家庭内への出稼勞働であつたが、他の一つは此處で問題である商業人口であつたのである。従つてこの意味では、商業は既に潜在的失業人口の隠れ場であり、その限りに於いては、それは農村の場合と同様であつたともいへる。

潜在的失業人口の隠れ場であればこそ、特に小賣商の隸細經營——これはいふまでもなく、小賣店舗の過剰の結果でもあるが——も尙ほ存在の可能性を持ち、また時には色々な意味に於いてそれは家計補助的な存在でさへもあつた。更らに従前に於いては、仕着せ・別家制度の故に、低賃銀にも拘らず、比較的長い年期奉公をなした商業使用人も、既に時代の變化と共に、別家制度の一般性は失はれ、漸次工、鑛業の場合と同様に、單なる使用人として止まらざるを得なくなり

つゝあつた。しかも潜在的失業人口の隠れ場所としての商業に於いては、別家制度の衰減にも拘らず、尙ほ依然として、丁稚、小僧、手代、番頭の低賃銀奉公人が多數に受け容れられた。既にこのやうにして増大してゐた商業人口が、事變の進展と共に漸次大きな影響を受けざるを得なかつたのは、確かに理由のあつたことであるといへる。

註一 竹林庄太郎 商業勞動力再編成の検討 社會政策時報 昭和十七年四月號 二七頁以後 參照

四

然らば、既に右にいふやうに過剰的性格を持つてゐた吾が國の商業人口は、事變の進展と共に、どのやうな影響を蒙り、また現に蒙らんとしつゝあるか。

第一に指摘すべき事實は商店員の減少である。昭和十六年三月神戸市に於いて行はれた該市商店街商業の調査に於いては、店員の不足を擧げるものが、調査回答店舗中の三七・五%に及んでゐたといはれる(註二)。これにはひろく青少年雇制限令(昭和十五年三月一日實施)の影響も考へられねばならない。しかし既に述べたやうに、別家制度が衰亡し、商業使用人に別家の望みが薄らぎ、或は皆無となつた以上、低賃銀に於いて彼等を長く此處に止まらしめることは困難で

あり、また新たに此處に人を吸引するだけの誘因も、それだけに小さくなつてゐる筈であつて、それが當然時局の影響の下に、彼等をして商家に止まらしめ、また此處に來さしめるといふよりは、寧ろ彼等をして時局産業方面に赴かしめることがあつても、それは至極當然であるといはねばならない。そして更に事實、昭和十四年八月、九月に、大阪市に於いて調査されしところによれば(註三)、既に被調査商店の約半数のものが、事變勃發の昭和十二年七月末に比して、店員を減少せるものであつた。即ち、それは次ぎの如くである。

| | 店員を増加せるもの | 減少せるもの | 増減なきもの | 不詳 | 計 |
|-------|-------------|---------------|-------------|-----------|----------------|
| 卸 商 | 1011 (2.8%) | 1,194 (33.1%) | 410 (11.6%) | 1 (0.03%) | 2,616 (1000.0) |
| 小 賣 商 | 42 (1.0%) | 431 (10.3%) | 454 (11.3%) | — | 927 (1000.0) |
| 計 | 1053 (7.8%) | 1,625 (12.4%) | 864 (6.9%) | 1 (0.03%) | 3,543 (1000.0) |

かく商店員を減少せることは、從來、潜在的失業人口の隠れ場であつた商店經營にとつては、至極當然の現象であるといはねばならない。

更らに第二に、時局下の商店經營にとつて遙かに重大な問題は、商品の不足である。それはまた他方では消費規正、七・七禁令とも關聯し、消費物資の生産が軍需品生産のために多少とも抑

制せられるといふ戰時經濟の必然的な結果である。そしてこれがまた商店員を從來通りには必要としない理由ともなり、延いてはまた此處に、商業従事者の遊休労働力を生み出す所以ともなつた。そしていふまでもなく、從來の吾が國の商業人口が素々過剩的性格を持つてゐただけに、この影響は至極深刻である。加之、商品の價格は統制せられてゐる。商品が不足し、價格が統制せられて見れば、隸細商業經營は闇取引に生きるか、さもなければ自ら閉店、轉業の擧に出づるかなければならない筈である。これに對して、この新たに生きる道を容易ならしめるために、政府に於いても亦彼等同業者間にも、種々の方策が講ぜられてゐることは、既に周知の通りである。しかし此處で吾々の問題としなければならぬ點は、吾が國の商業に對する戰爭經濟の時局的な影響といふ問題ではなくて、これの基底にある配給組織に關する所謂新體制の問題でなければならぬ。

經濟新體制といふ言葉は、既に今日ではもはや殆んど、特に問題とされないやうにさへなつた。蓋しそれは時局産業部面を中心に著々具體化されて行つたからでもある。しかし國內商業問題に關する限り、未だこの點は充分に論じ盡されてゐないやうでもある。人は或はいふかも知れない。其處には商報運動あり、適限經營論があり、切符制があると。しかも問題は新しい經濟秩

序の下に於ける配給機構の性格として捉へられねばならない。それにしても或る意味では、吾が國に於ける商人活動程、自由主義、個人主義、營利主義の性格を強く持つたものはなかつたといへる。それだけに配給機構の合理的整備は甚だ容易ではない。勿論、かういつても、今までにこのやうな商業活動が相當大きな弾力を以つて、生産と消費との結び目としての役割を果たし、謂はゞ「見えざる手に導かれて」全體經濟の發展の線に沿つて來たことは、到底否定され得ないところである。しかし今や商業活動は「見えざる手に導かれて」ではなくして、全體經濟の裡に於ける配給機能の明確な自覺の下に、その職能的役割を果して行かなければならない。そして既に商報運動を通じて、このやうな自覺が促されつゝあつたが、從來は未だそれは單なる精神運動に過ぎないのであつて、今や正にこれが現實の配給機構の裡に、商業再編成の問題として實現されて行かねばならぬ。

商業活動のこのやうな變化は、確かに本質的な轉換を意味してゐる。しかもこの本質的な轉換は、中小商業者がこれを欲すると否とを問はず、實現されざるを得ないであらうし、また一日も速く實現されねばならない。中小商業の意圖の如何を問はずといふのは、正に次ぎの點にある。即ち、戦時に於ける日常消費物資の生産抑制、次いで生活必需品の最低限の確保、これの配給の

圓滑化に依る國民生活の安定、これが長期戦であればあるだけ、戦争の遂行のためには缺くべからざる基礎的要件であり、商業活動はこのやうな全體的、國家的要請に順應しなければならぬ。しかも此處で吾々の明確に認めて置かねばならないことは、それは單に商業だけに限られたことではなく、他の産業部門に於いても同様であるが、商業活動がかく國家的要請の下に置かれることが、常に戦争經濟の故であるといふのではなく、これこそ戦争を通じて吾々が實現しようと努めてゐる新秩序の下に於ける商業のあるべき姿でもある、といふ點である。さうであればこそ、商業再編成の問題は經濟新秩序の一つの問題であり、またそれ自體が、商業活動の本質的な轉換を意味してゐるといへる譯である。

註二 多田順一 戦時下中小商業の動向と轉廢業問題に関する一考察 商業組合 昭和十七年六月號 五一頁 參照

註三 大阪市社會部 本市に於ける商店員労働事情調査(社會部報告 第二二五號)二三頁

五

凡そ如何なる問題であらうとも、經濟問題はそれ自體に單純には解決され得ない。このことは過去に於いても同様であつた。謂はゞ經濟の問題は常に種々に交錯してゐるからである。しかし

過去に於いては、とゞふのはいふまでもなく、過去の個人主義的現實の下に於いては、少くとも問題の解決は比較的單純に考へられ勝ちであつた。蓋し其處では何時でも、直接問題に關聯するものの利害が、問題解決の基準に選ばれたからである。従つてこの場合に問題の解決を困難にするものがあるとするれば、問題を繞つて相互に利害の對立が生ずる場合である。そして此處に個人主義の經濟問題があつた。しかし乍ら、經濟新秩序の下に於いては、吾々の問題はもはや本質的にこのやうなものではあり得ない。經濟問題の交錯は有機的な全體經濟の面からは何時でも當然のことであつて、この當然の事實に基づいて、全體經濟の發展のために、いひ換へれば、有機的、合理的な問題の取りあげ方に従つて、吾々は問題を解決して行かねばならない。

今日、中小商業問題はこのやうにして一面では、時局重要産業に於いて必要とせられる勞働力の供出のために、他面では新秩序の下に於ける配給機構の、全體經濟的、合理的整備の問題として取りあげられてゐる。そしてこの両面の問題が同時に解決され、また解決されるやうに、官民一體の協力が實現せられてゐるところに、問題の本質が窺はれる。従つて吾々がもはや此處で時局の影響を受けた中小商業者の遊休勞働力を、半轉業の形態に於いて利用することを以つて、一石二鳥の方策だといふやうに考へること自體も、自ら更められねばならない。即ち、全體經濟的

には、半轉業といふ問題の如きは極く限られた方面にのみ存し得るに過ぎない。例へば、農閑期に於ける農村の遊休勞働力の利用の如き、また學生や生徒の勤勞奉仕の如きがこれである。更らに半轉業の形態に於いて、半ば開店休業の商業關係者を産業動員することが、彼等を救済する道であると考へられたが——また事實今日でもさう考へられてゐないといへない——このやうな考慮は甚だ消極的である許りではなく、それは既に過去のものの觀方でもある。例を以つていへば、過去の資本主義の場合には、勞働者問題は社會問題だと考へられ、經濟的な弱者である彼等は一面に於いては保護され、救済されねばならぬと考へられたし、また不況期に際しては、中小商業者の保護救済策が同様に社會問題としても考へられた。この同じ筆法を以つてすれば、今日、中小商業關係者を半轉業の形態に置くことは、彼等を救済するといふ社會的な問題でもあると考へられるかも知れない。しかし問題が凡そこのやうに社會問題として取りあげられることは個人主義的現實の場合に於いてであつて、この個人主義的現實を前にして、謂はゞ經濟問題を經濟問題として取りあげ得なかつたところの、それが一つの全體的な、配慮の現はれであるに過ぎなかつたのである。このやうに考へて來れば、中小商業者に對する半轉業問題は甚だ不透徹な問題でもあり、また一面では確かに、それは謂はゞ時代錯誤的な方策でもある。

今や中小商業の問題は商業再編成の問題として、更らにそれが高度國防國家體制の整備のための一重要問題として捉へられねばならない。偶々筆者がこの拙文を綴つてゐた日は、第一回全國商業報國大會が東京に開かれて居り、この大會に於ける商工大臣の訓示要旨の一節に従へば、次ぎの如くであつて(註四)、便宜上これを此處に引用して、本論の筆を擱きたいと思ふ。

「商業再編成の問題は、我國に課せられた歴史的な課題を解決するため、已むを得ず生じた問題であつて、是非共圓滑なる達成を期せねばならぬが、萬一所期の効果を收める事が出来ぬとすれば、高度國防國家の建設も計畫通り進捗せぬのであるから、この重大なる國家的要請に應へる意味から業者は勿論國民全般に於いても、熱烈なる愛國的至誠によつて、積極的な協力を得たいと希望する。」

註四 中外商業新報 昭和十七年七月三十一日(夕刊)

〔商業組合〕 昭和十七年九月號 所載

第四章 轉廢業對策の新動向

一

中小商業に於ける轉廢業の問題は、商業再編成の問題として捉へられる。しかし商業の再編成が全體としての一國産業再編成の一面を構成するものであることに就いては、今更ら此處に指摘するまでもない。従つて中小商業に於ける轉廢業の問題は、全體としての産業の編成替の視角から、検討されねばならぬ。

更らにこの轉廢業の問題は、これを労働力の問題として見ると、それが店主の場合たると商店従業員の場合たるとを問はず、商業部面からの労働力の脱落、謂はゞ移動の問題である。ところでこの労働力の移動の問題は一般的には種々なる現象として現はれ、それは一國經濟政策の觀點からは色々な意味に於いて問題とせられる。先づ労働移動の現象形態は大きく二つのものに分たれる。一つは不完全移動としての、經營からの單純な脱落であつて、他の經營へ労働力として

再現しないやうな形態を採るものとしての、例へば、傷病、死亡、自由廢業、老衰隱退、それに失業等これであり、他の一つは一經營からの勞働力の脱落が、同時に他經營への勞働力の再現であるといふ場合がこれであつて、私はこれを經營間移動と呼び、また先きの場合に對して、完全移動と呼ぶことにしてゐる。ところで、今日の所謂國民皆働體制の確立の要請からすれば、それが商業に於けると、また他の産業部に於けるとを問はず、不完全移動としての單純なる勞働移動は、極力これを防止しなければならぬのはひろんである。しかしこれに對して觀れば、完全移動としての經營間移動に就いては、問題は單純にこれを防止するといふ點だけにあるのではない。

勞働力の經營間移動は、これを一國國民經濟の全體的な立場から觀ると、勞働力の配分、乃至再配置の問題となる。既に經營間移動が全體として勞働力の配置の問題であるとすると、この種の移動は不完全移動の場合と同様に、單純にこれが防止され、抑壓されることを以つて、問題が解決されるとはいへない。寧ろ産業の編成替へが必然的であり、またこれが要請せられる場合には、ある程度までこの經營間移動は必然的であり、それが抑壓せられるよりは寧ろ歓迎せられ、従つて更らに積極的に促進され、また時には強權的にも行はれることを必要とするであらう。

このやうに、經營間移動の問題は不完全移動の問題に自ら多少意義を異にしてゐる。そして勞

働力の配分、乃至再配置の問題として、經營間移動が單純に防止され、禁壓さるべきものでないことはひろんであるが、しかしまたその反面に於いて、一國經濟の發展が持つ必然的な要請からすれば、當事者にとつての自由なる經營間移動は、全體的に望ましい勞働力の配置の状態を擾亂し、延いては一國の生産力の増強を妨げる憂ひなしとしない。従つて全體的に合理的な勞働力の配分の見地からいへば、經營間移動は一方では積極的に企圖されながら、なほ他方ではこれが禁壓せられざるを得ない譯である。そして孰れにしても、従前の經濟機構の下に於いては、勞働力は賃銀の大小を追つて、自由に經營間を移動して行くことを許容せられ、これが今日のやうには特別の問題を構成しなかつた。しかもこれが今日特に重大な問題として、積極的に取りあげられるに至つた理由は、いふまでもなく、勞働力に關する需給關係の逼迫化、勞働力給源の枯渇化、勞働力の不足化傾向の顯現にあるといつてよい。

このやうな勞働力の需給關係を前提として、ここに勞働力の配置の問題が強く全體的、計畫的に取りあげられざるを得なくなり、この問題の内で、經營間移動が一つの重要な問題として浮び出てゐるのであるが、しかもそれが一方では促進的、積極的に、また時には強權的にさへ行はれることを期待されるに拘らず、他方ではそれが禁壓せられるといふのは、具體的にいへば、それ

は次ぎのやうな場合に於いてである。即ち、そこに於ける生産増強が緊切な問題として要請せられてゐる經營、或は産業部門に於いては、このために必要な労働力の質量は是非確保されて行かねばならないのであつて、従つてこの限りに於いては、そこからの労働力の脱落は、それが完全移動たると不完全移動たるとを問はず、豫て防止されなければならない。これに反してそこでの生産増強が特に重要視されることなき經營、或は産業部門に於いては、そこからの労働力の流出はそれ自體重要な問題とはならない。これ許りではなく、全體的に労働力の需給關係が逼迫化してゐる場合には、労働力がそこから他の重要産業方面に向つて流出して行くこと、またこの種の經營間移動が企圖的に取りあげられること、これが期待され、問題とされるに至る。そしてこれを最近までの事情に就いていへば、時局重要産業部面に於いては、その移動形態の如何を問はず労働移動は總て生産阻害的現象として、これが防止に努められて來た。また今日では食料増産の建前から——ひろんこれ許りではなく、人口國策の建前からもさうであるが——農業部面では、既に生産統制令の下で、そこからの労働力の流出が相當に抑制せられ、從來、労働力の貯水池的役割を演じて來たわが農村は、もはや著しくその趣きを異にし、時局重要産業部面に準じて、そこに於いては労働移動の防止が問題となつてゐる。これに反して、今ここでの問題の商業部面で

は、却つて益々そこからの労働力の流出が、時局重要産業部面へ向ふことが期待されてゐる。そして商業再編成の問題は、結局、このやうな期待に對して、今果して何れだけの労働力が供出出来るか、このための企業整備をその内容とするものであり、ここに中小商業従事員の轉廢業の問題がある。

二

經營間移動はわれわれの過去の經驗からいへば、労働力に對する需要の旺盛なる場合、特に労働力需要の大なる産業部門に於いて、またそれに向つての、著しい現象として現はれる。そして過去に於いては、このやうな場合に、なほそれは大體移動者自身にとつては自由なる形態に於いて行はれてゐた。しかもこのやうに、經營間移動が個人の自由に放任されてゐたのに就いては、われわれは全體的に觀て、労働力の質量の點で、人的資源になほ多少とも餘裕のあつたことを考へねばならない。かくて支那事變の勃發は、軍需關係産業方面の生産増強に應じて、そこに於ける、またそこに向つての經營間移動を著大ならしめたのであつたが、やがて労働力の質——即ち技術者や熟練工、次いで是一般の經驗工——の點で、労働力の不足化現象が現はれるに至ると、

これに對して、先づ彼等の經營間移動が生産阻害的なものとして、軍需關係方面に於いて問題とされ、ここに勞働移動防止方策が採られ出したことは、既に周知の通りである。しかも事變の進展と共に、勞働力の需給關係が、更らに一步一步窮屈となるに至るや、單に技術者や熟練工、經驗工のみならず、廣く一般の勞務者に就いても亦、時局重要産業方面に於いては、移動防止方策が強化されざるを得なくなつた。凡そこのやうな事態が一方に於いて展開されてゐたのに對してその反面に於いては、内外の情勢變化に應じて、産業の戰時編成替へが行はれ、その過程に於いて、所謂犠牲産業の部面では、轉廢業を餘儀なくせられた多數の人々が輩出してゐた。そしてこれ等の人々に對する問題が最初には所謂轉廢業の問題として取りあげられたことは、讀者の記憶になほ新たなるところであらう。

この轉廢業の問題が失業救済といふ謂はゞ社會問題的取り扱ひを受けることに於いて、なほそれが經營間移動の一現象であつたことはいふまでもない。しかもこの經營間移動としての轉廢業が、わが國內外の情勢に應じて、これを餘儀なくせられたものであるといふ點に於いて、自由なる經營間移動とは聊か趣きを異にしてゐたと見られる。しかしなほそれが轉廢業の問題として取りあげられたことに就いては、ここに多少のことを述べて置かねばならない。問題が先づ失業問

題と見做されたことにも既に明かなやうに、事變開始後二三年の頃に於いては、未だ全體としては勞働力の需給關係は左程逼迫しては居らず、わが人的資源にはなほ相當の餘力が残されて來てゐたのであつて、従つてこのやうな客觀的な状態の下では、轉廢業を餘儀なくせられた人々は當然失業者として存しなればならなかつたといへる。しかも彼等がこのやうにして失業者と見做されたのに就いては、今一つの事情の存したことが指摘されねばならない。即ち、彼等の職業上の知識、技能、經驗が一般にそのまま利用される方面が閉ざされて了つてゐたのであつて、従つて彼等の經營間移動は單なる經營の轉換ではなくして、同時にそれが、職業の變換でもなければならなかつた。例へば、從來の織物業者もはや織物業者としてではなく、或は農業部面へ農民として再現することが——即ち、歸農の問題がこれであり——或はまた時局股賑産業方面へ全くの素人工、未経験工、不熟練勞働者として再出發することが斡旋せられた。しかもこのやうな形態の轉業、即ち、經營間移動が、農業部面に於いても亦工、鑛業部面に於いても、この種の不熟練勞働力に對する需給關係が左程逼迫してゐなかつたために、それが右から左へといふやうに簡單には實現されず、従つてここに所謂失業の問題が存したといつていい。

このやうな轉廢業の問題に對して觀れば、今日の中小商業に於ける轉廢業の問題は、正にそれ

の一つの延長であるといつていい。そして但しこれが再び轉失業の問題と呼ばれることなく、轉廢業の問題として取りあげられてゐるのに就いては、それは單なる言葉の問題ではなく、兩者の間には、既に客觀的な事情の一つの相違があることが認められねばならない。即ち、大東亞戰爭の開始に先き立つて、漸くわが對外的關係が切迫し、愈々決戰段階へ向つて國內産業の整備、軍需品の生産増強に對する更らに緊切なる要請、このための重要産業部面への尤大な勞働力の配置の必要と、しかも事變後既に數年を経て、わが農村はもはや從來の如き勞働力供給に對する餘力を多くは残してゐなかつたといふ事情、凡そこのやうな事態の下に於いて、勞働力需給關係は一段と逼迫化し、國民皆働體制の確立が、この事態を映して、わが國經濟の內面的必然性を以つて取りあげられるに至つたことがそれである。そしてこの國民皆働體制の要請の下で、從來の轉失業は轉廢業の問題に轉換せしめられた。かくて從來の轉業者の經營間移動が失業救済的色彩を持つてゐたのに對して、今日のそれはもはや救済ではなく、寧ろ轉業そのものが積極的に促進され要望されるに至つてゐる。そこでこの今日の轉廢業の問題に就いて、先づその特質を指摘し、次いでその將來へ向つての問題發展の方向を聊か摘出して見たいと思ふ。

三

轉業問題を轉失業の問題から轉廢業の問題へ轉化せしめた客觀的な理由が、全體的に見て、勞働力の需給關係の逼迫化にあることは既に指摘した通りである。そしてこの問題轉化の過程を顧みると、ここでは半轉業といふ中間形態が現はれ、これがまた現に商報運動の勤勞報國隊の出勤に依つて組織化せられてゐると見られるのであるが、それにしても大體轉業問題の方向は、轉失業——半轉業——安全轉業の線に沿つて取りあげられてゐると見ていいのはむろんである。

中小商業従事者の完全轉業が、轉失業の場合と同様に、單なる經營轉換ではなくして、大體同時にそれが職業變換であることはいふまでもない。そしてこの完全轉業が積極的に要望せられるに至つた理由は、これを更らに具體的にいへば、そこに工、鑛業への勞働力供出の給源として意義が求められ、これが期待せられてゐるのに據る譯であるが、またこれを従前の轉失業問題に比較して見ると、そこに一つの多少違つた狀況が看取せられる。即ち、轉失業問題は所謂犠牲産業部門に發生し、そこで企業活動が時局的には不急乃至不要なものとして、殆んど全く停止されて了つた。七・七禁令の如きその最も典型的な場合であつた。しかしこれに對して、商業そのもの

のは物資の配給機能を分擔するものとして、何時如何なる場合に於いても、それが決して不要化するものではない。かくて問題は、わが商業人口が歴史的に觀て既に過大に膨脹してゐたこと、更らに今日益々多くの種類の物資が計畫的配給制度の下に置かれつつあること、このことから當然從來の商業的機能の一部分が既にその存在の意義を失ひ、商業人口をそれだけ多く過剩ならしめてゐること、そこで今日の國民生活上の消費物資の生産と、その合理的にして且つ圓滑なる配給とを可能ならしめるために必要なる限度にまで、商業上の企業整備を行ふことが、全般的に觀て、今日の決戦段階に於ける戦力増強をより容易ならしめる所以であつて、事實これが要望せられてゐる譯である。

しかし既に商業部門が産業的には全般的に不要とは見做されないし、更らに商業者の轉業が職業變換を含む經營間移動であるといふ事情もあつて、これが商業の再編成の問題をさう單純化せしめない理由であるといつていゝ。そしてまたこの上に、大東亞戦争の開始を轉機として、わが勞働力に對する需給關係は一段と逼迫化したにも拘らず、またこれがために國民皆勤體制の確立が必然化したにも拘らず、この國民皆勤體制への進展に沿つて、なほ幾分の勞働力の餘力が残されてゐたことが事實であつて、これがために兎も角も、今日までのところでは、商業部に於け

る轉業問題は多少餘裕のある取り扱ひを受けて來たともいへる。いひ換へれば、ここでの轉業は依然として自發的に行はれることが期待されてゐたといつていゝ。そしてこのやうな轉業を容易ならしめるためのものとして、共助金制度、更生金庫、勤勞訓練所等の諸施設方策があり、これに自發的轉業の勸奨が組織的に行はれてゐる。

しかしこのやうに、原則として自發的な轉業が期待されるといふ事態が、何時まで持續するであらうか。若しわれわれが近い將來に於いて更らに工、鑛業部面により多くの人手を必要とするに至るものと假定することが許されるならば、これに應じて商業上の企業整備は益々積極化され先きに指摘した必要限度にまで、この企業整備が強化され、これに依つて浮び出る餘剰人口は、工、鑛業の必要部面へ移されるに至ると考へられる。そして現にこのやうな豫想は必ずしも遠いことではないやうにも思はれる、といふよりは寧ろ、それがわれわれに當面の問題であるであらう。即ち、昭和十八年五月三日の閣議に於いて決定され、その概要が一般に傳へられた昭和十八年度國民動員計畫に於いては、計畫の對象たる要員は國民動員實施計畫設定以來嘗つてなき龐大なる數に上る、といはれてゐる。しかもまたこの計畫實施方針の一つとして、次ぎの點が明かにされてゐることは、正に注目すべきことであるであらう。即ち、「産業整備は國民動員上の必要

を考慮し、迅速且強力に遂行すると共に、休廢止企業の従業者に就いては、その生活保證、鍊成等に特別の考慮を拂ひ、その技能及び經驗を活用し得る如く、國家に於て計畫的に重點企業への轉換を圖ること。」

この方針の明示こそ、それはまた商業部面に於ける轉廢業對策の新らしい方向を指示するものでもあるといつてよい。

四

今までの産業再編成の過程に於いて、假令それが物の面からする必要に迫られたものであるとはいへ、われわれは既に七・七禁令の經驗を持つてゐる。そしてこの場合には轉失業の問題があつたが、最近では金鑛の整備が完行され、そこでの勞働力がその生産設備と共に、他の重要鑛山へ集團的に移された。そしてここでの經營間移動は轉失業の救済といふよりは、寧ろ半ば以上必要勞働力の計畫的再配置としての經營間移動を意味してゐる。従つてこのやうな經驗から推して行けば、この次ぎに来るものはより純粹な形態に於いて、勞働力の計畫的再配置のための企業整備であるといへるであらう。しかもこれこそ商業企業の整備が今正に當面するところの問題である。

る。

また事實、商業上の企業整備がこのやうな形態に於いて施行せられるための準備は、既に完成されてゐるといつてもよい。即ち、既に昭和十五年初頭以來の青少年雇入制限令の實施に依り、更らにその後大東亞戰爭の開始と共に、廣く採用せられるに至つた國民徵用制度の實施に依り、またこの國民徵用の適用を俟つことなくして、商業従事員の一部は早くも重要産業方面に轉業して了つて居り、この上各商店經營の取扱商品は著しく減少して了つてゐる。そこでこれ等の事情を綜合していへば、商店經營者の多くは既に廢業か存續かの岐路に立つてゐる。そして事實、彼等の多くはここで政府の決定的な方策の出るのを待つてゐるといふのがその現状であり、しかもこのことは至極當然のことである。かくて謂はゞ整備さるべき機は既に充分熟して來てゐると見られる。ただこの機會を積極的に掴むための必要が、今までに充分表面化されて來てゐなかつただけである。従つて今回の國民動員計畫の實施方針に於いて、國民動員上の必要を考慮し、産業整備が迅速且強力に遂行されることが明かにされたことは、却つて轉業者の國民皆働體制の確立への積極的な協力を期待し得る所以であるといつてよい。

しかしなほここには一つの重要な問題がある。それは他でもなく轉業者の生活問題である。従

來ともに自發的な轉業を阻んで來た一つの理由は確かにここにあつた。轉業者の問題が未だ轉失業の救済的色彩を幾分か持つてゐた頃には、經營の側に於いては、轉業者なるが故に特別にその生活を考慮し、彼等の労働能力に對して、經營の一般的基準を超えてこれに酬ひることは、一般に勞務管理上好ましからざる影響を他の労働者に及ぼすものとして、寧ろ拒否されもした。しかもやがて労働力に不足が生じ始め、轉業者の來ることを積極的に期待せざるを得なくなつた最近の場合に於いては、各經營は自ら進んで轉業者に多くを支拂はうとしたのであるが、既にそこには未経験工に對する初給賃銀の統制があり、經營のこの意圖にも拘らず、轉業者の生活問題はこれに依つて充分保證されることなく、従つて自發的な轉業もそれだけ躊躇されて來たのは、正に否定され得ない事實である。かくて企業整備が強力に遂行され、轉業が國家的計畫の意圖の下に置かれるとすれば、何よりも先づそこで對象とせられる轉業者の生活問題が合理的に解決されなければならぬ。そしてこの生活問題の解決の一つの道が、從來からの賃金統制方策の再検討にあることはいふまでもなからう。

このやうにして、國民動員上の必要からする積極的に強力な企業整備が遂行されるためには、當然轉業者の生活問題が合理的に解決されねばならないのであるが、幸ひにして「休廢止企業の

從業者に就いてはその生活保障」が特に考慮せられるといふことであつて、われわれはここに政府の施策に對して決定的な處置を期待しなければならぬ。

轉業者の生活保障が、企業整備の施行がどのやうに行はれ、轉業者がどのやうにして新しい經營の下に置かれるかに従つて、ひろんなる場合を含むであらうことは、容易に推測され得るところである。しかしここでこれ等の場合に就いて一々云々することを止めて、私はその一つの場合として、次ぎのやうな具體的な方策の採用されんことを特に希望する。

既に先きにも述べたやうに、ここでの轉業問題は職業變換の問題を含んでゐる。そして轉業對策はいふまでもなくこの職業變換を通じて、轉業者をして新しい職業部門に再出發せしめ、ここに彼等の生業を新たに見出さしめるやうに處置されねばならぬ。このためには、轉業に先き立つて、新しい職業に對する教育と訓練とが行はれることの望ましいのはひろんであつて、現に勤勞訓練所の施設を通じて、これが實行されつゝあることは既に周知の通りである。しかし今私にここに問題としようとするのは、このやうな短期的教育錬成ではなく、轉業者中に出来るだけ適材を多く見出すことに依つて、彼等を將來の熟練工たらしめるやうに教育することである。今日熟練工の養成は工業學校や、經營の技能者養成施設の下で行はれてゐる。そしてそこでは専ら少

年が教育されてゐる。これに對して、轉業者中の青成年者に對して、經營の技能者養成に類する教育練成を加へることに依つて、彼等を眞に熟練工に仕立てて行くことは、彼等の將來の生活問題をよりよく考慮し、彼等に對して職業的再出發の希望と熱意とを強く喚起する所以でもあり、更らに同時にこのことはまた生産増強の要請を正しく充して行く道でもある。ただし、ここで問題なのは、少くとも二年位の養成期間を必要とする考へられる彼等の場合に、この間の生活保障を國家的に配慮して行くといふことである。このことは或は容易には行はれ難いことであると考へられるかも知れない。しかし企業整備が積極的に強行され、しかもそれが工、鑛業に於ける生産的な要請に出づるものである以上、この方策を決定的ならしめるためにも、右に問題にしたやうな稍々徹底した轉業者教育を通じて、彼等の内一部の適材者をして完全に理想的に轉業せしめるやうに圖ることが、期待されても然るべきであらう。

五

以上、私の述べて來たところをここに要約して置けば、次ぎのやうになる。

商業部門に於ける轉廢業問題は労働力の再配置の問題として捉へられる。いひ換へれば、それ

は労働力の經營間——それはここでは同時に産業部門間——移動である。ところで經營間移動は(一)移動者にとつての、全くの自由移動として、また(二)轉失業の救済として、更らに(三)労働力の給源としての期待に於けるそこからの自發的轉業として、そして最後に(四)積極的計畫的な労働力の再配置としての轉業として行はれる。そしてこの經營間移動の四つの形態は、労働力の需給關係の狀況如何に應じて、段階的に出現するものであると考へられるのであつて、大東亞戰爭の開始以後最近に至るまでの間に於ける商業部門の轉廢業問題は、大體右の第三段階の特質を持つてゐたものであると考へられる。これに對して、今や問題は一步前進し、商業従業者の轉廢業問題はこの第三段階から第四段階に轉化しつゝある。そして問題が既にこの第四段階に入つては、轉業者の意圖の如何を問はず、彼等は必要なる部面へ向つて産業的に動員せられる。それは國民徴用制度の運用と軌を一にしてゐるとも見られる。

このやうに、轉廢業問題が轉化して行くことは、労働力の需給關係の狀況に應じて、必然的に要請せられることであつて、それは既に必然化し、問題とされて來てゐる國民皆働體制の確立への努力の一つの現はれである。そして今や愈々緊迫化した決戰體制の整備のために、これが必然的に要請されるに至つたことを理解し得るとすれば、われわれはこれに向つて積極的に協力して

行かねばならない。しかもわれわれのこの積極的な協力を支へるものとして、今まででも更生金庫や共助金制度の存在があつたのではあるが、ここで轉業者に對するより積極的な生活保障の配慮が、政策當局者の企圖の裡にあることが注目されるべきことであらう。かくて従來からの轉廢業問題は、轉業者に對する生活保障を基礎として、労働力の計畫的再配置の問題に轉化しようとしてある。そしてここに轉廢業問題の新しい方向がある。〔商業組合〕昭和十八年六月號 所載〕

第五章 半島並に支那労働力の移入

はしがき、本論を此處に收めたことに就いては、僅め一言讀者におことわりして置きたい。本論は私が去る昭和十六年九月中旬に書いたものであつて、當時一部識者の間に、吾が労働力不足に對する方策として、支那人労働力を内地に移入することが考へられてゐた。そして私が本論でこの問題を取りあげて、些かこれを論じたものこれがためであつた。しかしこの問題はその後今日に至るまで、未だ實現せられたのを聞かない。しかも今後の情勢如何に應じては、労働力の新しい給源として、この問題が再び取りあげられないとはいへない。この問題の可否を論ずることは姑らく措くとして、このやうな意味に於いて、尙ほ本論を本書に収録して置くのも、全然意味がないことはない。

去る昭和十六年九月十一日及び十二日の第十八回總動員審議會で、勞務に關する五つの勅令案要綱が附議決定された。これを全體として見れば、特にその夏以來著しく表面化して來た労働力の不足に對して、また今後或は起り得べき労働力需給關係の一段の逼迫化の到來に備へて、時局重要諸産業に於ける必要労働者數を確保しようとする意圖が、此處に示されてゐるといつていゝ

であらう。即ち、労働者の雇入、使用、解雇及び退職をより直接的に統制することに依つて、重要産業部門に於ける必要労働力を確保し、同時に然らざる産業部門への労働力の流入と、また一般に労働移動をより強く抑制すること。徴用令の適用範囲を擴大し、被徴用者を女子にまで擴張すること。更らに勤勞報國隊の組織とその活用とに依つて重要産業方面に於ける労働力の不足を適時に補給すること。

このやうにして、労働者の雇傭に關する制限は暫らく問題外として、勤勞報國隊に依る労働力の提供並に女子徴用の、所謂國民皆勤、遊休勞力の産業動員に基づいて、時局重要産業に於ける必要労働力の補給が、幾分か幅のあるものとせられることは事實である。しかしこれに依つて労働力の供出せられるのは主として學生、生徒、國民各自の家庭に於ける遊閑労働力であつて、その多くは未だ充分職業的訓練を経てゐない。それだけに未だこの種労働力に對する吾々の期待も幾分か制限されざるを得ないであらう。そしてそれに就いても色々と問題があらうけれども、此處ではそれを論外に置き、別に労働力の給源に就いて考へて見たい。吾々が現に當面しつゝある労働力の不足に對しては、右の遊閑労働力の産業動員と共に、尙ほ問題とすべきものが外にある。即ち、

(一) 農業生産機構の變化に依る農村労働力の供出。從來、他の産業部門への労働力の最大給源であつた農村は、既に現在では、食料増産の課題に對して、一部分労働力の不足をさへ訴へつつある状態であり、従つて從來通りの生産機構を以つてしては、もはや吾々は農村からの労働力供出に左程多くを期待し得ない。しかし若し此處で農業生産を更らに近代化し得るとすれば、これに應じて、尙ほ相當の労働力の供出可能が生じて來ることは否定し得ないであらう。がこの問題をこのやうな方向に解決することは、現在では別の觀點から、即ち、周知のやうに、人口國策の立場から全く問題外とされてゐる。

(二) 中小商工業の積極的統合整備に依る轉業者の出現。從來、吾が國の中小商業對策はその保護救済政策に重心が置かれてゐたのであつたが、最近では寧ろその過剩部分の整理が稍々積極化されようとして居り、またその遊休労働力の利用として、既に相當多數の所謂半轉業者が生れてゐる。しかしこの半轉業者は中小産業の更らにより徹底した整備と共に、完全轉業者として重要産業部門の労働者に轉化するやう指導されることに依つて、尙ほ幾分か當面の労働力不足を補ひ得る。そしてこれは昭和十五年末以來、神奈川縣に於ける例を初めとして、最近漸く全國的な問題となりつゝある。

(三) 外地及び外國からの勞働力の移入。勞働力の供出に就いて、右の第一の問題が殆んど問題とせられず、第二の轉業者の問題が今や漸く從業者の保護救済的指導といふ意味から一步出でて、積極的な産業動員の意義がこれに與へられようとしてゐるのに對して觀れば、一部分は既に從來から相當の意義を認められて來て居り、現にまた問題となり得るものに、外地及び外國勞働力の内地への移入の問題がある。この問題に就いては、この内特に半島勞働者の内地への移入が既に相當以前から——即ち大正七、八年の戰時好況期以來——實現せられて來て居り、また特に鑛山勞働者としての彼等の内地への渡來は、支那事變開始以來益々その重要性を増しつつある。これに對し他方に於いては、支那事變の勃發後間もなく、勞働力需要の増大に對して、支那人勞働力の使用——支那人苦力の移入と捕虜の使役——を説くものがあつたが、從來は兎も角、現在ではこれも亦確かに一つの考慮に價ひする問題であるやうに見える。其處で、私はこの問題の可能性に就いて、此處で些かこれを考慮して見たいと思ふ。

二

先づ半島勞働者の内地への移入であるが、大正年間以來、朝鮮、特に南鮮諸地方の窮乏農民中

に、内地に於ける高賃銀に吸引せられて渡來するものの數が漸次増加し、彼等は單に一時的、出稼ぎの形態に於いて渡來する許りではなく、今日までに相當に内地に定住するに至つてゐる。そして最近では内地鑛山勞働者として、彼等の集團的移入が統制的に行はれて居り、その鑛山勞働者としての重要性が一段と高く認められつつある。其處で現在若し、單に鑛山とは限らず、工場勞働者として、また他の時局的に緊要な生産部門へ、多數の半島勞働者を短期間に移入することが出來るとすれば、吾々に當面の勞働力不足はそれだけ有利に緩和せられることになる。しかしこのことに對しては、現在では一部分餘り多くの期待をかけ得なくなりつつあるのではないかと考へられる節がある。そしてその理由の主たるものに凡そ次ぎの二つの事實が考慮せられるであらう。即ち、

第一に、朝鮮の農村には、内地の農村と共に、吾々にとつて至極重要な食料増産の課題が與へられてゐる。

第二に、朝鮮自體の工業化の發展に伴つて、今や正に朝鮮内に於ける工・鑛業勞働力の需要が増大しようとしてゐる。特に鴨綠江の水電開發事業の完成と共に、北鮮工業化の時機が正に熟しつつあるものと見なければならぬ。

このやうな事情は確かに一見して、内地への半島労働者の移入を今後益々困難なものとするやうにも考へられるであらう。しかし今、朝鮮に於ける總人口をその産業別に見れば、次ぎの如くである。些か統計が古いが、昭和十一年末に於いて、農林及び牧畜業に七五・〇%、漁業及び製鹽業に一・五%、工業に三・二%、商業及び交通業に七・六%といふやうに、人口の大部分が依然として農業生産に集中してゐる。従つてこのやうな統計から推測すれば、右に擧げた二つの理由の存するにも拘らず、朝鮮の農村は内地工、鑛業のためには、未だ相當の労働力給源としての餘裕を持つてゐるやうに思はれる。従つて半島労働者の内地への移入は、尙ほ當分の間、内地労働力の不足を補ふものとして、吾々の相當に期待し得るところであるといつていゝであらう。

三

日・滿・支の經濟的關聯から觀て、此處で一應滿洲國に於ける労働事情に簡単に觸れて置かうと思ふ。朝鮮とは全く異なつて、滿人労働者の吾が國への移入は全然問題になり得ない。蓋し滿洲國成立以前からもさうであつたが、今日の産業五ヶ年計畫の下に於いては、農、鑛、工及び土木建築業に於いて、滿洲國自體は北支労働力の移入に著しく依存しつゝあるからである。従つて

此處では滿人労働力の餘裕など全然問題と成り得ない。そしてこの北支苦力の滿洲國への移入は最近では年々百萬人前後にさへ及んでゐる。しかし彼等の大部分は尙ほ依然として出稼労働力の性質を帯びて居り、それだけに滿洲國自體の労働力の需給關係は、色々な意味に於いて、稍々不安定の状態に置かれてゐるといつていゝ。それは兎も角として、吾々の共榮圏の一角としての滿洲國の大きいなる産業開發のためには、このやうに多數の労働者を現に外部から移入することが必要である。そして更らにこれを吾が國との關聯に於いて觀れば、單に滿洲國內の産業開發の意味に於いて許りではなく、共榮圏防衛の國防的見地からも、農業並に工、鑛業方面に向つて、却つて吾々の同胞が更らに多く進出して行かねばならない。即ち、この共榮圏の建設的努力のためには、現在の滿洲國は人的資源に關しては、吾々に取つてはプラスであるよりは寧ろマイナスである。それだけに最近のやうに、吾々の場合に労働力の不足が稍々顯著に時局重要産業の諸部門に現はれて來、またこの事情が簡單には緩和されさうにも思はれない今日では、滿洲國の存在は却つて大きな吾々の負擔でさへある。しかしこの吾々への負擔は、現在吾が國の國策に於いては寧ろ當然の、既定の方針として敢へて採用せられてゐて、その輕減など今のところでは未だ問題となり得ない。蓋しそれは長期建設の意味に於ける共榮圏の確立と國防的見地から見て、當然必要

とせられるところであるからである。

このやうに、吾が國內産業のために、滿人勞働力に直接期待し得る何ものもないとすれば、次に問題とせられるのは支那人勞働者であらう。既に右に述べたやうに、北支の苦力は年々多數滿洲國に流入しつゝある。しかも北支は今やその工業化を通じて、吾々の共榮圏の内では一つの重要な地位を占めようとしつゝあり、これが既に北支自體で勞働力の需給關係を問題たらしめつつある。しかし支那、勿論汪政權治下の新支那には單に北支だけに限らず、中支、南支諸地方にも、相當に勞働力の餘力があり、これに適當の方策と施設とを以つてすれば、吾々は比較的容易に相當多數の支那人苦力を獲得することが出來ると考へられる。唯だ彼等には、或は滿洲國に於けるやうに、勞働移動率が高く、且つ定著性がなく、従つて甚だ不能率であるといふやうな事態が——現に内地に於ける半島人の場合にも、幾分これと同様の不能率な現象が生じてゐることは事實ではあるが——つきまとつて來ると考へられるかも知れぬが、それは滿洲國に於ける勞務統制方策が未だ充分徹底化されず、加へるに産業經營自體に於ける經營勞務管理方策に未だ多く缺けるものゝあることの結果であつて、若し吾々がこれ等の勞働者政策に慎重を期してかゝれば、——ひろん半島勞働者の場合よりはより以上に、彼等に對する勞務統制と勞務管理上の諸方策施

設に留意しなければならぬが——滿洲國に於ける北支苦力に關するやうな好しからざる經驗など、吾々は比較的容易に避け得る筈であるし、またそれは當然避けられねばならぬ。

今までに、一般に支那人は自國を離れて、海外諸地方に流出せるものが甚だ多く、しかもその内の多くは歐米資本に對する安價な勞働力の提供者として相當に歡迎せられて來てゐる。彼等の生活様式は比較的單純であつて、彼等の生地以外の土地への適應性も相當に大であり、剩へ彼等の肉體力は旺盛であつて、特に重筋肉作業にも適當してゐる。これ等の點を考慮すれば、吾が國現在の勞働力不足に對して、鑛山勞働者として、工場に於ける不熟練勞働者として、また土木建築、運輸業方面にも、相當に彼等を導入して、生産上効果を齎らし得るのではないかと考へられる。しかし何んといつても、彼等は吾々にとつては外國人勞働者であり、未だ彼等を集團的に雇傭することに就いての内地での吾々の經驗が殆んど皆無であつて、今これを敢へてするとすれば此處には相當の準備と注意とが必要であるであらう。

古い時代の支那工匠の渡來といふやうな事實は暫らく別として、今までに吾々は外國人の集團的な使用といふ經驗を、内地工、鑛業に於いては全く持つてゐない。それは單に地理的な條件が然らしめたといふよりは、寧ろ從來吾が國の人口餘力が大きかつたことに歸因してゐたと見なければ

ばならない。しかも昨今の状態は、この吾が國に於ける人口餘力が比較的短期間の内に甚だしく縮少せられて來て居り、これに應じて外地及び外國勞働力に對する吸引力をそれだけ増大しつつあるといつてよい。

四

歐洲諸國では、從來、各國が地理的に接近してゐるといふ事情から、勞働力は國境を超へて隣接諸國間に交互に流出し合つてゐた。例へば、イタリー勞働者がフランスへ、ポーランド人並にスラブ人勞働者がドイツの鑛山や、オーストリアの工場へ、またドイツ人は東部國境を超へて東へ、スラブ人の間に流出してゐた。また敢へて歐洲に例を求めまでもなく、既に相當以前から朝鮮農民は北方へ、即ち、滿洲へ、更らにシベリアへとにじみ出て、其處で定著農民としての生活を維持せるものが相當にあるし、支那人がマレーから蘭領印度諸島へ、また吾々の同胞が遠く海を超へて、ハワイ、南北アメリカへ移民として相當に進出してゐることも見逃せない事實である。このやうな國際的な人口の流動は單に地理的な條件許りではなく、經濟的な事情により著しく左右されてゐることはいふまでもない。しかもこの點に就いていへば、現在及び今後の吾が

國の状態は正に多數の支那人勞働力を吸ひつけるのに有利な方向に動きつつあるやうに見える。そしてこのやうな傾向の生じつつあること自體は、從來多數の同胞を海外へ流出せしめて來た吾が國にとつては、確かに大いに注目すべき事實であると同時に、これに對しては相當の慎重さを必要とするといふまでもない。

唯だ歐洲諸國に於いては、從來ともに、例へば、ドイツの鑛山に於けるポーランド人の使用の如き、既に異民族使用の經驗を持つてゐる場合には、それを更らに擴大することは甚だ容易である。不幸にして私は今現在のドイツに於けるこの種の事情に就いて、その詳細を知らないけれども、本來吾が國よりも自國人口に於いて尠ないドイツが、現に大規模の戰爭を敢へてし、むしろこのためには吾が國に劣らない、或は吾が國以上の國民の軍動員を敢行して、尙ほ國內での生産の擴充には支障を來さしめないやうに努力しつつある裏面には、既にドイツの工場や鑛山は素より、その他の産業部門に多數の外國人並に捕虜を使用しつつあることと想像される。そして吾々も亦このやうな經驗を、將來支那人勞働者の移入に就いて經驗することも、敢へて出來ない譯ではない。

吾が國の一部の識者の間には、既に支那事變の開始以後間もない頃から、支那人、或は捕虜の

移入と使用とを主張するものがあつた。しかし今までのところでは、少くとも人口餘力の相當に大であつた吾々場合には、これは殆んど現實の問題とはなり得なかつた。勿論、吾が内地の勞働力の需給關係は現在既に相當に逼迫の状態に押しやられてゐる。しかし未だ女子勞働力に相當の餘力が残されて居り、先きの歐洲戰爭に於けるドイツやイギリスの場合のやうなダイリユーシヨンの現象が廣汎に出現するまでには、尙ほ幾分かの餘裕があると考へられる。事實、今回女子徵用制度の確立が決定せられたけれども、政府當局者のいふところに依れば、女子に就いて實際にそれが適用せられることは、當分問題にならないといふことである。更らに先きにも簡單に述べたやうに、半島勞働者の内地移入が現に全く望みなきものとなつたのではなく、未だ吾々が此處に相當のものを期待し得るといふ事情もある。

其處でこれ等の事情を併せて考慮するとすれば、むろん今日吾々は直ちに支那人勞働者を集團的に多數移入せよと呼ぶには未だ幾分か時期尙早の感があるといはねばならない。しかし今後の情勢がむろん正確には豫測し得ないとしても、事情の如何に依つては、更らに一段と勞働力の不足が生じて來ることも當然豫定せられることであつて、このためには既に現在に於いて、支那人勞働者の移入の可否に就いて充分討究し、更らにこのための調査研究と、これに基づく相當の準備とを充分整へて置くことは、或は決して無益と許りはいへないかも知れない。〔三田評論〕昭和十六年十月號 所載、昭和十八年一月十九日、一部字句補正)

附記——私が本論で問題とした支那人苦力の内地移入の試みは、昨今漸く北支軍官民の協力の下で實現され出してゐる。私が本論を書いたのは今から正に二年半以前であるが、當時の問題が今實現され出したのを知つて、吾々は今後この北支苦力の勞務對策に就いて、愈々慎重な考慮を拂ふべき時期に到達した。これに對して、本論は僅かにその序論的な意義しか満してゐないが、それでも讀者に對して、これが多少の參考になり得たことは幸ひである。(昭一九・三二〇)

第三編 労働移動防止方策の進展

第一章 労働移動問題の展開

一

労働移動の問題を経営からの、その生産過程からの労働者の離脱としてこれを考へるとすればこれが生産的に問題とされるに至るのは、何時でも事業の繁忙化、労働力需要の旺盛化の時期に於いてである(註)。蓋しいふまでもなく生産の維持発展のためには、それに必要な労働力の質量の確保が是非必要であり、これに對して、労働移動が盛んに行はれることは、この労働力の質量の確保をそれだけ不安定にし、これが延いては生産の維持発展に多少の支障を來す所以となるからである。しかも事業の繁忙化する場合には、一般に労働移動が盛んに行はれる傾向があり、このことが問題を一層顕著ならしめる所以である。更らに労働移動の問題は、今日のやうに戦時經

済の下に於いて、一國の生産が全體的な觀點の下で配慮せられるやうになると、それは特に重要産業部門に於ける必要労働力の質量の確保の問題として、一般により重要なものとせられるに至る。かくて現に吾々の場合には、労働移動の問題は労働力の適正配置の問題の一面を構成してゐると見做される。しかも労働移動の問題は、労働力の需給關係が逼迫化するに従つて、益々重要な問題とならざるを得ない。いふまでもなく、このやうな事情は移動労働者の補充をより困難なものとするからである。

このやうにして、労働移動問題は客觀的な事情の種々の變化と共にその重要さを變じて行く、と考へられる。其處で、このやうな觀點から、支那事變の開始以來今日に至るまでの間に、移動問題がどのやうに推移して來たかを些か回顧し、更らに今日それがどのやうな問題として現はれてゐるか、またこれに對して、吾々の考慮すべき問題が果して何處にあるか、凡そこれ等の點に就いて此處で多少の所見を述べて見たいと思ふ。

(註) 労働移動をどのやうな事實に就いて理解すべきであるかといふ點に就いては、今日必ずしも人々の見解は一致してゐないやうである。また労働移動を経営からの労働者の離脱と解するとすれば、それは當然不況期に於ける失業の問題をも含むことになる。しかし通常労働移動の問題として從來から一般に知られて來てゐるものは、この失業の場合から

區別して、寧ろ好況期に於ける生産的な觀點の下に於ける經營離脱者の問題であつたといつてよい。これ等の、労働移動の概念を巡つての問題に就いては、尙ほ色々論ずべき點もあるが、それは此處では一切省略して置きたい。但しこれ等の點に就いては、尙ほ甚だ不充分的な點もあつたが、私は既に別の機會にこれを問題としたこともあるので、讀者の参考のために、これに關する拙稿を左に示して置くこととする。

拙稿 労働移動の概念に就いて 三田學會雜誌 第三十五卷 第十一號

二

労働移動の問題は生産活動の旺盛化と共に、生産的に益々重要な問題となるが、事實、生産が活潑に行はれるやうになると、労働移動はその度を増し、労働者の經營への定着はそれだけ亂されることとなる。なる程不況期に於いては、一時に多數の労働者が街頭に投げ出され、従つて經營離脱者の數を増さしめると考へられるかも知れない。しかしその反面に於いては、残された労働者の經營への定着度は反動的に強められるのであつて、従つて全體としては經營離脱者の割合は、この不況期に於いて必ずしも多くはない。これに反して、好況期に於いては、何處に於いてもより多くの人手が必要とせられるのであつて、これが労働者をして經營から經營へと轉々と移動せしめる素地を提供することとなり、此處に經營離脱者の割合が自然と高められるに至る理由

がある。そしてこの場合に移動率が最高に達するといふことは、既に過去の經驗が吾々に教へるところである。これを事實に就いていへば、吾々の場合には移動率の最も高かつたのは、先きの歐洲大戦時であつて、大正七年が正にこれに當る。即ち、大正七年には工場労働者全體に就いて觀ると、移動率は年々増して來て八〇%に近くなつて居り、鑛山労働者の方は不明であるが、恐らく一〇〇%を越えてゐたらうと推測される。そしてその後、景氣の沈滞と共に、一方では失業の問題が漸次人々の注意を惹くやうになつて來たのに對して、一般に移動率は年と共に低下して行つた、かくて支那事變前の一般的な傾向に就いていへば、凡そ次ぎのやうであつた。昭和六七年の頃が、鑛山労働者の移動率の最低が示されてゐた時であつて、それは大體五〇%前後であつた。ところが、これが滿洲事變後の經濟界の復活と共に、鑛山労働者の移動率を年々高め、昭和十一年には七四%、昭和十二年には九二%にまで達せしめた。これに反して、工場労働者の移動率は既に早く昭和二年には五〇%を少しく割つて、最低に到達し、その後多少の動搖を見たが、滿洲事變後に於いては、別に移動率の上昇を見ず、大體四五—五〇%の間に停滯してゐた。かくて昭和十一年には四六%、昭和十二年には四九%に過ぎなかつた。工場労働者のこのやうな移動率の停滯は、素より色々な理由の下に理解されねばならない。が、しかしそれは一般の經驗的、

通則的事實の異例をなすといふよりは、此處では未だ不況の経験と事實工業に吸引され得る人的資源の尙ほ相當に存したことが、工場労働者の移動の足を勤ならず止めてゐたと解さるべきであらう(註)。

さて、このやうな吾々の経験からすれば、支那事變の勃發が軍需品生産の増強を要請し、これを中心に労働者の移動が、相當の刺戟を受けるに至つたことは、何人にも容易に領けることである。そして事實、事變勃發後の生産力の増大の努力の裡にあつて、先づ労働移動の問題が生産の支障を來たすといふ意味で、漸次強く一般の注意を惹くやうになつてゐる。しかし事變開始當初の移動率の推移を見ると、工場労働者の場合は昭和十三年四七%、昭和十四年に凡そ五〇%であり、鑛山労働者の場合には昭和十三年に六七%、昭和十四年に凡そ七五%であつて、何れも特に上昇の傾向なるものを認め難い状態を示してゐた。しかも世間では一般に移動の問題が相當に喧しく取りあげられ、これに應へて、昭和十三年の夏には學校卒業生使用制限令が、そして昭和十四年春には従業者雇入制限令が實施せられるに至つたことは、既に一般に周知の通りであつて、またこれが労働移動防止方策の最初のものであつたことも、特に此處に指摘する必要もない。また従業者雇入制限令と殆んど時を同じくして實施せられるに至つた賃金統制令が、その半面に於

いて、賃銀に依る労働者の移動を防止しようとする意圖を與へられてゐたことも亦、既によく知られてゐるところであらう。

ところで、このやうに労働移動は生産的な觀點の下に於いて問題として取りあげられるに至つたが、實際に移動率が事變勃發後目立つた上昇を示してゐないことは、先きに示した昭和十三年の移動率に就いて見ても明かである。然らば一體これはどのやうな問題として理解されるのであらうか。

事變勃發後の生産増強の要請はいふまでもなく軍需品關係産業、就中、重工業部に最も強く現はれた。其處では經營の擴張と新設が急に必然化した。そしてこの生産の擴張がより多くの労働力を要求したことは素よりであるが、此處で吾々の注目すべきことは、このやうな生産の擴張が實現可能となるためには、單に多量の新しい未経験の労働力だけでは不充分であつて、其處に集められる労働力中の一定部分は経験工、熟練工を以つて充たされて行かねばならない。しかも熟練工はさう單日月中には補給され得ない。して見ると、この中心的な重要さを持つ経験工や熟練工の獲得は、從來からの失業者中にこれを求めるか、或は他經營の現業労働者中にこれを求めるか、この孰れかを撰ぶより外に道はない筈である。そしてこの二つの道が同時に撰ばれたと

考へられる。しかも失業者の生産過程への再吸収はこの場合問題とはならない。問題であるのは、他工場からの労働者の吸引である。

しかしこのやうにして、急激な生産の擴張が行はれる場合には、これを全體的に観ると、他工場からの労働者の吸引、経験工、熟練工の経営間移動は或る程度まで必然的な事実であり、またそれは必要のことでもあつたといへる。いひ換へれば、それは生産的には當然ある程度までは行はねばならなかつたのである。しかしその限度は簡單には指示され難いことであるし、またこの他工場からの労働者の吸引が、経営間の職工の引抜き争奪といふ稍々穩當でない形態に於いて行はれたこと、更らにそれが不急産業部門から時局産業への労働者の吸引ならば、左程問題ではないとしても、多くの場合にはさうではなく、同種乃至類似の経営間に、かくて共に時局的には重要な経営と見做されるものの中に、職工の引抜き争奪が相當に行はれたこと、凡そこれ等の事情がやがて時局産業部門内に於いて、また其處から他への、労働者、就中、経験工、熟練工の経営離脱を防止することの必要を一般に認めしめるに至つたと見られる。そしてこれは至極當然のことであつたといつてよい。

かくて事變勃發後間もなく取りあげられるに至つた労働移動の問題は、一般に移動率が特に高

まつたことの不生産的現象に關聯するのではなくして、寧ろ時局産業の生産の發展のために、生産上中心的な重要さを持つ経験工、熟練工、更らに技術者の経営間移動の防止にあつたと見らるべきである。かくて問題は時局産業を中心とする、しかも一般の労働者に對してではなく、修練労働者に對する謂はゞ重點的、限定的な移動防止の問題であつたといつてよい。しかしこのやうな限定的な移動防止の問題は、そのまゝでは止まり得なかつた。然らば問題はその後どのやうに變化して行つたのであらうか。

(註) 支那事變前の労働移動事情に就いては、左の拙稿を参考にせられたい。

(1) 拙稿 吾が國に於ける労働移動の研究 三田學會雜誌 第三十五卷 第三號

(2) 拙稿 吾が國工、鑛業労働者の労働移動の研究 三田學會雜誌 第三十五卷 第八號

三

支那事變は昭和十三年に入つてから漸く長期化の見透しを與へられた。そして事實事變の進展と共に、軍需品の生産増強は益々緊切な問題となつて行つた。これが軍需品關係産業に對する重點的生産政策の強化を伴つたことはいふまでもない。しかもこれを労働力の面に就いて見ると、

事情は一步一步緊迫の度を加へて來た。先づ問題であるのは、労働力需給關係の逼迫化である。其處で、このやうな現實の事情を背景にして、労働移動問題はどのやうに轉化して行つたであらうか。

従業者雇制限令が、賃金統制令と共に、軍需品生産部門に於ける労働者の基幹部分を相當に足留めしたことは、事實として認められねばならない、しかしその移動防止の目的が百%に充されたとは到底考へられない。いひ換へれば、其處では尙ほ労働者の經營間移動が、多少とも生産に支障を來たすと考へられる程度に存してゐた。そしてこれを必然的ならしめた事情に就いては凡そ次ぎの如く考へられるであらう。即ち、生産の擴張は依然として一般の經驗工や熟練工のより多くのものを必要とした。このこと自體は、従業者雇制限令が存するにも拘らず、また他方では賃金統制令が存するにも拘らず、尙ほ一部の労働者をして經營間移動の舉に出でしめたし、また雇制限令の適用外にある労働者の自由なる移動が、多少の程度に於いて生産を阻害するものであることも否定され得ない。しかも時局の進展と共に、労働力の需給關係が漸次窮乏化するに従つて、經營離脱者に對する労働力の補給が益々困難となるといふ事情が、一般に労働移動の生産阻害的事實を一層痛感せしめるに至る。かくて生産増強の益々強い要請の下に於いて、労働

移動の防止が當然強化されざるを得なかつたといつてよい。

そしてこの移動防止方策の強化は、昭和十五年秋の従業者移動防止令、昭和十六年秋の勞務手帳制度の實施を経て、大東亞戰爭の開始後間もなく、昭和十七年の初めに實施せられるに至つた勞務調整令まで、一步一步前進せしめられ、遂に労働者の自由なる經營離脱が完全に抑制される體制にまで及んだことは、既に周知の通りである。尙ほこのやうな移動防止方策の強化を側面から支へるものとして、吾々は此處に昭和十五年初頭の青少年雇制限令——これは重要産業部門から不急産業部門への労働力の流出を、抑制する意味をも持つてゐる——を擧げることが出来るし、また賃金臨時措置令（昭和十四年十月）、改正賃金統制令（昭和十五年十月）と、その後における賃銀額決定の諸措置、從來絶えず問題として残されて來た日傭勞務者の賃銀額に關する最近の決定に至るまでの諸方策が、賃銀の些少の差を追ふ労働力の流動を抑制しようとする意圖を持つてゐることは、此處に特に指摘する必要もないであらう。更らに此處に指摘して置いてよいことは、徴用制度の適用が擴張せられたことである。徴用制度は即ち産業戰士としての應召であつて、それが完全な移動防止の意義を同時に持つてゐることはいふまでもないことであるが、大東亞戰爭の開始に僅かに先き立つて、廣く重要産業に屬する民間諸經營にまで、徴用制度が擴大適用せられ

るに至つたことは、従つて其處に於ける労働者の移動を廣く抑止することを意味してゐた。凡そこのやうな移動防止方策の強化に就いて、先づ此處で指摘して置いていゝことは次ぎの點である。即ち、最初の移動防止方策である學校卒業生使用制限令と従業者雇入制限令とが、専ら技術者と熟練工に對する雇主間の引抜き防止を目的としたものであるのに對して、その後勞務調整令の實施に至るまでの移動防止方策の強化は、一方ではこれが適用される労働者の範圍を擴大し、他方では彼等の經營間移動を益々困難ならしめるやうな條件の提出に依つて、謂はゞ外面的にこれを抑制し、彼等を出來るだけ經營に定著せしめようとするものであつた。これはいひ換へれば、専ら労働者の經營間移動を防止することを目標とした方策の強化であつたといつていゝ。これに對して、勞務調整令の實施は單に労働者の經營間移動のみならず、労働者の一切の自由退職を國家的統制の下に抑制しようとするものであつて、この點で確かにそれは従前の移動防止方策を更らに一段と強化したものであるといふことが出来る。これに依つて労働者が歸郷に關する色々な口實を設けて、事實他の經營に移らうとする場合も抑止されることとなつたし、徴用制度がまたこれと同様に一般に労働者の自由なる移動を完全に抑止し得るものであることはいふまでもない。そして凡そこのやうに移動防止方策が強化せられて來たことに對する現實的な根據は、

主として労働力需給關係の逼迫化にあつたと見られるであらう。

支那事變以來の移動防止方策の強化は大體以上のやうであるが、これに就いては更らに二つのことを此處に指摘して置かねばならない。既に述べたやうに、最初に労働移動防止方策が採られるに至つたのは、時局産業の活況を背景にして、當然豫測せられ得る移動率の一般的な上昇、乃至は事實その強い上昇の傾きが見られたからではない。そして私が別にこれを明かにして置いたやうに（註）、従業者雇入制限令以來の移動防止方策の強化は、各々多少の効果を實現し、移動率はこれに依つて既に相當程度にまで低下せしめられて來てゐる。従つて吾々は今これに對して大體次ぎのやうにいふことが出来るであらう。即ち、支那事變の開始以後、吾々は事變前の移動率を超えるやうな程度の移動現象の出現を遂に經驗せず來て了つた。これは誠に幸ひであつたといはねばならない。しかしこれに依つて吾々は決して、従業者雇入制限以來の移動防止方策の効果を過少評價してはならない。蓋し若し吾々が時局進展の過程に於いて移動防止に關する何等の對策をも講ぜず、労働者の引抜き、彼等の自由退職を放任したとするならば、恐らく移動率は時局進展の過程に於いて、遂には事變前に比較して甚だしく上昇するに至つたであらう、と考へられるからである。そしてこの場合には、既に述べて置いた大正七年の場合の如きも、到底その比

でないやうな程度にまで、移動率が高まつたであらうと想像することは、決して理由のないことではない。従つてこの意味に於いて、事變後次ぎ次ぎに採用されて来た移動防止方策の効果は、それが直接に擧げ得たもの以上に、遙かに大きく評價されねばならぬであらう。指摘すべき第一の事實はこれである。

更らに第二に、移動防止方策の眞の効果は右のやうに相當大きく評價されねばならないのであるが、しかし事實としては、吾々は従業者雇制限令以來常により小なる移動率しか計算することが出来ないものであつて、しかも尙ほこれが移動防止方策を一步一步強化せしめたのは、果して何故であらうか、この點も一言明かにして置かねばならぬ。

移動率の大小を問はず、移動は常に多少の生産障害となる。これを少しく極端にいへば、一人の熟練工を失ふことも、時には直ちに生産に對して重大な支障を來たすことになる。かくて生産増強の要請が緊切であればあるだけ、移動は出来るだけこれを防止することを必要とする。戦時に於ける生産増強の非常時的要請が、このやうにして、些少の移動をもこれを問題たらしめ、これを防止することに依つて生産の増強に資しようとするところに、支那事變以來の移動防止方策の現實的な意義が求められる。——そして移動防止方策のこの現實的な意義は、先きに指摘した

その効果に關する評價の場合とは違つて、それが現實に擧げ得て来た移動率の低下に依つて計られるであらう。かくて吾々は移動防止方策に關しては二様の評價を行ふことが出来るし、またさうしなければならぬ。ところで——この移動防止方策の現實的な意義からすれば、労働移動中、眞に不可避的なものを除いて、他の一切の移動が完全に無くなされることが、當然要求せられるし、また事實これが實現されるやうに努力されねばならない。そしてこの意味に於いて、移動防止方策は勞務調整令と徴用制度の採用とに依つて、既に來るべきところまで來て了つてゐるといつてよい。

勿論、右のやうにいふことが出来るとしても、現實に重要産業部門に於ける男子労働者の最近の移動状況を觀ると、未だそれが不可避的移動の範圍にまでは壓縮されず、尙ほ幾分防止さるべきものと見做される移動が若干存することは事實のやうである。従つて勞務調整令に依る移動防止は、その本來の目標に達するためには、その運用を一層嚴密にするか、或は別にこれに對する補足的方策の強化を伴ふことを必要とするやうにも思はれる。いひ換へれば、勞務調整令の下では、未だ移動防止に若干缺けるものがあると考へられる。しかしこれはもはや左程重大ではなく、移動防止方策の形態としては、それが既に徴用制度に次ぐ徹底した方策である、といつて置いて

差し支へないであらう。かくて支那事變以來の移動防止方策の進展は、大東亞戦争の開始を轉機として、一應その最終形態にまで到達してゐると見られる。そして事實これに應じて、移動率は嘗つて見ない程度にまで——但し炭礦労働者の場合だけは、未だ其處までは達してゐないが——低減せしめられて來てゐる。果して然らば、吾々はこれに依つて大體満足すべき状態に達したといひ得るであらうか。確かに外形的には略々満足すべき状態に達し得てゐる。しかし尙ほ内實的には問題が残されてゐるのを、吾々は此處で見落してはならない。そしてこの意味では、労働移動の問題は從來の移動防止方策の觀點から反轉して再考される必要がある。

(註) 従業者雇入制限令以來の、移動防止方策の持ち得た効果に就いては、次章「勞務手帳制度の意義」に就いて私が述べたところに、數字的にこれを取りあげて置いたので、本論ではこれを省略する。また本節中の私の敘述は當然數字的に述べられることを望ましいとする點も多いのであるが、これも右の拙論中のものを此處に繰り返すことになるので、便宜上省略した。従つて讀者が本節の所論と右の拙論とを對照せられることを希望して置く。

四

労働移動は、それが熟練工の場合たると不熟練工の場合たるとを問はず、昨今のやうに人手の

不足が稍々痛感せられる場合には、常に多少の程度に於いて生産阻害的である。従つて吾々は生産増強の緊切な要請の下に於いて、一人の經營離脱者の出ることも、決して輕々には看過し得ない。このために、從來時局の進展に伴ふ客觀的情勢の變化の下で、移動防止の方策は一步一步強化せられて來たのであつたが、この方策は謂はゞ外面的に——或は直接的にといつてもいい——移動を防止しようとするものであつた。しかし移動現象は常に何等かの原因に基づいてゐる。従つて吾々が移動を防止しようとするならば、吾々は常に移動の原因に遡つて、これを防止することの寧ろ賢明の方策であることを決して忘れてはならない筈である。しかも從來からの所謂移動防止方策は、この移動の原因に觸れることなくして、移動を防止しようとするものであつたといつていい。但し貸銀統制方策がその一面に於いて移動防止方策であることを最初から自覺されてゐたことは、移動の原因中最も大なるものが貸銀であるといふ意味に於いて、これだけは一つの例外をなすことを認めねばならない。しかし移動の原因中貸銀が最大のものであるとしても、それが唯一のものではなく、従つて吾々の尙ほ勘考すべき多くの問題が此處に残されてゐる。

労働移動の原因は文字通り種々雑多である。從來學者はこれを種々に分類し考察して來た。そしてその最も普通の見解に従ふと、移動の原因は労働者個人に求められるものと、經營の側に求

められるもの、更らに外境的、一般経済的専情の變動に基づくものといふやうな區別がなされて來てゐる。そして一々此處にこの種の見解を例示しなくとも、何人も容易にこのやうな見解が最も普通になし得ることを知り得るであらう。そして多種多様の移動の原因を、一見このやうな分類の下で眺めることを至當とすると、或は考へられるかも知れないが、今日の問題としてこれを觀ると、既に勞務問題は強い全般的な國家的統制の下に置かれ、また國民皆働の實が要請せられてゐる吾々の場合には、もはやこのやうな見解は不要である許りではなく、却つてそれが問題を不徹底ならしめるといふ意味に於いて、また退けられねばならないものでもある。そしてこれに代つて、吾々は多様な移動の原因を、労働主體と労働客體との關聯、いひ換へれば、労働者とその所屬せる經營環境との關聯の裡に正しく求めねばならない。かくて労働移動の發生は、私の見るところを以つてすれば、労働者とその所屬せる經營環境との不適合關係の客觀的、行爲的表現である、と一般的にいふことが出来る。既に労働移動を以つて、労働者の經營に對する不満足の客觀的表示であるといはれて來たのも、正にこの意味に他ならぬ。

このやうに、労働移動が人と環境の不適合關係を表示するものであるとすれば、労働者とその經營環境との適應状態を出現せしめ、これを維持して行くことが、労働移動を正しく防止する道

でなければならぬ。そしてこれをよく爲し得る地位にあるものは、労働者自身ではなくして、

經營者である。従つて各經營に於いて、經營にとつては、當然避けられねばならない不生産的な

——移動失費の經營計算からすれば、正に經營にとつて経済的損失でもあるところの——労働移動がどの程度に行はれてゐるかは、經營者がその地位を自覺し、彼自から採り得る適當な經營方策をどの程度まで展開してゐるか、を表示する一つの目安であるといふことも出来る。經營者が經營所屬の労働者とその環境との關聯を積極的に調整し得る地位にあることは、假令、この地位を自覺すると否とを問はず、彼自からが經營の指導者であることを意味してゐる。このやうに考へれば、労働移動の問題は他の多くの労働の問題と共に、經營者のその經營指導者としての地位の自覺と熱意の如何に、大きくかゝつてゐるといつてよい。

かくて労働移動の問題は究局、近頃一般に用ひられる言葉で以つてすれば、經營の勞務管理の即ち、經營労働者政策の一つの大きな問題であるといへる。移動問題が歸するところ此處にあり、そしてそれが經營者の經營労働者政策に對する熱意の如何にかゝつてゐることが、先づ何人に依つても明確に知られてゐることが必要である。この意味に於いて、昭和十七年十月に初めて行はれた經營責任者陣頭指揮運動は、吾々にとつては一つの注目すべき事實であつた。しかも甚だ遺

憾なことは、これに對して一部に於いては、尙ほ色々な批評が繰返しなされてゐて、未だ眞に經營指導者の地位を自他共に自覺し得ない、謂はゞ認識不足者が若干ゐたことである。これでは労働移動の問題は素より、一般に労働生産性を向進するための色々な問題が、満足に解決されるには尙ほ道遠しの感がある。

批評を先きにして了つたが、此處で再び問題の本筋に立ち歸らう。今日吾々に與へられてゐる問題は、以上見て来たところからすれば、凡そ次ぎの如くであるであらう。即ち、賃銀統制方策の場合を姑らく措くとして、——といつても、賃銀統制は經營間の賃銀の凸凹を調整することに依つて、確かに労働者の經營間移動の大きな原因を除去することにはなるが、しかしこのやうにして決定される賃銀それ自體が労働主體と適合關係を持つかどうかはまた別の問題であり、更らに賃銀支拂制度の如何も亦、此處に微妙な關係を成立せしめる。そしてこれ等の點が移動問題とも關聯して考慮されるべきものであることはいふまでもない——從來の移動防止方策は専ら外面的にのみ移動を抑止して来た。かくて足留めされた労働者が若し經營内にあつて、絶えず幾分の不満を持つとするならば、いひ換へれば、彼等が不満ながら一定の經營環境の裡に不適合の状態のまま置かれるならば、一體其處からはどのやうな現象が生じて来るだらうか。これが問題であ

る。そして労働移動が既に内面的には相當極度に押へられて來てゐる重要工場の場合に、今や移動の問題はこのやうな問題として反省されて行くことが是非必要である。また工場の場合とは違つて、今日超重點産業の一つに加へられてゐる炭礦の場合には、尙ほ相當程度の移動が存するのであつて、従つてこの場合には、工場の場合よりもより多く右の問題が反省される理由がある。そして若し足留めされた労働者がその置かれた經營環境の裡で多少とも不適合の状態のまま置かれるならば、其處に具體的には種々なる現象が現はれて來る。そしてそれ等が共に労働生産性の向上を妨げるものであることはいふまでもないが、また留意すべきことは、假令、それが最初には僅かに一二の労働者に就いて見られる現象であるとしても、これを放置することは、聽て時には他の労働者にも感傳し、それが經營社會集團の一部をして結局労働生産性の低下に導かないとも限らない、といふ點である。

足留めされた労働者の労働生産性の状態が、このやうにして反省されて行くことが必要であるが、これを具體的な問題に移していへば、最近來徴用工を巡つて、徴用工自身の労働生産性が問題とされ、また新規徴用工に對して、從來から其處にゐる労働者の労働生産性の問題が色々と取りあげられざるを得なくなつてゐるのもこれである。そして重要事業場勞務管理令が、勞務調整

令に繼いで後間もなく実施されたのも、この意味に於いて、一つの重要な意義を持つてゐたことを、吾々はこれを見逃してはならない。そして昭和十八年一月二十日の閣議に於いて決定を見た「生産増強労働緊急対策要綱」に於いて、先づ徴用制度の刷新強化が意圖され、また勤務管理の刷新強化が計られ、更らに勤務者用物資、住宅等に關する對策の強化が計られることが明かにされたのは、従來の移動防止方策から觀ても亦、相當意義のあることだといはねばならない。それにしても、唯だ問題であるのは、このやうに國家の労働者政策が従來の移動防止方策に對して強ちに補足されて行くのに、經營自體に於いて、果して問題が正しくどの程度までよく理解され、國家的方策の実施に俟つまでもなく、その枠内に於いて、積極的に問題解決の態勢がどの程度まで自律的に整へられてゐるか、これが反省されなければならぬ點である。

かくて労働移動の問題は、従來からの移動防止方策の強化の下に於いて、今や經營自體に於ける労働生産性の向進に關する一般的な問題へ轉化してゐるといつていい。しかしこのことは決して労働移動問題を解消せしめたのではなくして、移動問題が生産的な問題として取りあげられる限り、これに關する本來の問題が最初から此處に存してゐたとも見られるのであつて、従つて緊迫せる時局情勢が否應なしに問題を本筋に立ち歸らしめたのであると、いふことも出来るであらう。

そして此處に吾々の意欲の必然的な發展の方向がある。これを明確に認識し、この方向に沿つて積極的な努力が拂はれて行くことが、時局を乗り切る正しい道でなければならぬ。

（本稿は昭和十六年九月二十四日私行つたラヂオ講演放送の草稿を書き改めたものである——昭和十八年二月三日稿了）